

# 歴代史略 下

## 第一章

サロモン、ガバオンにて犠牲を献ぐ—サロモン智慧を選びしに由り天主之を彼に賜う。

一さてダヴィードの子サロモン、その王權に力を得たり。主<sup>1)</sup>その天主<sup>2)</sup>之と共<sup>3)</sup>に在<sup>4)</sup>して、甚だ之を大ならしめ給<sup>5)</sup>えり。<sup>6)</sup>ニサロモンすべてのイスラエル人、千夫長、百夫長、諸侯<sup>2)</sup>、イスラエル全國の裁判官<sup>3)</sup>諸々の家長等に命じて、全會衆<sup>3)</sup>と共にガバオンの高き處<sup>4)</sup>即ち天主<sup>5)</sup>の下僕モイゼが荒野にて造りし、主<sup>6)</sup>の契約の幕屋<sup>7)</sup>のある所に行けり。<sup>8)</sup>されど天主<sup>9)</sup>の櫃は、ダヴィード、カリアティアリムより、之に備えてその爲に天幕<sup>10)</sup>を張りたる處<sup>11)</sup>即ちイエルサレムに携え行きたり。<sup>12)</sup>但<sup>13)</sup>フルの子なるウリの子ベセレールが造りし<sup>14)</sup>青銅<sup>15)</sup>の祭壇<sup>16)</sup>は<sup>17)</sup>其處にある主<sup>18)</sup>の幕屋<sup>19)</sup>の前にありしかば、サロモン全會衆と共に

第一章 1) 王上三。  
一。 2) 一いろいろな偉い人達。 3) 代上二三・四によれば、大部分レヴィ人であつた。 4) 母下六・一七。代上一六・一。  
5) 出三一・二。三七・一以下。三八・一以下。 6) 燔祭壇。  
律法規定の燔祭は、

之これを訪おとなえり。大おおしかしてサロモン、主しゆの契約けいやくの幕屋まくやの前にある青銅せいどうの祭壇さいだんに上のぼり、その上うえにて犠牲いけにえ一千を献ささげたり。然しかるに視みよ、その夜よる天主彼てんしゅかれに現あらわれて曰のいけるは、「汝なんじの欲ほつするものを求もとめよ、さらば我われ之これを汝なんじに與あたえん。」ハサロモン天主てんしゅに云いいけるは、「汝なんじはわが父ちちダヴィドだに大おいなる御恩惠おんめぐみを施ほどこし、且かつ我われを立てて彼かれに代かわる王おうとなし給たまえり。されば今いま、主しゆなる天主てんしゅよ、願ねがわくは汝なんじがわが父ちちダヴィドだに約やくして曰のえる所ところを履行りゆうし給たまえ。蓋そは汝なんじ、我われを王おうとなして、地ちの塵ぢりの如ことく數知かずしれぬ多くの民たみを治おさめしめ給たまえばなり。○我が汝なんじの民たみの前に出入でいりし得うるよう。○我われに智慧ちえと理解力きりょくとを與あたえ給たまえ。夫それ、かくも大おいなるこの汝なんじの民たみを、誰たれかよく裁さばくを得うべき。」と。二二時に天主サロモンに曰のいけるは、「この事こと最も汝なんじの心こころに適かない、汝なんじ富とみも、所有物ものをも、榮譽はまれをも、汝なんじ憎にくむ者もの共ともの生命いのちをも、また長壽ながいきをも求めずして、わが汝なんじ王おうに立てて治おさめしめたるわが民たみを裁さばくを

ただこの祭壇さいだん上ののみ獻ささげることができる。他の所に祭壇さいだんを築いて、犠牲いけにえを獻ささげるのは、ただ天主の直接か預言者達による間接かの御指令がある場合のみで、その例はイスラエル史上にただ數回あるだけ。代上ニ一・二八以下参照。一一七 犀さい祭の後。一一八 我が正しく行動し得るよう。一一九 王上三・九。智九・一〇。一一〇 原語 animas 「靈魂」。

得ん爲に、智慧と知識とを請いたるに由り、二三智慧と知識とを汝に與う。また我は、汝の前にも汝の後にも、汝に匹敵う王一人もあらざるほどの、富と所有物と榮譽とを汝に與えん。』と。一三是に於いてサロモン、ガバオンの高き處、契約の幕屋の前を去りて

一四 イエルサレムに至り、イスラエルを治めたり。一四 しかして彼は已が爲に戰車と騎兵とを集め、戰車一千四百、騎兵一万二千を有す

一五 が許に置きぬ。<sup>12)</sup> 一五 王またイエルサレムに銀と金とを石の如くに至れり。彼乃ち之を戰車の邑々<sup>11)</sup> 及びイエルサレムにある王の許に置きぬ。<sup>12)</sup> 一五 王またイエルサレムに銀と金とを石の如くに

一六 杉を平野に數多生ずる無花果樹の如くにあらしめたり。一六 馬は王の商人等が、エシプトより、コアより、彼の許に引き來れり、彼ら等が行きて買入れし値段は、一七 馬四頭曳の戰車一輛は銀六百枚、馬一頭は百五十枚。<sup>13)</sup> ヘト人<sup>14)</sup> のすべての國やシリアルの王等よりも、同様にして買入を行えり。

11) 廐舍のある町々。これらはわけても牧場の十分にある國の南部地

12) 王上一〇・二六。

13) これに就いてはヨゼフが銀二十枚で賣られたキリストが銀三十枚で敵に付され給うたことを思ひ合せよ。

14) 近代に至つて發見せられた、ペルシャのフエニキア支配時代の貨幣には、チロ地方の住民は、ヘト人であつたことが記してある。

## 第二章

サロモン、ヒラムに使者を遣し、工人と木材との送附方を依頼す。

一 二 三 四 五 六

さてサロモンは主の御名<sup>1)</sup>の爲の家と、己が爲の宮殿とを建てんと思ひ定めたり。ニ彼乃ち荷を負う者七万人、山にて石を切る者八万人、及び是等を監督する者三千六百人を數え分てり。三彼またチロの王ヒラムの許に云い遣りけるは、「汝わが父ダヴィドに對して爲し給いし如く、即ち彼にその住む家を建つべき杉の材を送りし如く、<sup>2)</sup>四我に對しても亦然なし給え。これ我が主わが天主の御名の爲に家を建てて之を獻げ、その御前に香を焚き、馨しき香料を薰じ、また常にパンを供え、朝夕、及び安息日、新月、ならびに主我等の天主の祝典の時などに、燔祭を獻げて代々に及ぼすを得んためなり。是等はイスラエルに命ぜられし事なればなり。五夫れ、わが建てんと欲する家は大なり、蓋は我等の天主はすべての神々に優りて大なればなり。六然らば誰か能く彼の爲に相應わしき家を建つるを得べき。

第二章 1)「主の御名」とは天主御自身の御稜威と御聖徳との最も簡單なあらわし方で、その御本質のことである。申二八・五八參照。  
2)王上五・一。

天も、諸天の天も彼を容るる能わざるに、我何者なれば彼の爲に家を建つ  
るを得んや。ただ彼の御前に香を焚く、その爲のみ。<sup>3)</sup> せざれば、金、銀、  
青銅、鉄の細工、及び紫布、紅布、青布の製造を心得、彫刻の技を辨えた  
る熟練者を我に遣り、わが父ダヴィドが用意しおきし、わが許にあるユデ  
アとイエルサレムの工人等と與ならしめ給え。八また杉、樅、松の材をリ  
バノンより我に送り給え、我は寔に汝の僕等がリバノンの材を切るに巧な  
るを知るなり。わが僕等も汝の僕等と共にありて、わが爲に木材を豊か  
に備うべし。蓋し、わが建てんと欲する家は、甚だ壯大美麗なるべければ  
なり。一。我は木を切る汝の僕の働く者に、食糧として小麦二万コル、  
大麥同量、葡萄酒二万量、また油二万サタ<sup>5)</sup> を與えん。」と。二時にチロ  
の王ヒラム、サロモンに送りし書の中に曰く、「主はその民を愛し給うに  
より、汝を王となして彼等を治めしめ給えり。」ニ更に附加えて曰く、「稱  
うべきかな、天地を創造り給える主イスラエルの天主、<sup>6)</sup> そはダヴィド王

3) 主の御住居としてではなく、たゞその崇敬の場所としてのみ。

4) コル（又はコメル）は、乾燥した物の最大の樹目。

5) サタ、即ちバトまたはエ

フアは、コルの十分の一量で、液体をはかる最大の樹目。一<sup>6)</sup> ヒラムがイスラエルの天主を萬

に、智慧と知識と聰明と賢慮とを具えたる子を授け、之をして主の爲の家と、己が爲の宮殿とを建てしめ給えばなり。二三されば我は汝に、賢くして最も知識に富む人、わが父<sup>7)</sup>ヒラムを遣したり、一四是はダンの娘等の一人なる女<sup>8)</sup>の息子にして、その父はチロの人なり。彼は金、銀、青銅、鉄、大理石、木などの細工、また織布、青布、上亞麻布、紅布の製造を心得、且あらゆる彫刻をなし、汝の工人等及び汝の父、わが主君ダヴィドの工人等と共に、すべて工事に必要な物を巧みに工夫することを知る。一五さればわが主君汝が約し給える、小麦、大麥、油、及び葡萄酒を汝の僕等に遣り給え。一六我等は汝が要し給うだけの材をリバノンより切り出し、之を筏に組みて海路ヨツペ<sup>9)</sup>に送らん。之をイエルサレムに搬ぶは汝の方

物の創造主として讃美したというだけでは、まだ彼がイスラエルの宗教に帰依していたとの證據にはならないが、彼が天主についてのユデア人の見解を知つており異教徒ながら自分もこれを崇めていたことの證左にはなる。そういう考えを彼はサロモンの前で云いあらわすのである。7) — 工人ヒラムがここでチロの王の父(すなわち名匠といふ尊稱に等しい)とよばれ、四・一六でサロモンの父と對して抱いていた敬意を表するため。18) 母方がイスラエル族の出<sup>9)</sup>ヨツペは昔からイエルサレムの港であつた。

にてなし給うべし。」と。一セサロモン、その父ダヴィドが爲した  
る調査に倣いて、イスラエルの國に在る異邦人<sup>10)</sup>を悉く算えたる  
に十五万三千六百人なること知れたり。一八よりて彼その七万人を  
肩に荷を負う者となし、八万人を山<sup>11)</sup>にて石を切る者となし、三  
千六百人を民の働きの監督となせり。

### 第三章

聖殿の構造と裝飾—智天使、幕、柱など。

一 やがてサロモンは、その父ダヴィドが示されし、イエルサレム  
にあるモリア<sup>1)</sup>山中の、ダヴィドがイエブス人オルナンの打禾場<sup>2)</sup>  
に用意したる場所に、主の家を建て始めてたり。<sup>2)</sup> 二 その建て始めた  
るは、彼が治世の第四年第二月なり。三さてサロモンが天主の家<sup>3)</sup>  
を建てんとて据えたる基礎<sup>3)</sup>は次の如し。長さは舊の物差<sup>4)</sup>にて  
六十クビト、幅<sup>4)</sup>は二十クビト。四また前面の玄關は、家の幅<sup>4)</sup>の寸  
四 二 一

### 第三章 <sup>1)</sup>創二二・二。

シオンの北方にある山  
<sup>2)</sup>王上六・一。母下二  
四・二五。代上二一・  
六。一<sup>3)</sup>定めた設計図。  
<sup>4)</sup>即ち聖なるクビト、  
又はモイゼのクビトと  
稱せられた昔の長さの

<sup>10)</sup>代上二二・二。  
<sup>11)</sup>ユダの南にある。

法に循いて、長さ一十クビトに及び、高さは百二十クビトなりき。彼、その内部を純金もて覆えり。五また大いなる家<sup>5</sup>は樅の材の板もて<sup>6</sup>張り、全部之に純金の板を被せ、且それに棕櫚と、小さき鎖を編み合せたる如きものとを刻めり。六彼また聖殿の床に甚だ美麗高價なる大理石を敷けり。七彼が家並びにその梁と柱と壁と扉とに被せたる金の板は最良のものなりき。しかして壁には智天使を彫りたり。八彼また至聖所の家をも造りぬ、その長さは家の幅に循いて二十クビト、その幅も同じく二十クビト。彼之を覆うに六百タレントばかりの金の板を以てせり。九なお金の釘をも造りしが、その釘は各々五十シクルの重量ありき。高間<sup>7</sup>にも亦金を張りぬ。一○彼更に至聖所の家に彫刻品なる智天使二つを造りて、之に金を被せたり。二○その智天使の翼は一十クビトに及び、一つの翼は長さ五クビトありて家の壁に接し、他も亦長さ五クビ

標準。記述者がかく詳細に記したのは、同胞が異境に流寓していた間に、稍短かいバビロニアの物差を採用し、それをパレスチナに持ち歸つたからである。<sup>5</sup>主要な廣間。一○石壁にこれを張つた。<sup>7</sup>至聖所のすぐ上にあり、聖殿の建物の全高三十クビトの内、至聖所の高さが二十クビトになるようにな（王上六・一一を見よ）造られた部屋々々。

トありて、他の智天使の翼に接したり。二三他の智天使の翼も同じく長さ五クビトありて壁に接し、その他の翼も長さ五クビトありて他の智天使の翼に接したり。二三かく一つの智天使の翼、展がりて二十クビトに及べり。しかして是等は足にて直立し、その顔を家の外方に向けたり。一四彼また青布、紫布、紅布、及び上亞麻布の幕をも造りて、之に智天使を刺繡せり。<sup>8)</sup> 一五彼なお聖殿の扉の前に二本の柱を造りしが、是等は高さ三十五クビトあり、その頭は五クビトなりき。<sup>9)</sup> 一六彼更に神宣所に小さき鎖の如きものを造りて、之を柱の頭の上に附けたり、また石榴百箇を造りて、鎖の間に附けたり。一七彼この柱を聖殿の玄關に、一本は右に、一本は左に立て、右にあるをヤキン、左にあるをボーズと稱べり。

<sup>8)</sup> イエズス・キリストの御死去の際に裂けた幕マテオ二七・五一参照。<sup>9)</sup> 柱の高さは十八クビト、残りの十七クビトが基礎台座、頭部、柱頭の飾りを合せたものに當る。一耶五二・二〇以下。

## 第四章

聖殿の器具及び裝飾。

一彼かれまた、長なが一十クビト、幅はば一十クビト、高たかさ十クビトある青銅せいどうの祭さい  
 壇だん<sup>1)</sup>を造つくりり、二なお縁あらわより縁まで十クビトありて、周圍じゆういの圓き鑄物まるいものの海うみを  
 造つくれり。其は高たかさ五クビトありて、その周圍じゆういは三十クビトの繩なわ之これを繞めぐれ  
 り。<sup>2)</sup>三またその下したには牛の如きものあり、その彫刻ちよくは外側そとがわにありて、一ク  
 ビトに十宛うつ、<sup>3)</sup>二列うしをなす如く海の腹はらを繞めぐれり、是等これらの牛も鑄物いのものなりき。  
 四この海は十二の牛の上うえに据えられたり、その三つは北きたに、他の三つは西にし  
 に、他の三つは南みなみに、残れる三つは東ひがしに向むかいて、海うみを上うえに載のす。牛の後こう  
 部ぶは内うちに向むかいて海うみの下したにあり。五次にその厚あつさは掌てのひらの幅はばほどにして、そ  
 の縁ふちは爵さかげの縁ふちの如く、または開ひらきたる百合花ゆりの如くなりき。是は三千量りょう<sup>4)</sup>  
 を容うる。六彼かれまた洗盤せんばん十箇こを送つくりりて、五箇こを右みぎに、五箇こを左ひだりに置おき、凡すべ  
 燔祭はんさいに獻さげんとする物ものをその中なかにて洗あらわしむることとせり。但たゞし海うみの中なかに

第四章 <sup>1)</sup>前

庭にある燔祭壇。<sup>2)</sup>王上七・二三以下

<sup>3)</sup>テキストに筆寫による誤謬が混入しているらしい。

<sup>4)</sup>ベト。列王記によれば二千だけ。

ては、司祭等が身を洗いしなり。彼また造るべしと命ぜられたる形に循いて金の燭臺十箇を造り、之を聖殿の中に、五箇を右に、五箇を左に置きたり。

八 彼更に卓十を造りて、之を聖殿の中に、五つを右に、五つを左に置き、また

金の鉢百箇をも造れり。九 彼また司祭の庭<sup>5)</sup>と大廣間<sup>6)</sup>と廣間の扉とを造り、

扉には青銅を張れり。一〇 次に海は右側、東の方に、南向に置きたり。二ヒラム

また釜と肉叉と鉢とを造れり、かくて彼、天主の家に於ける王の細工を悉く仕

上げたり。二郎<sup>7)</sup>、柱一本、梁、柱頭<sup>8)</sup>、柱頭の上なる梁を覆う網細工、三柘榴

四百、網細工二つ、柘榴は二列づつ各々の網細工に附きて、この網が梁と柱頭

とを覆うなり。四 彼また臺を造り、なお洗盤を造りて之をその臺の上に置きた

り。五 海一つ、また海の下の牛十二、一六釜、肉叉、及び鉢。是等諸種の器具を

ば、父<sup>9)</sup>ヒラム、精製したる青銅を用い主の家にてサロモンの爲に作れり。

一七 王は是等の物をヨルダン地方にある、ソコトとサレダタとの間の粘土の地に

於いて、鑄造せり。<sup>10)</sup> 一八 されどその器具の多きこと、無數なりしかば、その青

一九 銅の重量は知るを得ざる程なりき。一九更にサロモン、主の家の諸種の器具を造れり。即ち金の祭壇、供えのパンを載する卓、二〇また規定に循い神宣所の前にありて照らすべき

純金製の燭臺及び燈皿、二三その花細工、その燈皿、及び金の芯剪。皆純金もて造られたり。二二また香箱、香爐、鉢、乳鉢も、純金製なりき。なお内殿即ち至聖所の扉には彫刻を施し、外殿の扉は金なり。かくサロモンが主の家の爲になしたる工事、悉く完成せり。

## 第五章

契約の櫃嚴かに聖殿に遷さる。

一茲に於いてサロモン、その父ダヴィードが誓い献げたる諸種の物、即ち銀、金、諸々の器具などを携え入りて、天主の家の寶庫に納めたり。<sup>1)</sup>

ニ然る後彼、イスラエルの長老等、族長一同、イスラエルの裔等の家長等をイエルサレムに集めて、ダヴィードの市、即ちシオンより主の契約の櫃を持ち來らんとせり。<sup>2)</sup> 三よりてイスラエルの人々皆、第七月<sup>3)</sup>の祭日

第五章 <sup>1)</sup>王上七  
・五一。 <sup>2)</sup>王上八・一。  
<sup>3)</sup>これはエタニ

に、王の許に至れり。四かくイスラエルの長老等悉く集まるや、レビイ人<sup>4)</sup>聖櫃を担いて、五之を幕屋の諸種の器具と共に搬び入れたり。また幕屋にありし聖所の器具は、司祭等レビイ人と共に之を搬べり。六しかしてサロモン王、イスラエルの全會衆、即ち聖櫃の前に集いし者皆、牡羊と牡牛とを屠り献げしが、その數幾千なるやを知らざりき。犧牲の多きこと、實にかくの如くなりしなり。セヤがて司祭等主の契約の櫃を、その處即ち聖殿の至聖所の中なる神宣所、智天使の翼の下に搬び入れ八以て智天使が聖櫃を安置せる處の上にその翼を伸べて、櫃ならびにその棒を覆う如くなせり。九然るに櫃を担うに用うる棒、やや長かりければ、その端神宣所の前より見えたり。されど人少しく外方にあらば、之を見ること能わざりき。かくの如く櫃は其處にありて今日に及べり。<sup>5)</sup>一〇櫃の中には一枚の板を

の月には幕屋祭が行われる。すぐ前には聖殿奉獻祭があつた。一广義のレビイ人。何となれば後記（七節）及びそれに相當するくだりには、聖櫃が司祭等の手で搬ばれたと明記してあるから。

5) この語は著者が自分の記事の典據たる文書から借り用いたもの。何とならば彼が本書を作つた時には、既にサロモンの聖殿が破壊され、契約の櫃がなくなつていた。

除きて、他に何物もあらざりき。是は主がエジプトより出で來れるイスラエルの裔等に律法を授け給いし時、モイゼがホレブにて納めたるものなり。ニかくて司祭等聖所より出するや、（因みに、其處に居ることを得し司祭等は皆身を聖めし者なりき。またその時には未だ彼等の間に班及び職位の別あらざりしなり。）<sup>6)</sup> ニレヴィ人ならびに歌舞者等、即ちアサフの配下にある者、エマンの配下にある者及びイデイトウンの配下にある者、いずれもその子等その兄弟等と共に、亞麻布を着し、祭壇の東側に立ちて、鎧鉄、琴、小琴<sup>7)</sup>を奏でけるが、之と共に司祭百二十人、喇叭<sup>8)</sup>を吹鳴らせり。ニかく彼等皆一齊に喇叭と聲と鎧鉄と琴と、その他諸種の樂器ともて歌いしにその聲天に轟き、その音遠方迄聞えたり。しかして彼等主を讃美して、「讃め稱え奉れ主を、そは彼善良に在してその御矜恤は代々窮りなければなり。」と云い始めるや、天主の家に雲満ち渡りしか

<sup>6)</sup> その祝祭が重大である故に、ただダヴィードの定めた班に属する司祭やレヴィイ人のみならず、成るべく多くの者が、殊にエルサレムに住んでいる者が、参加したのである。<sup>7)</sup> 以上はレヴィイ人の主要な三樂器。<sup>8)</sup> 使用が司祭達にのみ限られていた聖なるラッパ。<sup>9)</sup> ユデア人が祭の間に度々歌う、有名な折返し。

ば、一四暗きによりて司祭等立ちて勤行を爲すこと能わざるに至れり。これ主の榮光天主の家に充ち満てるが故なり。<sup>10)</sup>

## 第六章

サロモンの祈禱。

一その時サロモン云いけるは、「主は暗き中に住まんと約し給えり。<sup>1)</sup> =されど我はその御名の爲に家を建てて、その永久に其處に住み給うようになしたり。」と。次いで王その顔を向けてイスラエルの全會衆を祝し、（折しも群衆悉く立ちて注意しおれるに）云いけるは、「<sup>四</sup>稱うべきかな、主イスラエルの天主、其はわが父ダヴィドに語り給いし事を、實際に成就げ給えり、即ち彼は曰いぬ、五「我はわが民をエジプトの地より導き出したる日より、イスラエル諸族の市を選びて、之が中にわが名の爲の家を建てんとはせず、また他の何人かを選びて之をわが民

<sup>10)</sup>天主臨御の目に見える印である雲については、出四〇・三四参照。

第六章 <sup>1)</sup>天主は人間の感覺では認めることができず、従つて表現することもできない。—王上八

•一二。

イスラエルの主君たらしめんともせざりき。六 ただイエルサレムを選びて之にわが名を置かんとし、ダヴィドを選び、<sup>2)</sup>之を立ててわが民イスラエルを治めしめたるのみ。』と。七 しかしてわが父ダヴィドが主イスラエルの天主の御名の爲に、家を建てんと志したる時、八 主之に曰いけるは、『わが名の爲に家を建つること、是汝の志なり。汝がかかる志を抱けるは善し。九 されどその家を建つるは汝にあらず。汝の腰より出でん汝の子こそ、わが名の爲に家を建つべけれ。』と。一〇 かくて主はその曰いし事を成就げ給えり。即ち我起ちてわが父ダヴィドに代り、主の曰いし如くイスラエルの王座に即き、主イスラエルの天主の御名の爲に家を建てたり。一一 して主がイスラエルの裔等と結び給える契約を<sup>3)</sup>蔵めたる櫃を、その中安<sup>4)</sup>置せり。』と。一二 茲に於いて彼主の祭壇の前に、イスラエルの會衆一同に面して立ち、その手を差し伸べたり。一三 即ちサロモ

<sup>2)</sup> サウルも天主に選まれたであろうが、王位に擧げられて後間もなくまた見棄てられた。ダヴィドが選まれたのには、その家がいつまでもユダを治むべしといいう特典がついていた。  
<sup>3)</sup> その契約の印なる律法の板。

ン、豫じめ青銅の臺の、<sup>4)</sup>長さ五クビト、幅五クビト、高さ三クビトあるを

舞臺のよ

造りて、之を廣間の中央に据え置きしが、その上に立ち、次いでイスラエル

うなもの

の全會衆に面して膝を屈め、その手を天に舉げ、<sup>5)</sup>一四さて云いけるは、「主イ

高い所に

スラエルの天主よ、天にも地にも汝に匹儕う神はあらず、汝は契約を守り給

立たなけ

い、心を盡して汝の御前に歩む汝の僕等に御憐憫をかけ給<sup>6)</sup>。一五汝はま

れば、云

た汝の僕にしてわが父なるダヴィードの爲に、曾て之に曰いし事を悉く行い、

うことが

御口もて約し給いし所を成しとげ給<sup>7)</sup>。一六されば

よく通ら

御口もて約し給いし所を成しとげ給<sup>8)</sup>。一七されば

ないから

今、主イスラエルの天主よ、汝の僕にしてわが父なるダヴィードの爲に、汝の

5) 祈る時

語り給いし所を悉く果し給<sup>9)</sup>。即ち汝は曰えり、ノイスラエルの王座に即

に向かつ

く人、わが前にて汝に缺くることあらじ、但しそは汝の子等がその道を守り

て。

て、汝がわが前に歩める如く、わが律法に歩む場合に然るのみ。』と。一七さ

6) 略後二

れば今、主イスラエルの天主よ、汝がその僕ダヴィードに曰いし御言を實證し  
給<sup>10)</sup>。一八天主地上に人と共に住み給うとは、果して信ずるを得んや。もし

天も諸天の天も汝を容るるに足らずとせば、ましてわが建てたるこの家は如何にぞや。一九されど之を作りたるは、主なるわが天主よ、ただ汝がその僕の祈と

その懇願とを顧みて、汝の僕が御前に捧ぐる祈願を聽容れ給わんが爲のみ。

二〇願わくは汝の御眼を、晝も夜もこの家、即ち汝が其處にて汝の御名を呼ぶべしと定め給える處に向いて睜き、ニ汝の僕がその中にて祈る祈禱を聽き、汝の

僕と汝の民イスラエルとの願をかなえ給わんことを。何人が此處にて祈るとも汝の御住居、即ち天より聽きて、御慈悲を垂れ給え。三人もし、その近き者に對して罪を犯し、彼に對し誓を立てんとて來り、この家の祭壇の前にて呪咀もて誓の責任を負うあらば、三汝天より聽きて、汝の僕等に審判を行ひ、惡人に

は、その道をその頭に歸し、義人の爲に復讐して、その義に應じて之に報い給え。二四汝の民イスラエル、(汝に罪を犯したるに由り)敵に敗ることあらんにもし改心して償をなし、汝の御名を呼び頼み、此處にて祈願を單むるあらば、

二五汝天より聽きて、汝の民イスラエルの罪を赦し、汝が彼等とその父祖とに賜

いし地に彼等を連れ歸り給え。二六また民の罪の爲に、天閉じて雨の降らざる時  
彼等もし此處にて汝に祈願し、汝の御名を讚稱え、汝が彼等を苦しめ給うに及  
び、改心してその罪を離れなば、二七主よ、天より聽きて、汝の僕等汝の民イス  
ラエルの罪を赦し、彼等にその歩むべき善き道を教え、汝がその民に賜える地

に雨を與え給え。二八國に饑饉、疫病、黒穂病、黴、蝗、青虫など生じ、また

敵が土地を荒らし市々の門を圍むなど、あらゆる災厄、疾病、彼等を惱まん  
時、二九もし汝の民イスラエルの一人、その災厄、疾病を知りて、この家に於

いて祈り、その手を差伸ぶることあらば、三〇汝、天より、即ち汝の高き御住居  
より聽きて、御慈悲を垂れ、何人にも、汝が彼の心の中にあるを知り給うその

道に應じて報い給え。(そは汝のみ、人の子等の心を知り給えばなり。)三一これ  
道を歩まんためなり。三二また汝の民イスラエルに屬せざる異邦人も、汝の御名  
の大なる爲に、汝の御手の強き爲に、汝の御腕を伸べ給える爲に、遠き國よ

三三

三四

三三五

三七

三八

り來り、此處にて禮拜せば、<sup>三三</sup>汝、その堅固なる御住居の天より聽き、凡てその異邦人の汝を呼びて求めし所を爲し給え、これ、地の諸々の民、汝の御名を知りて、汝の民イスラエルの如く汝を畏れ、わが建てたるこの家が汝の御名を冠して稱ばることを知らんためなり。<sup>三四</sup>汝の民その敵に對し、汝が之を遣し給う道より戰爭に出ずる時、彼等もし汝の選び給えるこの市のある方に向かい、またわが汝の御名の爲に建てたる家に向かいて汝を禮拜せば、<sup>三五</sup>汝天より彼等の祈禱と懇願とを聽きて、その仇を報い給え。<sup>三六</sup>また（人に）して罪を犯さざる者あらざれば）彼等汝に罪を犯し、汝怒りて之をその敵に付し給い、敵彼等を捕虜として遠き地、もしくは近き地に引き行かん時、<sup>10)</sup><sup>三七</sup>彼等もしその捕虜として引き行かれたる地に於いてその心に悔悛め、償いをなし、その捕囚の地にて汝に哀願して、『我等罪を犯せり、我等惡を爲せり、我等非を行えり。』と云い、<sup>三八</sup>その引き行かれたる捕囚の地に於いて、その心を盡し靈を盡して汝に立ち歸り、汝がその父祖に與え給える地と、汝

9) 例え

エジプト

の女王カ

ンダケの

大臣のよ

うに。徒

八・二七

以下参照

10) 王上八  
・四六。

傳七・二

一。約壹  
一・八。

が選び給える邑との方に向かい、わが汝の御名の爲に建てたる家に向かいて汝を禮拜せば、<sup>ミル</sup><sub>汝</sub>天より、即ち汝の堅固なる御住居より、彼等の祈禱を聽きて、義を行ひ給い罪を犯したれども汝の民を赦し給え。四〇實に汝こそわが天主に在すなれ、願わくは、此處にて献げらるる祈禱に御眼を睜き、御耳を傾け給え。<sup>四一</sup>されば今、<sup>いま</sup><sub>11)</sub>主なる天主よ、起ちて汝の力の櫃と共に、汝の安息所に入り給え。<sup>12)</sup>主なる天主よ、汝の司祭等をして救拯を纏わしめ、汝の諸聖徒をして善を喜ばしめ給え。<sup>13)</sup>主なる天主よ、汝が注油し給いし者<sup>14)</sup>の顔を斥け給うなれ、汝の僕ダヴィドに對する御矜恤を憶い給え。

<sup>11)</sup> 祈禱の結尾。これは王上八・五一・五三にあるこゝに相當する記事と、同じでない。兩方の記事を合せると、確かに眞の結尾文が得られるに相違ない。

<sup>12)</sup> 天主に向かつて、願わくは至聖所に鎮まり給いて、その在することを、シエキナと稱する光り輝く雲の目に見える印にて知らせ給え、と祈るのである。五・一三を見よ。一<sup>13)</sup>詩一三一・八以下。一<sup>14)</sup>注油されて王となつたサロモン。

## 第七章

天來の火犠牲を焼き盡す—聖殿奉獻祭—天主サロモンの祈禱を聽容れんとの意を示し給う。

一さてサロモンその祈禱を終うるや、火天より下りて、燔祭はんさいと犠牲とを焼き盡し、主の御稜威家みいづかに充ち渡れり。<sup>1)</sup>ニ司祭等しきさいら主の聖殿に入るを得ざりき、其は主の御稜威主の聖殿に充ち満ちたればなり。ミイスラエルの裔等こらも亦皆、その家に火と主の榮光との下れるを見、地に敷石<sup>2)</sup>の上に仆れ伏して主を禮拜讚美れいはいさんびせり、彼は善に在し、その御矜恤おんあわれみは代々窮りなければなり。<sup>3)</sup>四茲に於いて王及び民皆主の御前にて犠牲を屠り献げたり。五サロモン王すなわち牡牛二万二千頭、牡羊十二万頭を犠牲に供せり、かくて王及び民皆天主の家を奉獻せり。<sup>4)</sup>六時に司祭等立ちてその職務に當り、レビイ人は、ダヴィード

第七章 <sup>1)</sup>一—三節の記事は、王上八・五四以下の記事には缺けている。またそこにあつた會衆に對する祝福がここにはない。一略後二・八。—<sup>2)</sup>七十人譯では(*Lugdarpator*)結四〇、一七一一八。約一九・一三參照。多分モザイクである。—<sup>3)</sup>イスラエルの聖詩に屢々出てくる折返し。<sup>4)</sup>王上八・六三。

王おうが、クその御矜恤おんあわれは永久に限なし。と主しゆを讃美する爲に造りし主しゆの樂器がくきを執りて立ち、その手によりてダヴィードの讃美歌さんびかを奏で歌いぬ。司祭等は彼等の前に喇叭ラップを吹き鳴らし、イスラエルは皆立ち居れり。セサロモンまた主しゆの聖殿の前なる庭の中を聖別せり。即ち其處に於いて燔祭及び和祭の脂肪あぶらを獻げたり。是、彼かれが造りし青銅せいどうの祭壇は、燔祭と素祭と脂肪とを載すること能わざりしが故なり。かくてサロモンその時七日ときの間祝祭おこなを行ひ、イスラエルも舉りて彼かれと共に然なしけるが、エマトの入口よりエジプトの河まで5)、會衆甚かいしゆうはなはだ多かりき。九しかして八日目にかめの彼會かれかいを聞けり、其は七日を費して七日かの間祭壇はうけんを奉獻し、祝祭いわいを行ひたればなり。一〇かくて第七月二十三日に及び、彼かれ民たみをその天幕てんまくに去らしめるが、いざれも主しゆがダヴィードとサロモン、ならびにその民たみイスラエルに施し給える恩惠めぐみを思ひて、喜び樂しみたりき。二かくサロモン、主しゆの家と王おうの館とを建て終え、凡て主しゆの家と己おのが館とに關して爲さんと志したる所を遂げて成功せり。一三時に主夜しゆよ彼かれに

5) エマトの入口からエジプトの河までの人々が來て。6) ふた七日を経た後。最初の七日間は奉殿祭次の七日間は例年行う幕尾祭。

・ 一。 7) 王上九

現れて曰<sup>のたま</sup>けるは、「我汝の祈禱を聽容れ、わが爲に此處を選びて犠牲の家と  
なしたり。」<sup>三</sup>我天を閉じて雨を降らざらしめ、蝗に命じて地を荒らさしめ、ま  
たわが民に疫病を遣らん時、<sup>四</sup>わが名を冠して稱ばるるわが民<sup>8)</sup>もし改心し  
て我に嘆願する所あり、わが面を求めてその惡しき道に對して悔悛をなさば、  
我天より聽きて、彼等の罪を赦し、且その地を癒さん。<sup>五</sup>また此處に於いて  
祈る者の祈禱に、わが眼を瞬き、わが耳を傾けん。<sup>六</sup>我寔に此處を選びて聖別  
したり、これ、我が名永久にここにあり、わが眼わが心いつの日にもここに住  
しまらんためなり。<sup>七</sup>汝も亦、もし汝の父ダヴィドが歩みし如くわが前に歩み、  
萬わが汝に命じたる如くに爲して、わが義と規定とを守らば、<sup>八</sup>我は曾て汝の  
父ダヴィドに約束して、クイスラエルに主君たるべき人、汝の裔より除かるる  
ことあらじ。』<sup>九</sup>と云いし如く、汝の王國の王座を興さん。<sup>十</sup>されど汝等もし  
轉じてわが汝等の前に置きたる義と捷とを棄て、行きて他の神々に仕え、且之  
を拜せば、<sup>十一</sup>我汝等をわが汝等に與えたる地より抜き取り、わが名の爲に聖別

六・一  
四・四  
二・一  
二・一  
モ<sup>9)</sup>母上  
中で。  
モ<sup>9)</sup>母上  
以ト。  
六・一  
四・四  
二・一  
モ<sup>9)</sup>母上  
中で。  
モ<sup>9)</sup>母上  
以ト。

<sup>8)</sup>特に

したるこの家を、わが面前より棄て去りて、之を萬民の語り草となし、みせしめとなさん。<sup>10)</sup> 三 かくてこの家は、通行するすべての人の語り草となるべし。即ち彼等驚きて云わん、

「主何故にこの地この家にかくなし給いしそ。」と。三 時に人々之に答えん、『彼等主、己が父祖の天主、即ち之をエジプトの地より導き出し給いし御者を棄て、他の神々を奉じて之を拜み崇めしに由りてなり、さればこそ是等一切の災厄彼等に下りたるなれ。』と。』

## 第八章

サロモンの建築、宗教ならびに政治に關してなしたる種々の事。

さてサロモンは主の家と己が館とを建てしより二十年を経て、<sup>1)</sup>ヒラムがサロモンに與えたる諸市を建てて、<sup>2)</sup>其處にイスラエルの裔等を住わしめたり。三 彼またエマト・スバ<sup>3)</sup>

<sup>10)</sup> 萬民はイスラエルを、懲らしめを受けた例にするであろう。申二八・三七參照。

### 第八章 ①王上九・一〇。

<sup>2)</sup> ヒラムの返した町々を建て直した。王上九・一一一三参照。 <sup>3)</sup> エマト及びス

に行きて之<sup>これ</sup>を獲たり。四彼<sup>かれ</sup>なお荒野にパルミラ<sup>4)</sup>を建て、その他エマトに堅固なる諸市<sup>まちく</sup>を建てたり。五彼更に上ベトホロンと下ベトホロンとを建てたり、共に石垣<sup>いしがき</sup>あり、門と門と錠とを具えたる

市<sup>まち</sup>なり。六またバーレート及びサロモンの有たる堅固なる諸々の邑<sup>まち</sup>、

ならびに諸々の戰車の邑<sup>まち</sup>と騎兵の邑<sup>まち</sup>とをも然なしたり。凡そサロ

モンが欲み志<sup>こころ</sup>たるものは、悉く之<sup>これ</sup>をイエルサレム、リバノン、

及び己<sup>おの</sup>が權力<sup>けんりょく</sup>の下にある全土に建てたり。セイスラエルの苗裔<sup>すえ</sup>に

非ざるヘト人、アモル人、フェレズ人、ヘヴ人、イエブス人の殘<sup>のこ</sup>れる者<sup>もの</sup>、八即ち彼等の子孫<sup>こら</sup>、後裔<sup>すえ</sup>にしてイスラエルの裔等<sup>こら</sup>が殺さ

ざりし者は、サロモン之<sup>これ</sup>を服え稅貢<sup>したがみつき</sup>を納めしめて今日に至れり。

九されどイスラエルの子孫<sup>こら</sup>たる者は一人も、彼之<sup>これ</sup>を用いて王の工事<sup>じご</sup>に仕えしめざりき。彼等<sup>かれら</sup>は即ち軍人<sup>さむわぐんじん</sup>たり、上官<sup>じょうかん</sup>たり、戰車騎兵<sup>せんしゃきへい</sup>の長たりしなり。一〇またサロモン王<sup>おう</sup>の軍勢<sup>ぐんせい</sup>の將<sup>しょう</sup>はすべて二百五十

バは共にダマスコの南に位し互に隣り合つている二つの町。それでここではその名を合せて一つにしてある。

4)ヘブレオ語タドモル。パルミラ(即ち棕櫚の町)はダマスコからエウフラト河に至る道に臨む。サロモンは之<sup>これ</sup>を安全にし、以て隊商を庇護しようとした。二七五年アウレリオの代に破壊されたがその廢墟は今なお存し感嘆の的となつてゐる

二人にして、民たみを教おしえたり。二なお彼かれファラオの娘むすめを、ダヴィドの市まちより、そ  
の爲ために建てたる家いえに移うつせり。王おう即ち云いいけらく、「わが妻こまはイスラエル王おうダ  
ヴィドの家いえに住すむべからず、其は主その櫃ひつ之これが中うちに入いりたるに由よりて、聖化せいかせ  
られたればなり。」と。<sup>5)</sup> 一二時にサロモン、主その祭壇さいだんの上うえにて、主しゆに燔祭はんさいを  
献さげたり、之これは彼かれが玄關げんかんの前まえに築きしものにして、一三そはモイゼの命めいに從したが  
日ひ毎ごとそこにて犧ぎ祭さいを行おこない、また安息日あんそくじつ、新月しんげつ、及び年に三度さんどの祭まつり、即すなわち酵な  
きパンの祝いわいと、週しゅうの祝いわいと、幕屋まくやの祝いわいとにも然せん爲ためなりき。一四彼かれ更さらにその父ちち  
ダヴィドの志こゝろざしに循したがい、司し祭さい等らの役目やくめを定さだめてその務つとめに當あたらしめ、またレヴ  
イ人びとをしてその班くみに應おうじて日ひ毎ごとの典禮りに従したがい、司し祭さい等らの前まえにて讚美さんびと勤行ごとめとをな  
さしめ、門守かどもりをしてその班くみに循したがい、それぞれの門もんに就につかしむるよう定さだめたり。  
蓋そは天主てんしゅの人ひとダヴィド、かく命めいじたればなり。一五しかして司し祭さいもレヴィ人も  
命めいぜられたるすべての事ことに就つき、また寶たからの保管ほんばんに就つき、王おうの命令めいめいに背そむかざり  
き。一六サロモンは、主しゆの家の基礎もとを据すえし日ひより、それを建て終おわえし日ひまで

5) サロモンはエジプトのアラオの王女このことを考えて、そのために己おのが宮殿ごうでんと續つづいてい  
る特別な邸ていを建ててやつた  
王上三・一。九。  
二四参照

の、一切の費用を備えおきたり。一七つ次いでサロモンは、エドムの地にある紅海の岸邊の、アシオングベル及びアイラトに行けり。<sup>6)</sup>一八折しもヒラム<sup>7)</sup>が臣僕の手によりて彼に船を遣し、また海のこと明るき船乗等を遣しければ、彼等サロモンの臣僕等と共にオファイル<sup>7)</sup>に行き、彼處より金四百五十タレント<sup>8)</sup>を探りて、サロモン王の許に齎せり。

<sup>6)</sup>サロモンが行つたとあるが、自分でアシオシガペルに出かけたのではなく、命じて物資と人々とを遣したのであるらしい。一七古人の説ではインド(ヨゼフス・フラヴィウス)。若干の新説ではアラビアのオマン。<sup>8)</sup>これは王上九・二八にある四百二十という正確な數の代りに概數を用いた金額。

## 第九章

サバの女王サロモンの許に来る——サロモンの富と榮華——サロモン逝く。

——サバの女王も亦、サロモンの名聲を聞くに及び、謎を以て之を試みんと、多くの財物を携え、香料と夥しき金と價高き寶石とを負える駱駝を従えて、イエルサレムに來り

サロモンの許に至るや、その心にある事をすべて之に語りぬ。リニサロモン乃ちその提出せるすべての事を之に説明しけるが、一として彼の彼女に明らかならしめざる事はなかりき。ミ彼女は是等の事、即ちサロモンの智慧とその建てたる家と、四更にその食卓の食物と、臣僕の住居と、その僕等の職分と、その服装と、その酒人と、その衣服と、彼が主の家の智慧とその建てる事は眞なりき。六我は自ら來りてわが目あたり見るまでは、語りし人々を信ぜざりしが、汝の智慧に就きて我に語られたる所、殆ど半にだに及ばざりしを曉りたり。汝の徳も尊に優れり。七常に汝の前に侍りて、汝の智慧を聞く、汝の人々は幸福なるかな、また汝の臣僕等は幸福なるかな。八主汝の天主の王として、汝をその位に即けんと欲し給える主汝の天主は讚うべきかな。天主イスラエルを愛して之

一サバの女王のこのイエルサレム訪問は、昔かかる旅行をするのに多くの困難出費、不便が伴つていたから、それによつても既に有意義な事件として擧ぐべきであるう。

九

をいつまでも保たんとし給うに由り、汝おんみを之これが上うえに立てて王おうたらしめ、以よて審さば<sup>2)</sup>判せいと正義せいぎを行わしめ給うなり。」と。九かくて彼女かのじょ金百二十タレンントと、夥おびたご夥おびたごしき香料こうりょうと、價高あたいたかき寶石ほうせきとを王おうに贈りしが、このサバの女王じょおうがサロモン王おうに贈りし如き香料こうりょうは、未だ曾て有らざりき。一〇剩あまつさえヒラムの臣僕等しもべらもサロモンの臣僕等しもべらと共に、オフィルよりの金と、白壇びやくだんの材2)と價高あたいたかき寶石ほうせきとを齎もたらしければ、一一王おう、之これもて即ち白檀すなわの材もて、主の家いえと王の館との階段を作り、また歌手うたいてたち等ための爲に小琴おことと堅琴たてこととを作れり。かくの如き材はユダの地ちに於いて曾て見たることなかりき。一三さてサロモン王おうはサバの女王じょおうに、その欲む物もの、求むる物ものを悉く與え、彼女かのじょが彼の許もとに持來もちきたりしより遙かに多く與えたり。やがて彼女かのじょはその臣僕等しもべらと共に己おのが國に歸り行けり。一三さて毎年まいとしサロモンに齎もたらさるる金の重量おもさは、金六百六十六タレンントにして、一四此外このほかに諸國の使節しせつしょくや商人しょうじん人が慣例ならいとして持ち來る金額きんがくあり、またアラビアのすべての王等おうたちや國の太守たいしゆ等3)もサロモンに金銀きんぎんを携え来れり。一五よりてサロモン王おうは總量金六百塊かいよ

2) それまでカナア  
ンに生じなかつた珍らしい木。新説によればインド産の芳香を放つ見事な針葉樹<sup>3)</sup>王の私有財産の管理人達

一六

り成る黄金の槍二百本を作りぬ、但し之は一本の槍に用いたる量なり。一六また金三百塊より成る黄金の楯三百枚を作りぬ、但し之は一枚の楯を覆える量なり。しかして王是等を森に圍まれたる武器庫に藏め置けり。一七王また大いなる象牙の玉座を造り、之に純金を被せたり。一八更にまたその玉座に上る爲の六つの階段と、金の足臺と、兩側に一つ宛ある二つの肘掛けの傍に立てる一頭の獅子とをも造れり。一九なおまた他に六つの階段の兩側に十二頭の小獅子をも造れり。かかる玉座はいづれの王國にても、曾て造られしことなかりき。二〇王の饗宴の器も亦皆金にして、リバノンの森の家の調度は純金なりき。當時にありては、銀は物の数にも入らざりしなり。二一蓋は王の船、ヒラムの臣僕等を乗せて三年<sup>5</sup>に一度タルシスに行き、彼處より金銀の象牙、猿、孔雀などを搬び來ればなり。二二かくサロモンは、富にかけても榮にかけても、地上のすべての王に優りて大いなりき。二三されば地上の諸王はサロモンの顔を見んと望み、以て天主が彼の心に與え給える智慧を聽かんと

ノンの森の家」という名の付いている建物にこの三年は往復の日子、及びタルシス(スペインのタルテツサル)滞在期間を合せたもの。

し、<sup>二四</sup>毎年之に禮物として、銀や金の器具、衣服、武器、香料、馬、  
 駿馬などを持ち來りぬ。<sup>二五</sup>またサロモンは既に馬四万頭を有し、なお  
 車及び騎共一万二千を有して、之を戰車の邑々と王の居る處のイエ  
 ルサレムとに置けり。<sup>二六</sup>彼またエウフラト河よりフイリスト人の地及  
 びエジプトの境界までのすべての王等に對して權力を揮いたり。<sup>二七</sup>  
 かして彼イエルサレムに銀を石の如く夥しからしめ、杉を平野に生ず  
 る無花果樹の如く多からしめたり。<sup>二八</sup>また人々エジプト、その他の諸  
 國より、彼に馬を引き來れり。<sup>二九</sup>さてサロモンのその殘餘の所行の  
 巍末は、預言者ナタンの言の中と、シロ人アヒアの書の中と、またナバ  
 トの子イエロボアムに對する洞見者アッドの幻の中とに錄されたり。<sup>三〇</sup>  
 さてサロモンはイエルサレムにおいて四十年の間全イスラエルを治  
 めしが、<sup>三一</sup>彼その父祖と共に眠るに及びて、人々之をダヴィドの市に  
 葬りぬ。次いでその子ロボアム、彼に代りて王となれり。

(6) 防禦設備のある  
 町々。——歴代史  
 略にはサロモンの  
 あやまちとその罰  
 とに關する悲しむ  
 べき話が省いてあ  
 る。——(8)サロモン  
 治世の歴史を記し  
 た是等の書は歴  
 代史略の筆者も利  
 用したらしいが、  
 集めた聖書の中に  
 入つていなかつた  
 ので、後に失われ  
 たのであるう。

# 第十章

ロボアム民に答うるに粗暴なりしかば、十族より離る。

一時ときにロボアム、シケムに行けり、蓋はイスラエル皆みな、彼かれを立てて王おうとなさんとて、其處そこに集あつまり居たればなり。<sup>1)</sup>ニエジプトにありし、ナバトの子イエロボアム（彼はサロモンの前まえを避けて彼處かしこに遁のぶれおりしなり）、之これを聞くや、直ただちに歸かえり来れり。<sup>2)</sup>人々彼ひとぐれを呼び迎むかえたれば、<sup>2)</sup>彼すべてのイスラエルと共に來り、ロボアムに語りて云いけるは、「汝の父は最も苛酷ひどかくなる輒くべきもて我等われらを虐しのげたり。汝おんみ、我等おもに重ふき賦役ふえきを負うわせたる汝の父よりも命令めいれいを輕かるくし、少すこしく荷にを取除とりのぞき給たまえ、さらば我等われら汝おんみに仕えん。」と。

五彼かれ乃なち彼かれ等らに云いけるは、「三日かの後再びわが許もとに來れ。」と。よりて民たみ去りたるに、六彼かれ、その父サロモンのなお生いきてありし間あいだ、その前に立ちし老人としよりたち等らに諮はかりて云いけるは、「我が民たみに答こたえん爲ために、汝等なんじらわれ我われに如何いかなる策さくを授さずくるぞ。」七彼かれ等ら之これに云いけるは、「汝おんみもしこの民たみを喜よろこばせ、柔やさしき

## 第十章

<sup>1)</sup>王

上一二・一。  
<sup>2)</sup>集あつまつたイ

スラエル人はイエロボアムを呼び、統治の條件及び形式などに就き之と意見を闘たたかわし、その後始めてロボアムに依頼した

言をかけて之を宥め給わば、彼等常に汝に仕えん。」と。ハされど彼、老人等の策を棄てて、己と共に育てられ 且己に侍する若者等と評議を始め、<sup>九</sup>之に云

いけるは、「汝等如何に思うぞ。さて、我に『汝の父が我等に負わせたる輒を

かる輕うせよ。』と云いしこの民に、我、何と答うべきか。」<sup>一〇</sup>然るに彼等・彼と

共に安樂の裡に育てられたる若者らしく、答えて云いけるは、「汝の父は我

らの輒を重うせり、汝之を輕うせよ。」と汝に云いし民に、汝かく云うべし。

即ち汝彼等にかく答うべし、『わが小指はわが父の腰よりも太し。』わが父は

汝等に重き輒を負わせしが、我は更に之に重量を加えん。わが父は汝等を鞭も

て打ちしが、我は汝等を蝎<sup>さそり</sup>もて打たん。』と。ニかくてイエロボアムとす

べての民、彼が彼等に命じたる如く、三日目にロボアムの許に來りしに、<sup>一二</sup>王

老人等の策を棄てて、素氣なく答え、<sup>三四</sup>若者等の意に循いて云いけるは、「わ

が父は汝等に重き輒を負わせしが、我は之を更に重うせん。わが父は汝等を鞭も

もて打ちしが、我は汝等を蝎<sup>さそり</sup>もて打たん。』と。<sup>一五</sup>しかして彼、民の願を容れ

<sup>(3)</sup>革の  
先にと  
げのつ  
いてい  
る鞭。

一六  
さりき。蓋は天主の御旨みむね、シロ人アヒアの手によりて、ナバトの子イエロボアムに告げ給いしその御言みことほの成就するにありたればなり。<sup>5)</sup> 一七  
エロボアムに告げ給いしその御言みことほの成就するにありたればなり。<sup>5)</sup> 一八  
て王の素氣なく云いし時、民皆之にかく云えり、「我等はダヴィドに何の關係もなし、またイサイの子の中に遺産ゆすりもあらず。イスラエルよ、汝なんじ天幕に歸れ。また、ダヴィドよ、汝なんじ己おのが家を牧せよ。」と。か

一九  
くてイスラエルはその天幕てんまくに去り行けり。一七されどユダの諸市に住むイスラエルの裔等は、ロボアム之を治めたり。一八時にロボアム王、貢稅みづぎを督つかさどるアドウラムを遣しけるが、イスラエルの裔等之に石を擲なげうちしかば、彼かれ即すなわち死せり。ロボアム王おうは急ぎ車くるまに乗りて、イエルサレムに逃げたり。

一九  
かくイスラエルはダヴィドの家より離はなれて、今日に至れり。  
「汝等」。  
<sup>4)</sup>ダヴィドの子孫が最早彼の道を忠實に歩まぬので、懲罰として。一五イエロボアムがイスラエルの王になるであろうといふアヒアの言葉。王上一一・二九を見よ。<sup>6)</sup>意味

ロボアムの治世。

## 第十章

一  
さてロボアムはイエルサレムに來り、ユダとベンヤミンとの全家、精銳の戰士十八万

## 歴代史略下 第十一章 二十二

六六八

を集めたり、是、イスラエルと戰いて、その王國を已に恢復せんが爲なりき。<sup>1)</sup>  
二然るに主の御言、天主の人<sup>2)</sup>セメヤに下りて曰く、「サロモンの子にしてユ

ダの王なるロボアム、及びユダとベンヤミンとの中にあるすべてのイスラエル  
に告げよ、四「主かくぞ曰う、汝等上るべからず また汝等の兄弟と戰うべ  
からず。各々その家に歸るべし、其は此事の起りたるは、わが意によればな  
り。'と。」<sup>2)</sup>彼等主の御言を聞くや、歸りてイエロボアムに敵い行かざりき。

五さてロボアムはイエルサレムに住みて、ユダに石垣ある市々を建てたり。

六即ち彼が建てたるは、ペトレヘム、エタム、テクエ、<sup>2)</sup>またベトルスル、ソコ、  
オドラム、八更にゲト、マレサ、ジフ、九アドウラム、ラキス、アゼカ、一〇な  
お、サラ一、アヤロン、ヘブロン、是等はユダとベンヤミンとにありて、最も  
堅固なる市なり。二しかして彼、是等を石垣もて圍むや、之に長を、また食

糧、即ち油と葡萄酒との倉庫をも置けり。三剩え彼は各々の邑に、楯や槍の武  
器庫を設け、力の限りを盡して之を固め、ユダとベンヤミンとを治めたり。

第十一章 <sup>1)</sup>王上 一二・二一。  
この預言者には、モイゼにも付けていたのと同じ添え名があつた。

二三時にイスラエル全土に居る司祭及びレビイ人、そのすべての任にん地より彼の許もとに來れり、<sup>一四</sup>即ちその郊外地、その領地りょうちを棄てて、ユダに、イエルサレムに移り來れり、<sup>3)</sup> 其はイエロボアムとその後裔すえい、彼等に迫りて、主に司祭の職務を果さしめざりしに由りてなり。<sup>一五</sup> 彼は己が爲に、司祭しはいを立てて、高き處たかところと、惡鬼あつぎと、己が造りたる犧こうしとに仕えしめたり。一六更にイスラエルの諸族しよぞくの中うち己が心を獻げて主イスラエルの天主てんしゅを求むる者は皆、その父祖ふその天主なる主の御前に犧牲みまきを屠り獻げんとて、<sup>6)</sup> イエルサレムに來れり。一七しかして彼等は三年の間ねんユダの王國くにを強からしめ、サロモンの子ロボアムを安泰ならしめたり。即ち彼等はただ三年の間ねんのみ、ダヴィドとサロモンとの道みちを歩みしなり。一八さてロボアムは、ダヴィドの子イエリモトの娘むすめマハラトを娶りて妻つまとなせり。またイサイの子エリアブの娘むすめアビハイルをも然なしけるが、一九之

3)列王記には司祭やレビ人の北の王國から南の王國に逃げたことが、明らかには述べてなかつた。イエロボアムはイスラエルの聖殿における奉事に彼らの行くことを許さなかつた(王上一二・二七)。たゞ王上一二・二七、彼らは偶像神に仕える意志がなかつたので、やむを得ずユダに移つたのである。4)民三五・三。一五レビイ族でない。一六また多分そこに留まるために。

は彼にイエフス、ソモリア、及びゾームと云う子等を産めり。二〇その後彼またアブサロムの娘マーカをも娶りしに、之は彼にアビア、エタイ、ジザ、及びサロミトを産めり。二〇ボアムは己がすべての妻妾に優りてアブサロムの娘マーカを愛したり。彼實に妻十八人、妾六十人を娶り、男子二十八人、女子六十人を儲けたり。二〇されど彼はマーカの子アビアを彼等の頭に立ててその兄弟一同の長となせり。蓋し彼が之を王となさんと思ひしは、二〇之がユダとベンヤミンとの全領土ならびに石垣あるすべての市々<sup>8)</sup>にあるそのすべての子等に優りて賢く能力ありしに由りてなり。彼は彼等に夥しき食糧を與え、また多くの妻を求め配したり。

## 第十二章

ロボアムその罪の爲にエジプト王の手に陥る—セサク聖殿の寶物を悉く奪い去る。

ロボアムの王權強く固くなるに及びて彼主の律法より離れ、<sup>1)</sup> イスラエルも皆之と共に然するに至れり。然るにロボアム王の第五年、(彼等

の多數の妻子をもつことは、その地方では富裕有力の印としてあつた。一夫多妻は舊約では容認されていた。<sup>8)</sup> そうすると大勢の一族が王家と縁に連るので固めが一層ゆきとどいた。

が主に罪を犯せしに由りて、エジプト王セサク、<sup>2</sup> イエルサレムに攻め上れり、<sup>3</sup> <sup>ミ</sup>その率いたる戦車一千二百輛、騎兵六万騎、エジプトより彼に従い来れる民、即ちリビア人、トログロディト人<sup>4</sup>、エチオピア人等は無數なりき。<sup>5</sup>

彼はユダの石垣ある諸市を取りて、イエルサレムにまで來れり。<sup>6</sup> <sup>五</sup>時に預言者セメヤ、ロボアム及びセサク

より逃げてイエルサレムに集まるユダの諸侯の許に入りて、彼等に云ひけるは、「主かくぞ曰う、『汝等我を棄てたり、されば我も汝等を棄ててセサクの手に付せり。』」と。<sup>7</sup> <sup>六</sup>イスラエルの諸侯及び

王、乃ち驚きて云ひけるは、「主は義しく在す。」と。<sup>8</sup> <sup>七</sup>主彼等の卑下れるを歎すや、その御言セメヤに下れり、曰く、「彼等卑下れる

に由り、我之を滅ぼさず、之に些か祐助を與えん。わが震怒はセサクの手によりてイエルサレムの上に降らじ。<sup>9</sup> <sup>八</sup>然れども彼等は彼に臣事するに至らん、是、彼等が我に仕うる事と、地上の王等に仕う

前には善良であつたのに。<sup>10</sup> 彼はいわゆる第二十二王朝に属していた。按するに彼はイエコボアムに唆かされたのである。——<sup>11</sup> 王上一四二五。——<sup>12</sup> 即ち「穴居の民」。ヘブレオ語ではスツキーム「小屋住みの民」。紅海の西方に住み、走ることと、石を投げることにかけては有名であつた民族。

九

る事との差別を知らん爲なり。」と。かくてエジプト王セサクは、主の家と王の館との寶を奪いて、イエルサレムを去れり。即ち彼一切を携え行き、サロモンが造りたる金の楯をも然なしたれば、一。王はその代りに青銅のを造りて、宮殿の入口を守る楯持の長に之を渡せり。二。王が主の家に入る時、楯持來りて之を携え、後再び之を武器庫に持歸れり。三。さりながら彼等卑下りしによりて、主の御憤怒之を離れ、彼等悉くは滅びざりき、其はユダに善き所行も見られたればなり。<sup>5)</sup> 三。是に於いてロボアム王、イエルサレムにて勢力を得治めた。彼は統治を始めし時四十一歳なりしが、主がイスラエル諸族の中より選びて、其處にその御名を置かんとし給える邑、イエルサレムにありて、十七年の間治めたり。因みにその母は名をナーマと云いて、アンモン人なりき。<sup>6)</sup> 一。されど彼は惡を爲し、その心を整えて主を求めるとはせざりき。一五。さてロボアムが爲したる事の顛末は、預言者セメヤの書と、洞見者アッドの書との中に錄されて、詳しく明らかなり。なおロボアムとイエルサレムとの間には、常に争いあ

5) 容赦された

もう一

つの理

由。

6) 王上

二一。

一四。

りき。<sup>①</sup> 一六やがてヨボアム、その父祖と共に眠りて、ダヴィードの市に葬られたり。次いでその子アビア、彼に代りて王となれり。

<sup>④</sup>それほど大なる敵對行動はなかつた。

## 第十三章

ユデアの王アビアの治世トアビア、イスラエルの王イエロボアムに勝つ。

一イエロボアム王の第十八年に、アビア、ユダの王となれり。<sup>①</sup>

ニ彼はイエルサレムにて三年の間治めたり。その母は名をミカヤ<sup>②</sup>と云いて、ガバースのウリエルの娘なりき。アビアとイエロボアムとの間には戦争ありき。<sup>③</sup>ニアビア軍を始むるに當りて、武勇

優れし精銳の士四十萬を率いたるに、イエロボアム之に對し、

同じく精銳にして戦鬪に強き士八十萬を以て戦列を布けり。四時

③王上一五・六。

④セメロン山と同名の

にアビア、エフライムにあるセメロン山<sup>④</sup>の上に立ちて云いけるは、「聽けや、イエロボアム及びすべてのイスラエルよ。汝等は主イスラエルの天主が、塩の契約<sup>⑤</sup>によりて、イスラエルの王權

・一。一列王記ではアビアの代りに、その變形と思われるアビアムが用いられている。

②マーカの書き違い。

アの北境にあつた。

⑤塩は不朽の象徴。故

を永久にダヴィードとその子孫とに與え給えることを知らずや。然るにダヴィードの子サロモンの臣僕、ナバトの子イエロボアム起ちてその主君に叛き、

之が許にベリアルの子等なる賤しき人々集まり、サロモンの子ロボアムに

對して勢力を得たり。しかもロボアムは経験に乏しく心弱きが故に、之に

敵するを得ざりき。さて今汝等は云う、彼がダヴィードの子孫より得たる主

の王權に敵對するを得と。汝等には甚だ多き民あり、<sup>8)</sup> またイエロボアムが

汝等に神として作り與えたる金の犢あり。汝等はアーロンの子孫なる主の

司祭とレビイ人とを追放し、地の諸々の民の如く、己が爲に司祭等を作れ

り。誰にても畜群より選りし牡牛一頭と、牡羊七頭とを携え來りてその手を

聖別する者は、かの神に非ざるもの司祭とせらるるなり。<sup>9)</sup> されど我等

の天主は主なり、我等之を棄てず。また主に仕うる司祭はアーロンの子孫に

して、レビイ人はその職務に當る。二即ち彼等毎日朝な夕な主に燔祭と、律

法の命する所に循いて調合せたる香とを獻ぐ。又いと潔き卓の上にはパンを

に塩の契

約とは永

久に續く

契約。

6) 王上一

1・16。

6) 彼はな

るべく父

の責を除

くつもり

8) 汝らが

勝ちそ

うだとい

う理由、

9) 王上一

2・31。

供う。なお我等が許には金の燭臺とその燈皿とあり、夕には常に灯を點す

べし。かくこそ我等は汝等が棄てし主、我等の天主の命を守るなれ。<sup>10)</sup> 三さ

れば我等が軍勢の總帥は天主にて在し、その司祭等喇叭を吹き鳴らして汝等

に向う。イスラエルの裔等よ、主汝等の父祖の天主を敵として戰うなかれ、

其は汝等に利あらざればなり。」と。一三彼が是等の事を語れる間に、イエロ

ボアムその背後に伏兵を迂回せしめ、彼が敵に向いて立てる時、知らざるユ

ダを己が軍勢もて取囲みたり。一四ユダ顧みて、前面及び背後より戰鬪の迫る

を見るや、主に向かいて呼ばわり、司祭等は喇叭を吹き始めたり。一五しかし

てユダの人々皆鬨の聲を挙げたるに、視よ、その叫べる時、天主アビアとユ

ダとに面して立てるイエロボアム及びイスラエルを悉く恐れしめ給えり。<sup>11)</sup>

一六さればイスラエルの裔等ニダに逐われて逃げ走れり。即ち天主之を彼等の

手に付し給いしなり。一七かくてアビアとその民、彼等を討ちて大損害を與え

イスラエルの中勇士の傷つき仆れし者五十万人なりき。一八かくその時にはイ

•二一。 10)出二七

11)勝利は

天主の御

祐助に帰

せられる

すなわち

ユデア人

は多勢の

いくさ上

手な敵に

圍まれた

にも拘ら

ずこれと

戰つて勝

つた。

一九

スラエルの裔等打挫<sup>こらうちひし</sup>がれ、ユダの裔等は甚<sup>はなは</sup>だ強大<sup>きょうだい</sup>となれり、其は彼等<sup>かれら</sup>  
 主已<sup>しゅお</sup>が父祖<sup>ふそ</sup>の天主<sup>てんしゆ</sup>を恃みしに由りてなり。一九さてアビアはイエロボア  
 ムの逃ぐるを追いて、彼の市々なるベテルとその從屬都市<sup>じゅうぞくとし</sup><sup>12)</sup>、イエサ  
 ナとその從屬都市<sup>じゅうぞくとし</sup>、またエフロンとその從屬都市<sup>じゅうぞくとし</sup><sup>12)</sup>を取れり。<sup>13)</sup>イエロ  
 ボアムはアビアの代に最早抗争<sup>よ</sup>う力なかりき。やがて主之<sup>しゆこの</sup>を擊ち給い  
 しかば、彼死<sup>かれし</sup>せり。三されどアビアはその王權<sup>おうけん</sup>を強化<sup>きょうか</sup>して、十四人の  
 妻を娶り<sup>13)</sup>二十二人の男の子と十六人の女の子とを儲けたり。三さて  
 アビアのその殘餘<sup>ほのか</sup>の事、その行狀<sup>ぎょうじょう</sup><sup>14)</sup>、その事蹟は、預言者アツドの書<sup>よみ</sup>  
 にいと正確<sup>せいいかく</sup>に錄<sup>かきしる</sup>せられたり。

## 第十四章

アサの治世——エチオピア人に對するその勝利。

一やがてアビア、その父祖<sup>ふそ</sup>と共に眠りしかば、人々之をダヴィードの市に葬りたり。次  
 いでその子アサ、彼に代りて王となりしが、彼の代には、その國十年の間太平<sup>くにねん</sup>なり  
 といふ。

<sup>12)</sup> ヴルガタ原語  
*Filias* 「娘等」。

<sup>13)</sup> アビアの統治は僅か三年に過ぎなかつたから、この細かい事は過去に遡つて記してある。子の多いことは勢力強大の印として書いてある。

<sup>14)</sup> 原語 *viarum* 「道」

き。<sup>1)</sup>ニアサはその天主の御眼前に、善にして嘉せらるる事をなせ

り、即ち異なる祭祀の祭壇と高き處とを毀ち、<sup>2)</sup>偶像<sup>3)</sup>を碎き、並

木<sup>4)</sup>を切り倒し、<sup>5)</sup>ユダに主<sup>6)</sup>その父祖の天主を求め且律法とすべ

ての誠命を行ふことを命じ、<sup>7)</sup>ユダのあらゆる邑々より祭壇と

社<sup>8)</sup>とを取除き、平穏に治めたり。<sup>9)</sup>彼またユダに堅固なる邑々

を建てたり。其は、主太平を賜<sup>10)</sup>いしに由り、安穏にして、その頃

戦争起らざりしが故なり。彼ユダに云<sup>11)</sup>いけるは、「我等、主已<sup>12)</sup>が

父祖の天主を求めしに由りて、彼、我等に四方の太平を賜いたれ

ば、いずれも戦争なく平穏なる間に、我等是等の市々を建て、之

に石垣を繞らし、塔と門と門とを備えて堅固にせん。」と。より

て彼等建てけるが、建設中何の障碍もあらざりき。<sup>13)</sup>さてアサに

はその軍勢にユダ出身の楯と槍とを携<sup>14)</sup>うる者三十万、またベンヤ

ミン出身の楯を持つ者及び弓を引く者二十八万あり、是等は皆勇

第十四章 <sup>1)</sup>王上一五  
・八。 <sup>1) 2)</sup>偶像禮拜用  
の高き處を取除いた。  
民が眞の神を拜むに用  
いたほかの處は残して  
おいた。一五・一七。  
王上一五・一四を見よ。  
<sup>3)</sup>ベル。 <sup>4)</sup>アシエ  
レン、即ちアスター<sup>テ</sup>  
に獻げられた像。  
<sup>5)</sup>ヘブレオ語「カマニ  
ム」。すなわち太陽の  
柱。これは三四・四に  
よれば、ベルの祭壇  
の上に立ててあつた。

士なりき。時にエチオピア人ザラ、<sup>6)</sup>その軍勢百万人と戰車三百輛とを率い、彼等を攻めに出で來り、マレサ<sup>7)</sup>にまで至りければ、<sup>8)</sup>アサも行きて之を迎え撃たんとし、マレサの附近にあるセファタの谷に戰列を布きたり。<sup>9)</sup>しかして彼、主なる天主を呼び頼みて云いけるは、「主よ、汝にありては少數を助くるも多數を助くるも更にその差別あらず。主、我等の天主よ、我等を助け給え、我等は實に汝と汝の御名とを恃みとして、この大軍に向い来れるなり。主よ、汝は我等の天主に在す、人をして汝に勝たしめ給うなかれ。」と。<sup>10)</sup>主乃ちアサとユダとの向う所、エチオピア人に恐怖を起さしめ給いければ、エチオピア人は逃げ走れり。ニアサ及び之に従える民、彼等をゲララ<sup>11)</sup>まで追い行きしが、エチオピア人殲れて全滅するに至れり、是、

<sup>6)</sup>ザラは幾人かの解釋者の説によればファラオの一人で、多分ロボアムが戦つたセサクの後繼者たるオソルコン一世であるらしい。<sup>7)</sup>ロボアムの要塞の一つで、またユダ王國の戰略上最も重要な地点の一つ。<sup>8)</sup>母上一四・六。<sup>9)</sup>エチオピア人（ヘブレオ語ではクシ人）とは、紅海の左右兩側に住む民、從つて上エジプトの住民をもさす。彼らは軍の中核をなし、且その大部分を占めていた。<sup>10)</sup>ゲララはアブラハムの時代から知られている所で（創二〇・一）、カザの南方にあつた。

主擊ち給い、その軍勢戰いしに由りて、彼等滅ぼされたるなり。<sup>11)</sup>

一四  
かくて多くの戰利品を獲たり。一四 彼等はまたゲララの周圍の市々を

悉く擊破せり、蓋は大いなる恐怖すべての人を襲いしが故なり。

一五 彼等その邑々にて掠奪を行ひ、多くの歎獲物を持ち去りぬ。一五 なお彼等は羊の檻を打毀し、數知れぬほど多くの家畜と駱駝とを取りて

イエルサレムに歸れり。

## 第十五章

アザリアの預言——アサ天主と契約を結ぶ。

一時に天主の靈、オデドの子アザリアに下りしかば、彼アサを迎えて行け、之に云いけるは、「我に聽け、アサとすべてのユダ及びベンヤミンよ、主汝等と共に在す、其は汝等之と共に在りたればなり。汝等もし彼を求めて奉らば之を見出さん、されど汝等もし彼を棄て奉らば、彼も汝等を棄て給わん。」さてイスラエルは、眞の天主なく、教師たる司祭なく、律法なきままに、幾日を過さん。しかして彼等窮迫の時主イスラエ

11) エジプト人がこの後へブレオ人を攻めたことは、ただ約三百年後の西紀前六百九年、ヨシアの代に一度あつただけ(三五・二〇—二四)。

ルの天主に立歸り、之を求め奉らば、之を見出さん。<sup>五時</sup>來らば出入する者に平安なく、地に住む萬民に恐怖あるべし。<sup>六實</sup>に國と國、市と市戰うことあらん、其は主諸々の艱難もて彼等を惱まし給うべければなり。されば汝等奮起ちて、汝等の手を弛むことなけれ。蓋し汝等の所行には報酬あるべし。』と。<sup>八</sup>アサ之を、即ちオデドの子預言者アザリアの言と預言とを聞くや、勇み立ちてユダの全土と、ベンヤミンと、エフライム山地の己が取りし邑々とより偶像を除き去り、主の柱廊の前にありし、主の祭壇を奉獻せり。<sup>九</sup>次いで彼はすべてのユダとベンヤミン、及び之と共にエフライム、マナッセ、シメオンよりの寄留人をも集めたり。蓋は數多の人々、彼と共に主たるその天主の在すを見て、イスラエルより彼の許に來り投じたればなり。<sup>2)</sup> <sup>1)</sup> <sup>2)</sup> 彼等<sup>3)</sup> アサの治世の第十五年第三月に、イエルサレム

**第十五章** 戰勝感謝に多數の犠牲を獻げる爲。ヘブレオ語では、「再興せり」。この語句は全く新しい祭壇とも、サロモンの時代から使われていたもので今は用いられない古い舊いのも、また前數代に偶像禮拜が行われたために祭壇が瀆されたのなら、單にその潔とも解される。<sup>1)</sup> <sup>2)</sup> イスラエルの王たちの偶像禮拜を行うのに不満であつた人々。<sup>1)</sup> <sup>3)</sup> 九節に記してある人々。

に来るや、ニその持ち來りし戰利品及び分捕物の中より、牡牛七百頭と牡羊七千頭とを、その日主に獻げたり。ニしかして彼、慣例により、彼等がその心を盡し靈を盡して主その父祖の天主を求むべしとの契約を堅うせんが爲に入りて、ニ云いけるは、「誰かもし主イスラエルの天主を求めざるあらば、その者は大なると小なると、男たると女たるとを問わず、殺さるべし。」と。一四かくて彼等、歡呼と、大喇叭の響と、小喇叭の音との裡に、聲を大にして主に誓い、一五ユダにある者皆宣誓して然なしたり。即ち彼等その心を盡して誓い、その意を盡して主を求めたれば、之を見出した奉り、主彼等に四方の太平を與え給いしなり。一六更にアサ王の母マーカは嘗て並木にプリアップス<sup>4)</sup>の像を作りしことありければ、彼之を大權<sup>5)</sup>より斥けそれを全く毀ちて千々に打碎<sup>6)</sup>き、セドロンの谷川にて焼きすてたり。一七但し高き處<sup>6)</sup>はなおイスラエルに殘し置けり。されどアサの心は

<sup>4)</sup>ここに記載の像はフエニキア人が豊穣多産を掌る女神として崇めていたアスターのものであろう浮彫にある異様な姿のその像や、貨幣にあるそれより上出來な像は、今なお見られる。ト<sup>5)</sup>王太后の。6)以前に廢された(一四・二)偶像禮拜用の高き處でなく正しい形式でないにしても天主への祭祀を續行した高き處。

一八 その生くる日の限り全かりき。一八彼はまたその父が

誓いたる物及び己が誓いたる物、即ち金銀、ならびに諸種の調度を、主の家に携え入れぬ。一九かくて戦争<sup>かく</sup>はアサの治世の第三十五年<sup>ねん</sup>まであらざりき。

## 第十六章

アサ、シリア人に援助を求めて咎を受く—その晩年の所行及び死。

一 然るに彼の治世の第三十六年に、イスラエルの王バーサ、ユダに上り來りて、ラマに石垣<sup>いしがき</sup>を繞らし、<sup>めぐらし</sup>以てアサの王國の何人をも安全に出入するを得ざらしめたり。ニ是に於いて、アサ主の家の寶庫より、また王の寶庫より、銀と金とを取り出し、ダマスコに居るシリア王ベナダドの許に送りて云いけるは、三我と汝との間には盟約あり、またわが父と汝の父

の王上一五・一六の別な記事では、敵意と云つてあるが、ここでは實際の戦争となつてゐる。今日の流行語「冷戦」<sup>れいせん</sup>と、武器による本當の意味での戦争とを思い合せよ。

第十六章 ①バーサはラマを南の王國から奪取していた。王上一五・一七参考。

とも好誼ありき。この故に我は汝に銀と金とを贈り、汝がイスラエル王バーサと結びたる盟約を破り、之を我より退かしめんことを望む。」と。四ベナダト之<sup>これ</sup>を聞くや、已<sup>おの</sup>が軍勢の諸將をイスラエルの邑々に遣しけるに、彼等<sup>かれら</sup>、アヒオン、ダン、アベルマイム及

びネフタリの石垣<sup>いしがき</sup>あるすべての邑々を討<sup>う</sup>てり。五バーサは之<sup>これ</sup>を聞くや、ラマの建設をやめ、その工事を中止<sup>ちゆうし</sup>せり。六アサ乃<sup>ますな</sup>ちユダ

の人を悉く召集<sup>よびあつ</sup>め、バーサが建設の爲に用意したるラマの石材<sup>せきざい</sup>と木材<sup>もくざい</sup>とを取り來らしめ、之<sup>これ</sup>を以てガバードマスファとを建てたり。

七その時預言者ハナニ<sup>2)</sup>、ユダ王アサの許に來りて之<sup>これ</sup>に云<sup>い</sup>ひける

は、「汝シリヤ王<sup>おんみ</sup>を恃みとして、主汝<sup>おんみ</sup>の天主<sup>たの</sup>を恃みとせざりしに

由り、シリヤ王<sup>おう</sup>の軍勢汝<sup>おんみ</sup>の手より脱<sup>だつ</sup>せり。<sup>3)</sup>八エチオピア人<sup>4)</sup>と

リビア人とは戰車と馬と遙<sup>はる</sup>かに多くして、夥<sup>おびた</sup>しき大軍なりしに、

汝主<sup>おんみしゆ</sup>を恃みたるに由り、主<sup>じゅ</sup>、彼等<sup>かれら</sup>を汝<sup>おんみ</sup>の手に付<sup>て</sup>し給<sup>わた</sup>えるにあらず

2)ハナニは、バーサにその家の滅亡を豫言したイエフの父であるらしい（王上一六・一）。

3)アサはもし天主に信賴を置いていたら、バーサのみならず、その同盟者シリヤの王にまでも勝利を得たであるう。一<sup>4)</sup>本一四・一二

参照。

九

や。⑤ 九番し主の御眼は全地を翻し、全き心をもて之に倚り頼む者には、彼、力を與え給うなり。されば汝は愚なる事を爲せり、是によりて現時より汝に對して戰争起らん。」と。一〇アサ、洞見者に對して怒り、命じて之を牢獄に投ぜしめたり。即ち彼この事に就きて太く激昂したるなり。彼またその頃民を數多殺せり。二さてアサの所行の一部始終はユダとイスラエルとの列王の書に錄せられたり。三なおアサはその治世の第三十九年に、激しき足痛を患いたるが、その病中にも主を求めずして、寧ろ醫師の技倆に信賴せり。⑥ 一三やがて彼はその父祖と共に眠りその治世の第四十一年に死せり。一四よりて人々は、彼が已の爲に、ダヴィドの市に掘り置きたるその墓に之を葬り、香物調製者の術もて調合せたる香料や娼婦の用うる如き香膏の充满てる床の上に置き、その傍にていと物々しく香を焚けり。⑦

⑤本一四・九。一の答むべきは彼が医師に診療を求めたことでなくて、ただ、前にも主よりもベナダドを持みとしたように(二節)、天主よりも医師の技倆に信賴を寄せたこと。病氣を治すには、昔も今も屢々迷信が伴い、魔よけやお守りその他のまじない魔術が用いられた。一七娼婦の香膏が最も強烈な芳香を發するものであつたのは、かかる女達がそれによつて他の注意を引こうとしたから

には、芳香を放つ香料を多量に焚いた（二一・一九。耶三四・五）。しかし人間の屍體は決して焼かなかつた。サウルの火葬については母上三一・一三とその註参照。

## 第十七章

ヨザファートの治世——民の教導に意を用う——その大軍。

一次いでその子ヨザファート彼に代りて王となり、イスラエルに對して力を養えり。しかしユダの石垣もて堅めたるすべての邑々に數多の兵を置き、またユダの地と、その父アサが取りたるエフライムの市々に守備隊を配置せり。

主はヨザファートと共に在しき。其は彼その父ダヴィドの最初の<sup>1)</sup>道を歩み、バールに倚り頼まずして、四<sup>1)</sup>が父の天主に倚り頼み、その捷に歩みてイスラエルの罪に従わざりしが故なり。されば主は彼の手にある王權を鞏固ならしめ給えり。ユダまた擧りてヨザファートに禮物を贈りぬ。かくて彼は無限の富と大いなる榮とを獲たり。六更に彼、その心主の道に對する勇氣を得るや、高き處と並木ともユダより取除きぬ。<sup>7)</sup>彼またその治世の第二年に、その諸侯の中

第十七章

1) ダウ

イドが姦淫と驕慢とに陥る前の。

八

よりベンハイル、オブディア、ザカリア、ナタナエル、及びミケアを遣して<sup>2)</sup>ユダの市々に於いて教えしめ、<sup>八</sup>なお之と共にレヴィ人セメヤ、ナタニア、ザバディア、アサエル、その他セミラモト、ヨナタン、アドニア、トビア、トバドニアなどのレビイ人を遣し、また之と共にエリサマ、ヨラムなどの司祭も遣せり。<sup>九</sup>彼等乃ち主の律法の書を携えユダに於いて民を教え、ユダのすべての邑を巡回りて民を誨えたり。<sup>一〇</sup>よりて主を恐るる念、ユダの周圍にある地の諸國に生じ、是等はヨザファトと戰うことを敢てせざりき。<sup>一一</sup>更にフイリスト人もヨザファトに禮物と貢の銀を持ち來れり。またアラビア人も家畜を引き來りぬ、七千七百頭の牡羊と同数の牡山羊、即ち是なり。<sup>一二</sup>是に於いてヨザファト、いよいよ榮えて強大を極め、ユダに塔の如き家々や石垣ある邑々を建てたり。三彼またユダの市に多くの工事を起せり。なおイエルサレムには軍人勇士居りしが、四その数はそれぞれの家と族とに循えば次の如し。ユダに於ける軍の諸將は、總師エドナ、之に從うは勇士三十万。<sup>一五</sup>それに續くは軍將ヨハナン

<sup>2)</sup>國王派遣の役人達は、人々が多數集まつて、司祭とレビイ人との數に聽き従うよう、配慮させられたらしい。

一六

一七

一八

にして、之に従う者一十八万。一六またそれに續くはゼクリの子主に身を献げたる<sup>3)</sup>アマシアにして、之に従う勇士二十万。一七それに續くは戦闘に剛きエリアダにして、之に従うは弓と楯とを執る者二万。一八またそれに續きてはヨザベド、之に従うは戦闘準備成れる兵十八万。一九是等は皆、王の手許にあり、なおその外に、ユダの全土に亘りて、石垣ある邑々に彼の置きたる者あり。

## 第十八章

ヨザファート、アカブのラモト遠征に同行す—アカブ、ミケアの預言の如く戦死す。

一かくの如くヨザファートは富み且大いに名を轟かしけるが、アカブと縁を結べり。<sup>1)</sup>ニ彼、数年を経てサマリアに下り、その許に至りしに、その到着するや、アカブ<sup>2)</sup>及び彼に従い來れる民の爲に、牡羊<sup>3)</sup>牛數多屠り、ガラードのラモトに上るべきことを之に説きぬ。

三即ちイスラエルの王アカブ、ユダの王ヨザファートに云いけるは、

3) この獻身がどういうものであつたかは明らかでないが、多分いわゆるナザレ人の獻身であるう。民六・二を参照。

## 第十八章

<sup>1)</sup>ヨザファートはわが子ヨラムに、イスラエル王アカブの娘アタリアを妻に娶つてやつた。  
—王下八・一八。本二一・六。

三

「我と共にガラードのラモトに来れ。」彼之に答えるは、「汝は我の如く、わが民は汝の民の如し、されば我等汝と共に戦争に臨まん。」と。四ヨザファトな

おイスラエル王に云いけるは、「請う、今直に主の御言を聞わんことを。」と。

五イスラエルの王乃ち預言者四百人を集めて之に云いけるは、「我等ガラードのラモトに行きて戦うべきか、或は差控うべきか。」然るに彼等云いけるは、

「上れ、さらば天主王の手に付し給わん。」と。六ヨザファト云いけるは、「主の預言者は此處に居らざるか、これ、我等彼にも亦問わんためなり。」<sup>2)</sup> セイス

ラエルの王、ヨザファトに云いけるは、「我等の依りて以て主に問うを得べき

預言者一人あり。されど我彼を憎む、其は彼の預言するや、我に善からずして

常に悪しかりしが故なり。イエムラの子ミケア、即ち之なり。」ヨザファト云

いけるは、「王よ、然曰うべからず。」と。イスラエルの王宮人の一人を召し

て之に云いけるは、「速かにイエムラの子ミケアを召せ。」と。九時にイスラエ

ルの王、及びユダの王ヨザファトは兩人ながら王の衣服を着てその玉座に即き

四

2) 王上

五

二二・

六

七。

七

八

九

九

サマリアの門に近き打禾場に坐しおり、預言者は皆その前にて預言し

たり。一〇茲にカナアナの子セデキア、自ら鐵の角を造りて云いけるは

「主かくぞ曰う、『汝、是等を以てシリ亞を突き、終に之を滅すべ

し。』と。」一一預言者等、皆同様に預言して曰く、「ガラードのラモトに上れ、さらば汝に幸あるべく、主之<sup>3)</sup>を王の手に付し給わん。」と。

一二さてミケアを召びに行きたる使者、彼に云いけるは、「視よ、すべて

の預言者の言は、口を一つにして王に善きことを告ぐ。されば我汝

に請う、汝の言をも是等と違わしめずして、幸先よきことを云うべ

し。」一三ミケア之に答えるは、「主活き給う、何にてもわが天主の我

に曰う事は、我之を告げん。」と。一四かくて彼、王の許に到りしに、

王之に云いけるは、「ミケアよ、我等ガラードのラモトに行きて戰うべきか、或は止むべきか。」彼之に答えるは、「上れ、蓋し萬事幸に

運びて、敵は汝の手に付さるべし。」と。一五王云いけるは、「我は汝

3) 原語 eos 「彼等」

即ちラモトの人々

4) ミケアは、王が

預言者にすゝめら

れたことをただ承

認するだけに止め

たいと思つてゐる

ことを知つてゐた

彼の最初の答は、

たゞ「では、あな

たの既に決心して

いることを、まあ

やつて御覽なき

い」というだけの

意味。王がそう解

してゐることは、

一五節からわかる

に、主の御名により、眞なる事の外は我に告げざるよう、幾度も願う」と。一六 然るに彼云いけるは、「我はすべてのイスラエルが、牧者なき羊の如く、山々に散れるを見たり。時に主は曰えり、「是等の者は主を有たず。されば各々安らかにその家に歸るべし。」と。」一七 イスラエルの王、ヨザファトに云いけるは、「我汝に云わざりしか、この人の我が爲に預言するは、善き事に非ずして、惡しき事なり、と。」一八 されど彼云いけるは、「されば主の御言を聽き給え。我は主がその玉座に坐し給い、天の萬軍がその右左に侍せるを見たり。」一九 さて主曰いけるは、「イスラエルの王アカブを欺きて之を上らしめ、ガラードのラモトに於いて殞れしむべきは誰ぞ。」と。よりて一人はかくの如く云い、また一人は他の如く云える時、二〇 ひつれいすの靈進み出でて、主の御前に立ち、「我かれを欺かん。」と云いしに主曰いけるは、「汝、如何にして欺くや。」二一 彼答へけるは、「我出でてそのすべての預言者の口にありて、虚言の靈とならん。」主曰いけるは、「汝欺きて勝つべし。出でて然なせ。」と。二二 されば今視よ、主、汝のすべての預言者の口に、虚言の靈を賜えり、即ち主汝に就きて惡しき事を告げ給えり。」

三三　と。三三時にカナアナの子セデキア、近づきて、ミケアの頬を打ちて云い

三四　けるは、「主の靈汝に語らんとて、何れの途より我を去り給えるぞ。」三四ミ

ケア云いけるは、「汝その日に、隠れんとて部屋より部屋に逃げ入らん時、

三五　自ら之を見るべし。」と。三五イスラエルの王、命じて云いけるは、「ミケア

三六　を捕えて、市の長アモンの許と、アメレクの子ヨアスの許に引き行き、

三七　三六さて云うべし、「王はかく云う、この人を牢獄に入れて、わが安らか

三八　に歸る時まで、乏しきパンと少量ばかりの水とを之に與えよ。」と。」

三九　ミケア云いけるは、「汝もし安らかに歸るを得べくんば、主我によりて

四〇　語り給わざりしならん。」と。彼また云いけるは、「すべての民よ、聽け

四一　かし。」と。四一かくてイスラエルの王と、ユダの王ヨザファトとは、ガ

四二　ラードのラモトに上れり。四二イスラエルの王、ヨザファトに云いけるは、

四三　「我は服裝を變えて戰鬪に行かん、されど汝は汝の衣服を着し給え。」

四四　と。しかしてイスラエルの王はその服裝を變えて戰鬪に行けり。四四さてシ

五)この出征では天主は汝と共に在さぬである。

六)彼は辭退するよう警告されたにも拘らず、憚かつて同行したのである。

カイアカブは普通の兵士の如く戰鬪に參加し、ヨザファ

トには王の服装をして貰つつもり。

リアの王の豫じめその騎兵隊長等に命じおきし事あり、曰く、「汝等、ただイ  
スラエル王との外は、小なる者とも大なる者とも鬪うべからず。」と。<sup>三一</sup>され  
ば騎兵隊長等、ヨザファトを見るや、「是こそイスラエルの王なれ。」と云いて  
之を攻めんと圍みたり。されど彼主に叫びしかば、主之を助けて、彼等を彼よ  
り離れしめ給えり。<sup>三二</sup>即ち騎兵隊長等は、彼がイスラエルの王にあらざること  
を悟りて、之を離れ去りしなり。<sup>三三</sup>然るに偶々民の一人、宛もなく矢を放ちけ  
るに、イスラエル王の頸と肩との間に命中りたれば、彼その駆者に云いけるは  
「我負傷したるに由り、汝の手を回して、我を戦線より率き出せ。」と。<sup>三四</sup>か  
くて戦鬪はその日終りぬ。イスラエル王は己が戦車の中に立ちて、夕方までシ  
リア人に當りけるが、日没に及びて死せり。<sup>三五</sup>

<sup>8) かく</sup>  
アの預言は、アカブが無効ならしめようと百方手を盡したにも拘らず、見事成就した。

ヨザファト全國に裁判官を置く。

## 第十九章

一かくてユダの王ヨザファトは、無事エルサレムにあるその家に歸れり。<sup>三六</sup>時にハナ

ニの子洞見者イエフ、彼を迎えて之に云ひけるは、「汝は不信

仰なる者<sup>1)</sup>に援助<sup>2)</sup>を與え、主<sup>3)</sup>を憎む者と友誼<sup>4)</sup>を結べり。されば

汝は寔に主の御怒を受くべかりしも、<sup>2)</sup> <sup>3)</sup>汝にはまた善行もあり

其は汝ユダの地より並木を取除き、主汝の父祖の天主を求める

と心懸けたればなり。」と。<sup>4)</sup>時にヨザファト、イエルサレムに

住まいけるが、再び出でて、ベルサベーよりエライムの山地

までの民の許に至り、<sup>3)</sup> 之を主<sup>3)</sup>その父祖の天主の御許に呼び戻

せり。<sup>5)</sup> 彼またユダの堅めあるすべての市に、それぞれにその

地の裁判官を置きたり。<sup>6)</sup> しかして彼裁判官等に命じて云ひけるは、「汝等、已が爲すべきことに注意せよ。蓋は汝等が行う

は、人の裁判にあらずして、天主のなればなり。汝等何事を裁

くとも、そは汝等に歸り来るべし。されば主<sup>3)</sup>を畏るる念汝等

と共にあるべし。すべて慎重に事を爲せ。蓋し主我等の天主に

## 第十九章 1)アカブは最

も性の悪い偶像禮拜者で

あつた。2)この御怒り

は一八・三一にある如く、

既にヨザファトに下つた

が、これから二〇・三及

び三五以下にある如く、

彼の上に、またその死後

は二一一〇にある如く、

彼の一族の上に來るであ

らう。3)ヨザファトは

自領の全國を南の境界

(ベルサベー)から、エ

ライム山地の南の部分

である北の境界まで、親

しく巡回した。

は、不義なく、また人を憚り給うことも賄賂まいないを望み給うこともなればなり。」と。<sup>4)</sup> ハヨザファトまたイエルサレムに、レビイ人、司祭、及びイスラエルの家長を置きて、そこに住める者の爲に主の裁判訴訟さばきうつたえを裁定さくいていせしめたり。<sup>5)</sup> かすなわち彼等に命じて曰く、「汝等主おのを畏れて、忠實ちゆうじつに、一心にかく行おこなべし。」○凡て、律法、誠命いまじめ、典禮、規定などに關して問題ある時、親戚しんせきと親戚との間の訴訟、その邑々に住む汝等の兄弟より汝等の許に來るあらば、彼等に示せ。是、彼等が主に對して罪を犯すことなく、御震怒おんいかりの汝等と汝等の兄弟との上に下ることなからん爲なり。汝等かく行おこなわば、罪なかるべし。二さて汝等の大司祭なる司祭アマリアは天主に關する事を掌り、イスマールの子にしてユダ

・一五。徒一〇・三四。弗六・九。西三・二五。一司法に關しては、既にダヴィドの治世に整備せられ、レヴィ人に委任せられていたが（代上二三・四。二六・二九以下）、再び衰えたか、もしくは裁き人の數が足らなくなつたのである。一<sup>5)</sup>イエルサレムには聖職者による裁判と、俗人による裁判との二つの裁判制度があつた。この兩裁判所はたゞイエルサレム市の訴訟を裁くばかりでなく、全國に對する最高審理を掌つた。聖職者の方の裁判長は大司祭であり俗人の方の裁判長はユダ族の族長であつた。

の家の長なるザバディアは王の用向に屬する仕事を掌るべし。また汝等の前には教師としてレヴィ人あり。心を勵まして、慎重に事を行え、さらば主善き事に於いては汝等と共に在し給うべし。」

## 第二十章

アンモン人モアブ人シリア人相結んでヨザファトに當る一敵軍同志討ちして全滅す。彼イスラエルの王オユジアと結ぶ。

この後モアブの裔等、アンモンの裔等、及び之と共にアモン人も相集まりて、ヨザファトと戰わんとせり。時に使者來りて、ヨザファトに告げて云いけるは、「大群衆海の彼方にある諸處より、<sup>1)</sup>またシリアより、汝を攻めに來れり。しかも視よ、彼等はアサソン・タマル、即ちエンガツディにあり。」と。<sup>2)</sup>是に於いてヨザファト、怖じ恐れ、全く心を専らにして主に祈りユダ全土に断食を布令しめたり。<sup>3)</sup>よりてユダ、主に祈らんと

第二十章 ①)アンモン人  
(シリアの荒野附近の住民)は、死海の東岸を下りゆき、その南端にいるモアブ人及びエドム人と合して、イエルサレムに向かい、行程十九時間の所まで、氣づかれずに押し寄せて來た。

五

て相集まり、なおその邑々よりも皆主に懇願せんとて来れり。<sup>2)</sup> 五ヨザ  
 フアト乃ち主の家の新しき庭の前にて、ユダとイエルサレムとの會衆  
 の中に立つや、<sup>3)</sup> 六云いけらく、「主、我等が父祖の天主よ、汝は天に  
 在す天主にして、萬の國民を統べ治め給う。汝の御手には力と權とあ  
 り、何者も汝に抗する能わず。七我等の天主よ、汝はこの地の住民を、  
 汝の民イスラエルの前より、悉く滅ぼし去り、之を汝の友アブラハム  
 の後胤に幾久しく與え給いしに非すや。八よりて彼等は此所に住み、  
 汝の御名の爲此所に聖所を建てて云えらく、<sup>4)</sup> 九審判の劍、疫病、饑饉  
 等の災厄、もし我等を襲い來らば、汝の御名の呼ばるるこの家の前に  
 て、我等汝の御眼前に立ち、我等の患難の時に汝に向かいて叫ばん。  
 さらば汝聽きて我等を救い給わん。<sup>5)</sup> 一〇されば今、アンモン、モアブ、  
 及びセイル山の裔等を見給え、是等の地は、イスラエルがエジプトよ  
 り出で來りし時、汝通過するを許し給わざりしにより、避けて迂回し

<sup>2)</sup> イエルサレムに  
<sup>3)</sup> 司祭の前庭は以前から再び手入れのよく行届いた状態にされていた。  
 それでここには新しき庭と云つてある。その前、即ち俗人の前庭には王の立つ高い所がある。その立つ高い所があつた（六・一三を見よ。一四）王上八・三三。一五六章のサロモンの聖殿奉獻祈禱より。

二

三

之を滅ぼさざりしに、<sup>6)</sup> 二彼等僻事をなして、汝の我等に付し給える領地より、我等を追い出さんと努む。二我等の天主よ、かくても汝は彼等を番かんとし給わざるか。實に我等にはこの大群衆の我等を攻め来るに抵抗しうるほどの力なく、我等爲す所を知らず。殘るはただ、我等の眼を汝に向得る。三折しもユダの人々、その小さき者や妻子と共に、け奉ることのみ。」と。

一五

一四

皆主の御前に立ち居れり。一四然るに主の靈その群衆の中なるヤハジエルに下れり、彼はアサフの裔なるレヴィ人にして、マタニアの子イエヒエル、

その子バナヤ、その子ザカリアの子なり。一五彼乃ち云いけるは、「すべて

のユダ人、及びイエルサレムに住める者、並に汝ヨザファト王よ、傾聽す

べし、主は汝等にかく曰う、『汝等この大群衆に恐るるなけれ、戰くなかれ、戰うは汝等に非ずして天主なればなり。』一六汝等明日下りて彼等を攻むべし、蓋し、彼等はシスという坂より上り來らん、されば汝等イエルエルの荒野の向いにある溪谷の頂にて之に出會うべし。一七鬪うべき者は汝等

6) 申二・一。

一されば彼らには我等を襲うべき理由が少しもない。の天主の御約束擁護に關係のあることであるから、汝等は天主の大義のために鬪うことになる

一七

一六

8) 詩一  
三五・

にあらず、さればただ深く信頼して立ちおれ、然らば汝等主の御祐助の汝等に臨むを見るべし、ああユダ及びイエルサレムよ。恐るるなけれ、戰くなけれ、汝等明日出でて彼等を攻むべし、主汝等と共に在さん。』と。一八是に於いてヨザファート及びユダ並にイエルサレムの住民皆主の御前に、地に平伏して之を禮拜せり。一九次いでカートの裔及びコレの裔なるレヴィ人等、天まで響けと聲たか高らかに、主イスラエルの天主を讃美したり。二〇さて彼等朝に起きてテクエの荒野より出で行きけるが、その進むに當りて、ヨザファート彼等の中立ちて云いけるは、「ユダの人々、及びイエルサレムの住民皆、我に聽け。主汝等の天主を信ぜよ、さらば汝等安全ならん。その預言者等を信ぜよ、さらば萬事順調に運ばん。」と。二二しかして彼、民に策を授け、また主を謳歌する者を立てその隊にありて之を讃美せしめ、軍の先頭に進ましめ、且聲を揃えて「主を讃め稱えよ、その御矜恤は永久に存すればなり。」と云わしめたり。二三かくて彼等讃美を歌い始めるや、主敵方の伏兵をして、味方、即ちユダと戰わんとて

出で來れるアンモン、モアブ、及びセイル山の裔等に向かわしめ給

いければ、彼等討かれらうたれたり。<sup>9)</sup> 即ちアンモン及びモアブの裔等起

二三

ちてセイル山の住民を攻め、之を殺し滅ぼしたるなり。しかもこの仕事を爲し遂ぐるや、また味方みかたに向かいて、互に傷つけ廻し合えり。

二四

やがてユダ、荒野あられのに向かえる望見の場所<sup>10)</sup>に至りて遙かに見れば

その地域一帯、遍く屍しかばねに満ち、死を免れ得て生残りたる者一人だにあらざりき。是に於いてヨザファト、及び彼に従う民皆、死者

二五

の物を奪わんとて來り見たるに、屍の間に諸種の什物、衣服、高價なる器などありしかば、彼等之を掠奪しけるが、悉くは搬ぶ能わず

二六

また三日を経てもその分捕物を持ち去るを得ざりしほど、獲物は夥多かりき。さて彼等は四日目に讚美<sup>さんび</sup>の谷に集まり、即ち彼等其處に於いて主を讚美し奉りしに由り、その所を讚美の谷と稱びて、

二七

今日に至りしなり。<sup>11)</sup> ユダのすべての人々、及びイエルサレムの

<sup>9)</sup> 天主の御許容によつて敵對した民族が同志討ちして自滅する、こういうことは

聖史上に屢々あつた例えマデイアンとアマレクヘ士七・二二、フイリスト人

(母上一四・二〇)

など。<sup>10)</sup> 戰場を眺

めることができ、テクエ周邊の或る高地。<sup>11)</sup> この事實の記念はワデ・ベレイ

クト(祝福の谷)とカフェルベラカの丘との名に殘つてゐる耳三・二及び一二參

住民、ヨザファトをその先頭に立てて、大いなる歡喜もてイエルサレムに歸れり、其は主彼等に、その敵に勝つ喜悅を賜いしが故なり。二八 しかし 彼等、琴と小琴と喇叭とを奏しつつ主の家に入れり。二九 人々主がイスラエルの敵と鬪い給いし由を聞くに及びて、主に對する畏怖、地の諸國を襲いたり。三十 かくてヨザファトの王國は靜まりて、天主彼に四方の太平を賜えり。三一 かくの如くヨザファトはユダを治めたり。彼、統治を始めし時三十五歳なりしが、イエルサレムにありて二十五年の間治めたり。因みにその母は名をアズバと云いて、セラビの娘なりき。三二 彼はその父アサの道を歩みて之を離れず、主の御前に嘉せらるる事を爲せり。三三 然れども高き處は取除かず、民いまだその心を、主已が父祖の天主に向けざりき。三四さてヨザファトのその殘餘の所行の一部始終は、ハナニの子イエフの言の中に記録されたり、即ち彼は之をイスラエルの列王の書に載せたり。三五 この後ユダの王ヨザファトはイスラエルの王オコジアと友誼を結びけるが、この

照。<sup>12)</sup> 偶像禮拜用の高き處は、久しい以前からヨザファトに毀たれていた(一七・六参照)。それで文章前後の關係から見れば、記述者はここでは律法に適わぬながら天主に對する祭祀を續行していた高き處をさしているのである。

者の所行は甚だ悪しかりき。<sup>13)</sup> 三六彼、タルシスに行くべき船<sup>14)</sup> を造ることに參與り、彼等アシオン・ガベル<sup>15)</sup> にて船隊を造れり。三七然るにマレサ出身のドダウの子エリエゼル、ヨザファトに預言して曰く、「汝、オコジアと盟約を結びたるに由り、主汝の造れるものを打碎<sup>16)</sup>き給えり。」と。果して船破壊したれば、彼等タルシスに行くを得ざりき。

## 第二十一章

ヨラムの惡政とその天罰。

一やがてヨザファトその父祖<sup>17)</sup>と共に眠り、彼等<sup>18)</sup>と共にダヴィードの市に葬<sup>19)</sup>られたり。次いでその子ヨラム、彼に代りて王<sup>20)</sup>となれり。<sup>1)</sup>ニこれにヨザファトの子たる兄弟<sup>21)</sup>、アザリア、ヤヒエル、ザカリア、アザリア、ミカエル、及びサファティアあり、是等<sup>22)</sup>は皆ユダ王ヨザファトの子等なりき。<sup>23)</sup>その父は彼等に銀や金、多くの贈物及び年金<sup>24)</sup>を

<sup>13)</sup>王上二二・四五。  
<sup>14)</sup>タルテツス<sup>ス</sup>（タルシス）に至る遠洋航海用に設計された構造の船。  
<sup>15)</sup>紅海の北部、エラミト灣に臨む風の當らぬ港市。

## 第二十一章

<sup>1)</sup>王上

二二・五一。—<sup>2)</sup>ヘブレオ語「寶物」。

ユダの堅固なる市々と共に遣しけるが、王位はヨラムに與えたり。其は彼長子たりしが故なり。<sup>(3)</sup> <sup>(4)</sup>よりてヨラム起ちてその父の王國を治めたり。やがて彼鞏固となるに及び、劍もてその兄弟を悉く殺し、<sup>(4)</sup>またイスラエルの諸侯をも數人<sup>(5)</sup>殺せり。ヨラムは統治を始めし時三十二歳なりしが、イエルサレムにありて八年の間治めたり。<sup>(6)</sup>彼はアカブの家が爲したる如く、イスラエルの王等の道を歩めり。アカブの娘その妻たりしが故なり。かくて彼主の御眼前に惡を行えり。<sup>(7)</sup>されど主はダヴィドの家を滅ぼすことを欲し給わざりき、是、その彼と結び給える契約の爲にして、また彼とその子等とに、常に燈火<sup>(6)</sup>を與えんと約し給いしに由りてなり。八その頃エドム叛きてユダに服わざなり、自ら王を立てたり。<sup>(7)</sup>よりてヨラムその諸侯及び己が許にある騎兵を悉く率いて進み、夜に起ちて己を圍みたるエドム人とその騎兵の長等とを討

<sup>(3)</sup>律法の明文によれば、(申二二・一五・一七)、ヘブレオ人の國における王の相續に關する通常の規則はかくの如くであつた。—<sup>(4)</sup>アビメレク(尤九・五)とアタリア(二二・一〇)との同様な所行を思い出させる、甚だしい野蠻行爲。<sup>(5)</sup>ヨラムが、最もその勢力を恐れた人々。<sup>(6)</sup>王下一・三六とその註参照。<sup>(7)</sup>創二七・四〇。

てり。一〇然りながら、エドムは叛きてユダの主權に服わざなりたるまま、今日に及べり。その時ロブナも亦退きて彼の手に服わざなりぬ、是、彼が主その父祖の天主を離れたるに由るなり。一一利え彼はユダの邑々に高き處を築き、イエルサレムの住民をして姦淫<sup>8)</sup>を行わしめ、ユダをして非をなさしめた。一一時に預言者エリア<sup>9)</sup>の許より彼に齋されし一書ありたり。一一中に記されたるは次の如し、「主汝の父ダヴィドの天主はかくぞ曰う、『汝は汝の父ヨザファトの道をも、ユダの王アサの道をも歩まず、一三却つてイスラエルの王等の道を歩みユダとイエルサレムの住民とをして、アカブの家の姦淫<sup>10)</sup>に倣い、姦淫を行わしめ、その上汝の父の家人にして汝より善良なる汝の兄弟を殺したれば、一四視よ、主は汝ならびに汝のすべての民、汝の子等、汝の妻等、及び汝のあらゆる所有物

<sup>8)</sup>姦淫とは、一般に偶像禮拜のこと、とりわけフェニキアの神々に對する淫らな祭祀と解すべきである。

<sup>9)</sup>これはあの有名なテスベ人のエリアであるか、それともヨラムの治世にいた同名異人であるか、疑わしい。なぜなら前者はヨザファト王の時代既に世を去つたから。またエリアの代りに、當時なお存命していたエリサ（エリゼオ）とることもできよう。<sup>10)</sup>本章註八参照。

に、大いなる禍を下し給わん。一五汝また惡しき腹の病に罹り、終に汝

の腸毎日少しづつ露出するに至らん。」と。一六是に於いて主、ヨラ

ムに對して、フイリスト人と、エチオピア人に境界を接するアラビア

人<sup>(11)</sup>との心を激昂せしめ給えり。一七よりて彼等ユダの地に上り來り、

之を荒し、王の家にある財物を悉く掠奪し、剩えその子等や妻等まで

も捕え去りしかば、末子なるヨアカズ<sup>(12)</sup>を除きては、彼の許に一人の

子も残らざりき。一八この一切の事に加えて、主彼を擊つにその腹部の

不治の病を以てし給えり。一九かくて日は日に續ぎ、時は過ぎ行きて、

満二年を経るや、長き病に衰えてその腸<sup>(13)</sup>を出で、その病苦、生命盡

くるに及びて去りぬ。かく彼、いと悲惨なる病にて死しけるが、民は

葬儀の時彼の爲に、その父祖に爲したる如く、慣例による焚くことを

ば行わざりき。<sup>(14)</sup>二〇彼は統治を始めし時三十二歳にして、八年の間イ

エルサレムにて治めたり。彼は義しく歩まざりき。人々之をダヴィド

<sup>(11)</sup>従つてアラビア  
西部の。—<sup>(12)</sup>ヨア  
カズという名は、

オコジアという名  
のヘブレオ文字の  
置き違えから生じ  
同一人。二二・一  
参照。—<sup>(13)</sup>王や高  
貴の人の葬儀には  
夥しい香料を焚く  
のが普通であつた  
(一六・一四。耶  
ニニ・一九参照)。

貴の人の葬儀には  
夥しい香料を焚く  
のが普通であつた  
(一六・一四。耶  
ニニ・一九参照)。

の市に葬りたり。然れども王等の墓の中にはあらず。<sup>14)</sup>

## 第二十二章

オコジアの治世とその死—アタリアの虐政。

一 時にイエルサレムの住民は、彼の代りにその末子オコジアを立てて王となせり。蓋は、陣營に攻め入りしアラビア人の掠奪者等、彼より年上なる者、即ちその兄等を悉く殺したればなり。かくてユダの王、ヨラムの子、オコジア統べ治めたり。<sup>1)</sup>

二 オコジアは統治を始めし時、四十二歳<sup>2)</sup>なりしが、イエルサレムにありて一年の間治めたり。その母は名をアタリアと云いて、アムリの娘なりき。<sup>3)</sup>彼も亦アカブの家の道に踏み入りぬ。その母彼

<sup>14)</sup>その王らしからぬ生涯を非難する意味で、二四・二五にあるヨアスのように。

第二十二章 ①王下八・二四。 ②王下八・二六によれば、オコジアが統治を始めたのは、二十二歳の時であつた。オコジアの父ヨラムは四十歳で死んだから

(二一・五、二〇)、本書のは多分筆寫の誤りであろう。

四

五

六

八

九

を唆かして天主てんしゆを蔑する所行わざをなさしめたるなり。四かくの如くにして、彼はアカブの家の如く、主の御眼前に惡を爲せり。實に彼等かれらは彼の父の死後その顧問ごもんとなりて、之を滅亡ほろびに至らしめたるなり。五彼は彼等の勸告すゝめに従いて歩めり。しかしてイスラエルの王おう、アカブの子ヨラムと共に、ガラードのラモトに行きて、シリアの王おうハザエルと戰たたかいけるが、シリア人はヨラムに傷きずを負わせたり。六彼乃ち治療ちりようを加えん爲ためイエズラヘルに歸りぬ、蓋は上述じょうじゆつの戰鬪たたかいに於いて數多あまたの傷きずを負いたればなり。よりてヨラムの子ユダの王おうオコジア下くだり行きて、アカブの子ヨラムのイエズラヘルに病やみおれるを見舞えり。

七オコジアが不運ふうんにもヨラムの許きよに來れるは、蓋がくし天主の御旨みおたりしなり、即ち到りて、彼と共に主しゆがアカブの家いえを滅ぼさん爲ために注油ちゆうゆし給たまいたるナムシの子イエフと戰たたかいに往くべかりしなり。八かくてイエフ、アカブの家いえを根絶こんぜつするに當り、ユダの諸侯しよとうおよ及びオコジアの兄弟等きょうだいたちの子等こどもの、彼かれに仕えおる者もの共ともを見出して、之を殺せり。九彼またオコジアを探し求めて、そのサマリア

3) 彼にそ  
の母が與  
えた惡しき顧問官等。

4) 天主は  
その御攝理において、先の

事を豫見し、且許容し給うた。

5) 親戚等

に潜伏めるを捕えしめたり。しかしてその己が許に引き來らるるや、之を

一。一〇〇王下一一。

殺せり。されど彼は、心を盡して主を求めたるヨザファトの子なるが故に人々之を葬れり。之よりオコジアの血族たる者の世を治むる望は、最早全く

く絶ゆるに至りぬ。一〇即ち彼の母アタリアは、その子の死せるを見るや、

起ちてヨラムの家の王統を悉く殺したるなり。然るに王女ヨサベトは

オコジアの子ヨアスを取りて、之を王子等の殺さるる中より盗み去り、之

にその乳母を附けて寢室に隠しあけり。因みに彼を隠したるヨサベトは、

ヨラム王の娘、大司祭ヨヤダの妻にして、オコジアの姉妹なり。さればア

タリアは彼を殺さざりき。二かくてヨアスは彼等と共に、六年天主の家に隠れおりしが、その間アタリア國を治めたりき。

アの姉妹であつたが、アタリアからではなく、ヨラムの他の妃から生まれたのである。

## 第二十三章

大司祭ヨヤダ、ヨアスを王となす。

一さて七年目に至るや、ヨヤダ勇み立ちて百夫長たち、即ちイエロヘムの子アザリア、

ヨハナンの子イスマヘル、またオベドの子アザリア、アダヤの子マーシア、

ゼクリの子エリザファート等を迎え、彼等と盟約を結べり。<sup>1)</sup> <sup>ニ</sup>彼等ユダを巡りて、ユダのすべての邑よりレヴィ人を集め、またイスラエルの家長を集

めてイエルサレムに來れり。<sup>3)</sup> 是に於いて會衆皆天主の家にて王と盟約

を結びしが、ヨヤダ彼等に云いけるは、「視よ、主がダヴィドの裔に就き

て曰く、王の子王となるべし。<sup>4)</sup> されば汝等のなすべき事<sup>2)</sup> は次の如し、<sup>5)</sup> 汝等司祭レヴィ人及び門衛にて安息日に來る者の、三分の一は

門の所に、三分の一は王の館に、三分の一は基礎と稱ばるる門の所に居るべし。<sup>3)</sup> またその殘餘の民は皆、主の家の庭に居るべし。<sup>6)</sup> 但し司祭と、レヴィ人の中の勤行をなす者とを除きては、何人も主の家に入るべからず。

ただ彼等のみ入るを得べし、彼等は聖なればなり。殘餘の民は皆、主の警衛をなすべし。<sup>4)</sup> レヴィ人は各々その武器を持ちて、王の周圍に在るべし。

(他の人もし聖殿に入るあらば、之を殺すべし。) 彼等、入るにも出づる

第二十三章  
1) 王下一一。  
2) 原語 sermo 「言」。

3) 司祭やレヴィ人は安息日から次の安息日まで、班になつて勤行をした。  
4) 司祭専用の部屋の外で。

にも王と共にあるべし。」と。八是に於いてレヴィ人及びすべてのユダ、よろす

大司祭ヨヤダの命じたる所に循いて爲し、各々その配下にある人々を率いける

が、是等は安息日の順に従い、安息日を果して、出づべき者と共に入りき。即

ち大司祭ヨヤダは、毎週交代するを慣とする班を去らしめざりしなり。九しか

して司祭ヨヤダ、百夫長等<sup>5)</sup>にダヴィド王が主の家に奉獻したる槍と楯と小

楯とを與えたり。一〇彼また聖殿の右側より聖殿の左側まで、祭壇と聖殿との前

王の周圍に、剣を持てるすべての民を立てたり。一一次いで人々王子を連れ來り

之に冠を戴かせ證詞を付し、律法を授けてその手に持たせ、之を立てて王とな

せり。大司祭ヨヤダ及びその子等、また之に油を注ぎぬ。しかして之が幸を祈

りて云いけるは、「王よ、壽長かれ。」と。二ニアタリア之を、即ち馳せ行きて

王を稱うる者の中を聞くや、主の聖殿に入りて民の許に至れり。二三かくて王

が入口の階段の上に立ち、諸侯及び諸隊之を圍み、國の民皆喜びて、喇叭を吹

き、諸種の樂器を奏で、讚美の聲を擧げおるを見るに及び、彼女その衣服を裂

5) 王の親衛隊

6) 万歳

！」の意。

王に向かつて歎呼する。

一四  
きて云いけるは、「叛逆、叛逆。」と。<sup>一四</sup>折しも大司祭ヨヤダ、百夫長等

及び軍の諸將の許に出で行きて、彼等に云いけるは、「之を聖殿の境内

より引き出し、外に於いて之を劍もて殺すべし。」と。<sup>8)</sup> 即ち司祭は主

の家中にて彼女を殺すべからずと命じたるなり。<sup>一五</sup> よりて彼等彼女の

頸に手をかけ、その、王の館の馬の門より入るに及びて、其處にて之を

殺せり。<sup>一六</sup> かくてヨヤダ、己とすべての民と王との間に、主の民たるべ

しとの契約を結べり。<sup>一七</sup> 是に於いて民悉くバールの家<sup>9)</sup>に入り行き、

之を毀ち、その祭壇と像とを打ち碎き、またバールの司祭マタンを祭壇

の前にて殺せり。<sup>一八</sup> ヨヤダはまたダヴィドが主の家に分ち置きたる司

祭及びレビイ人の手の下に、主の家の司等を立て、ダヴィドの指定に循

い、モイゼの律法に錄されたる如く主に燔祭を獻げて喜び歌えり。<sup>一九</sup> 彼

また主の家の門に、門衛を置き、以て如何なる事にても不淨なる者は入

るを得ざらしめんとしたり。<sup>二〇</sup> さて彼は百夫長等、勇士達、及び民の長

三〇

<sup>8)</sup> 大司祭のこの命令は、アタリアが流した血に對する正當な刑の宣告。<sup>一九</sup> 一説によれば、このバールの神殿は(二二・一)。(二四・七参照)  
ヨラムの治世にアタリアが、聖殿の外の前庭に建てたものであつた。

等<sup>ら</sup><sup>10)</sup>と、國のすべての民とを率い、彼等王を主の家より下らしめ、上の門の中より王の館に入らしめて、之を王位に即けたり。ニかくて國民舉りて歡び、邑は太平となれり。アタリアは劍もて殺されたり。

## 第二十四章

ヨアス、ヨヤダの存命中善政を布きたれど、後偶像禮拜を許し、ザカリアを殺さしむ一彼その臣下に殺さる。

ヨアスは統治を始めし時七歳なりしが、イエルサレムにありて、四十年の間治めたり。その母は名をセビアと云いて、ベルサベーの出身なりき。<sup>1)</sup>ニ彼は司祭ヨヤダが生くる日の限り、主の御前に善き事を爲せり。<sup>2)</sup>三さてヨヤダは彼に二人の妻を娶り與えぬ、<sup>2)</sup>彼之等によりて男子、女子を儲けたり。<sup>4)</sup>この後ヨアスは主の家を修復せんと思ひ立てる。<sup>5)</sup>彼乃ち司祭及びレビイ人を集めて之に云いけるは、「出でてユダの市々に至り、毎年汝等の天主の聖殿を修復すべき金をすべてのイステエル人よ

## 第二十四章

<sup>1)</sup>王下二一・二一。一二・一。  
<sup>2)</sup>ヨアスはその

頃王家唯一の嫡男であつたからこれに早く結婚させることが肝要であつた。ま

<sup>10)</sup>ケレト人とフエレト人の軍團。すなわち王の近衛軍團。

り集めよ、急ぎ之を爲せ。」と。然るにレビイ人は怠りがちに之を爲せり。六王、長なるヨヤダを召びて之に云いけるは、

「汝何故に、レビイ人を督勵して、主の僕モイゼが、イスラエルの全會衆が證詞の幕屋に持參すべしと定めたる金を、<sup>3)</sup>

ユダとイエルサレムとより持參せしむるよう計らわざりし

ぞ。」と。不敬なるアタリア及びその子等<sup>4)</sup>は、天主の家を

破壊し、主の聖殿に奉獻せられたる諸々の物を以て、バール

の社を飾りしなり。八王乃ち命じければ、人々一つの箱を作

りて、之を主の家の門の外に置けり。九次いで人々、天主の

僕モイゼが荒野にてすべてのイスラエルに課したる價を、各

々主の御許に持參すべしと、ユダ及びイスラエルに布令た

り。主の箱に溢れんばかりに投げ入れたり。ニ愈々レビイ人

たヨヤダが彼に重婚させなければならぬと思つたのも同じ理由からであつたことは疑いない。天主はユデア人達が心頑なために、一夫多妻制を大目に見給うた。<sup>3)</sup>出三〇・一三。一<sup>4)</sup>これはアラビア人にかの女の息子等が殺される(二二・一七)前の事ととするが、または「子等」の代りに一子オコジアと書くべきである。聖ヒエロニモは、かの女の精神的息子等たる、バールの司祭達と解している

の手により、王の前に箱を持ち行くべき時至るや、（金錢の夥しきを見て）  
王の書記官と、司祭長が任命したる者と、入りて箱の中にある金錢を傾出し  
また箱を元の處に持ち行き、毎日かくの如くなしたるに、莫大なる金集ま  
りたり。ニ王とヨヤダ、乃ち之を主の家の工事を掌る者に與えければ、彼等  
之を以て、主の家を修理せん爲に石を切る者やそれぞれの工匠を雇い入れ、  
また崩れかけたる所を支えん爲に鐵工及び青銅工をも雇い入れたり。ニ工事  
をなす人々勉め勵みて、壁の割目をその手によりて塞ぎ、主の家を舊態に復  
して之を堅固に建て直せり。三四工事全く成るに及びて、人々王とヨヤダとの  
前に、金の殘部を持ち來りしかば、それを以て聖殿の勤行と、燔祭とに用う  
る器、また鉢その他金銀の器を作りぬ。しかしてヨヤダの生くる日の限り  
絶えず主の家にて燔祭を獻げたり。一五されどヨヤダは老いて日數滿ち、百三十  
歳にて逝けり。一六人々は之をダヴィドの市に、王等の許に葬りぬ、其は彼  
イスラエルとその家とに對して善き事を爲したればなり。一七然るにヨヤダ

(6)聖殿が竣工する  
と、聖具類も作られ、その数も殖えた。

墓所に葬られるといふ榮譽は、イスラエルの歴史を通じて、たゞ大司祭ヨヤダに與えられ

の逝きたる後、ユダの諸侯入りて王に敬禮しければ、彼其の懲懃に心和みて彼等に聽き從えり。<sup>8)</sup> 一八それより彼等、主その父祖の天主の聖殿を棄て、並木や偶像に仕えければ、

この罪の爲にユダとイエルサレムとに對して御震怒下れり。一九主、彼等に預言者等を遣して、彼等をして主の御許に立ち歸らしめんとし給いけるが、彼等聽くを欲せざりき。

二〇時に天主の靈、ヨヤダの子司祭ザカリア<sup>9)</sup>に下りしかば彼民の眼前に立ちて之に云いけるは、「主なる天主、かくぞ曰う、『汝等已に不利なるに、主の御誠命を破り、主を棄て奉りて、その汝等を棄て給うようになしたるは何故ぞや。』と。」二一されど人々結束して彼に反抗し、王の命令に循い主の家の庭にて石を擲<sup>なげう</sup>てり。二二かくヨアス王は、彼の父ヨヤダが己にかけたる恩を憶わずして、その子を殺し

てゐるだけ。彼はダヴィード王家を滅亡より救い、王の年少の間は國政を執つた。一八彼らは、アタリアの治世の如く、神々に犠牲を獻げさせてくれと願つたのに、王は心弱きが故に、自分は關與しなかつたものの、それを許した(一八節)。一九マテオ二三・三五でキリストが云つておいでになるのと同一人。彼がここでバラキアの子と稱せられてゐるのは、多分ヨヤダがバラキアという別名を有していたからかに由るのであろう。

ぬ。彼死するに當りて、「主は、鬱して紀彈し給えかし。」と云

えり。<sup>10)</sup> 然るに一年回りてシリアの軍勢、彼を攻めに上り來り

ユダとイエルサレムに至りて民の長等をすべて殺し、その分捕物

を悉くダマスコの王の許に送れり。<sup>11)</sup> 時にシリア人は極めて少

數にて來りたれど、主はその手に無數の大群衆を付し給えり、其

は彼等主その父祖の天主を棄て奉りたればなり。なお彼等は<sup>12)</sup> ヨ

アスに恥すべき審判<sup>13)</sup>を行ひたり。ニ五彼等は退く時大病の彼をお

きて去れり。またその臣僕等も司祭ヨヤダの子の血の仇を報いん

爲、起ちて彼に叛き、之をその床の中にて殺したり。彼死したれ

ば、人々之をダヴィドの市に葬りしが、王等の墓には入れざりき。

二六さて彼に對して陰謀を企てしは、アンモンの女セマートの子ザ

バド、及びモアブの女セマリトの子ヨザバドなりき。ニ七更に彼の

子等、彼の下に集められし金額、<sup>14)</sup> 主の家の修復などに就きては

10) 聖殉教者の祈は二五節において早くも聽き容れられる。——11) 王下

一一・一七。——12) シリ

ア人。——13) ヨアスに對

する裁きとは、彼が負傷して、苦痛の裡に床

に就き、遂に殺されるに至つたこと(二五節)

をさすのであるう。

14) シリア人が彼に負わせた貢稅の金額。ヘブ

レオ語聖書では意味異なる。「彼に對して告げられし多くの託宣」。

列王の書に正確に錄せられたり。次いでその子アマシア、彼に代りて王となれり。

## 第二十五章

アマシアの治世——アマシア、ヨアスに敗れ、己が民に殺さる。

アマシアは統治を始めし時、二十五歳なりしが、イエルサレムにありて二十九年の間治めたり。その母は名をヨアデンと云いて、イエルサレムの出身なりき。<sup>1)</sup> 彼は主の御眼前に善を行えり、然れども心を全く注ぎてには非ざりき。<sup>2)</sup>

彼己が王位の堅きを見るに及びて、その父王を殺したる臣僕等を縊り殺せり。<sup>3)</sup> 但しモイゼの律法の書に錄されたる如く、その子等をば殺さざりき。即ち主その中に命じて曰わく、「父を子の爲に、子をその父の爲に殺すべからず、各人己が罪の爲に死すべし。」と。<sup>2)</sup> かくてアマシア、ユダ人を集め、その家々に循いて、ユダ全土とベンヤミンとにある千夫長及び百夫長毎に之を配屬せしめたり。なお二十歳以上の者を調べ見たるに、戦争に出づるを得べき、槍と楯とを携うる若者三十万ありき。<sup>3)</sup> 彼また銀百タレント

第二十五章  
1) 王下一  
2) 申二四  
3) 一八・二

王下一四  
一六。  
○。

3) この数  
はユダ王  
國がかな

にて、イスラエルより勇士十万を雇い入れたり。折しも天主の人彼の許に來りて云いけるは、「王よ、イスラエルの軍勢は汝と共に出征くべからず、蓋は主、イスラエル即ちエフライムのすべての裔等<sup>4)</sup>に與し給わざればなり。

汝もし戦争は兵力によると思わば、天主汝をして敵に敗れしめ給わん。蓋し助くるも、また敗走せしむるも、天主の事なればなり。」と。アマシア、天主の人云いけるは「然らばわがイスラエル兵に與えたる百タレンントは如何にかなるべき。」天主の人彼に答えけるは、「天主はそれよりも遙かに多くを、その有し給う所より、汝に與うることを得給うなり。」と。アマシア乃ちエフライムより己が許に來りし軍勢を分ちてその處に歸らしめたるに、彼等ユダに對して激しく怒り、己が故郷に歸り行けり。それより

り劣勢であることを證するもの何となればアサの軍勢は五十八萬人（一四・八）、ヨザファトのは百十六万人（一七・一四以下）に達しているから。エドム人、フイリスト人、アラビア人、及びシリア人との戦争で人口が減少したのである。またこの戦役にはあまり大軍（一一節）を募ろうとしなかつたせいもあるう（4）エフライムのすべての裔等といふ語は、意味の曖昧になるのを防ぐため附加したもの。イスラエルといふ名は時々南方王國をさすのに使われる。一一・六。一五・一七などを参照。

アマシアは確信を以て民を率いて出で、塩の谷に行きてセイルの裔等<sup>5)</sup>一万を討ち取りぬ。ニユダの裔等また他の一万人を生捕にして、或岩の崖の所に引き行き、之をその頂より眞逆様に突き落したれば、彼等皆碎けたり。三なおアマシアが送り返したるによりて彼と共に戦争に行かざりしかの軍勢は、サマリアよりベトホロンまでユダの市々に侵入して三千人を殺し、多くの物を掠奪せり。四さてアマシアはエドム人を殺したる後、セイルの裔等の神々を取り來り、之を己が神として安置し、之を禮拜し之に香を焚けり。<sup>6)</sup>五この故に主アマシアに對して怒り、彼の許に預言者を遣して、彼に云わしめ給いけるは、「己が民を汝の手より救い出さざりし神々を、汝何故に禮拜したるぞ。」<sup>7)</sup>六彼、かく語りし時、彼答えければ、預言者退出らんとして云いけるは、「我は知る、天主が汝を殺さんと思ひ給えるを、其は汝この悪しき事を爲し、剩えわが勸告に

<sup>5)</sup>エドム人。  
<sup>6)</sup>後にローマ人が行つたのと似てゐる。征服者は征服された國民の奉ずる神を禮拜することによつて、彼らを服従させておくことができると言じていたのである。しかしイスラエル人がそうすることは律法中に度々且嚴重に禁じてあつた。

従わざればなり。」と。是に於いてアマシア、極めて惡しき策を用い、  
 イエフの子ヨアカズの子なるイスラエル王ヨアスの許に人を遣して云わ  
 しめけるは、「いざ、我等互に相見えん。」と。<sup>7)</sup> 然るに彼その使者を  
 遣り返して云わしめけるは、「リバノンにある薊、リバノンの杉の許に  
 『わが子に汝の娘を妻として與えよ。』と云い遣りしに、視よ、リバノ  
 ンの森にある獸等、通りて薊を蹂み躡れり。<sup>8)</sup> <sup>9)</sup> 汝は『我エドムを打破  
 れり。』と云いて、その故に心驕れり。汝の家に坐しおれ。<sup>9)</sup> 汝何故に  
 災厄を己に招きて、汝もユダも諸共に倒れんとするぞ。』と。<sup>10)</sup> されど  
 アマシアは聽かんともせざりき、是、彼がエドムの神々の爲に、敵の手  
 に付ざるべきは、主の御旨たりしに由りてなり。ニイスラエルの王ヨア  
 ス乃ち上り來り、彼等互に出でて相見えたり。時にユダの王アマシアは  
 ユダのベトサメス<sup>10)</sup> 在りき。然るにイスラエルの向う所、ユダ崩れ  
 立ちて、その天幕に逃げ入りぬ。それよりイスラエルの王ヨアスは、

7) 前後の關係から、この語はつまり宣戰布告の意を含んでいることがわかる。

8) 王下一四・九。

9) 汝の戰勝の譽

れに満足して、家に留つておれ。されど行程にあり、今  
 イエルサレムから西へ六時間の行程にあり、今  
 のアイン・シエムス村。

ペトサメスにて、ヨアカズの子なるヨアスの子、ユダの王アマシアを  
捕え、イエルサレムに引き行き、なおその石垣を、エフライム門より  
隅の門<sup>11)</sup>に至る四百クビトの間毀<sup>11)</sup>てり。ニ四<sup>12)</sup>彼またすべての金銀、及び  
天主の家と、オベデドム<sup>12)</sup>の許と、王の館の寶庫とにありし諸々の器  
具を取り、更に人質の子等をもサマリアに連れ歸れり。ニ五<sup>13)</sup>されどヨア  
スの子ユダ王アマシアは、ヨアカズの子イスラエル王ヨアスが死した  
る後、なお十五年の間生き存えたり。ニ六さてアマシアの殘餘の事の一  
部始終は、ユダとイスラエルとの列王の書に錄されたり。ニ七<sup>14)</sup>彼の主を  
離れたる後、イエルサレムにて彼に叛逆を企つる者共ありしかば、彼  
ラキス<sup>15)</sup>に逃げしが、彼等人を遣し、其處にて彼を殺せり。ニ八しかし  
て人々之を馬に載せて持ち來り、ダヴィドの市に之をその父祖と共に  
葬りぬ。

11) イエルサレムの  
自然の防禦物の何  
もない北側にある

12) オベデドムは聖  
殿の倉庫係。

13) ラキスはロボア  
ムが築いた要塞の  
一つ。

## 第二十六章

オジア王となりて榮えしが、司祭の職權を侵すに及び、癩を病む。

一是<sup>こゝ</sup>に於いてユダの民<sup>たみ</sup>、舉りて十六歳なるその子オジアを立て、その父アマシアの代りに王<sup>おう</sup>となせり。<sup>(1)</sup> = 彼は王<sup>おう</sup>がその父祖と共に眠りし後、アイラトを建て、<sup>(2)</sup> 之を再びユダの權下に加えたり。 <sup>(3)</sup> オジアは統治を始めし時十六歳なりしが、イエルサレムにありて五十二年の間治めたり。その母<sup>はは</sup>は名をイエケリアと云いて、イエルサレムの出身なりき。<sup>(4)</sup> 彼は萬<sup>よろず</sup>その父アマシアが爲したる所に循<sup>とど</sup>い、主の御眼に義<sup>じゆ</sup>しと見ゆる事を爲せり。<sup>(5)</sup> しかして天主<sup>てんしゆ</sup>を了り且<sup>さと</sup>見たるザカリア<sup>(6)</sup> の存命中<sup>そんめいちゅう</sup>は、彼<sup>かれ</sup>、主<sup>しゆ</sup>を求めるが、その主<sup>しゆ</sup>をもと<sup>もと</sup>がヨアスに對すると彼何事に於いても之<sup>これ</sup>を導きたり。<sup>(7)</sup> 終に彼出でてフイリスト人と戰<sup>たたか</sup>い、ゲトの石垣<sup>いしがき</sup>、ヤブニアの石垣<sup>いしがき</sup>、及びアゾトの石垣<sup>いしがき</sup>を毀<sup>こぼ</sup>ち、アゾトとフイリスト人の所とに邑<sup>まち</sup>を建てたり。 <sup>(8)</sup> 天主<sup>てんしゆ</sup>はフイリスト人、

### 第二十六章

<sup>(1)</sup> 王下

一四・二一。多分年上の<sup>(2)</sup> 王子を無視して。<sup>(3)</sup> アクラバ

灣（エラミト灣）の

北端に。<sup>(4)</sup> よく知

れていない聖なる人物。彼は、ヨヤダがヨアスに對すると同様な影響を、オジアに及ぼした。

グルバールに住むアラビア人、及びアンモン人を討つ彼を助け給いぬ。

八 アンモン人はオジアに禮物を齎せり。かくて彼の名は、その勝利頻りな

るに由りて、エジプトの入口までも擴まれり。九 オジアはイエルサレムの

隅の門の上、谷の門の上に塔を建て、更に石垣の同じ側に他のを建てて、

之を堅めたり。一〇 彼また荒野にも塔を築き、の数多の水溜を掘れり、其は、

彼、平野にも廣き沙漠にも、家畜を多く有てるに由りてなり。なお彼は山

々及びカルメル<sup>5)</sup>に葡萄畑と葡萄栽培人とも有てり、蓋し彼は農業を好

む人たりしなり。ニさて戦争に出するその武士の軍勢は、書記官イエヒエ

ルと教師マーシアとの配下、及び王の諸將の一人なるハナニアの配下にあ

りき。ニ勇士を率いる諸族よりの隊長の數はすべてにて二千六百人。三 是等に従う軍勢はすべてにて三十万七千五百人、いざれも戦鬪に長じ、王の

爲に敵と戰う者なりき。四 オジアはまた彼等、即ち全軍の爲に、楯、槍、

兜、鎧、弓、及び石を抛つ投石器を用意せり。五 更に彼はイエルサレムに

4) 領地の南及び南東にあるユダの荒野に

そこでいつも草喰む羊群を守るため。

5) イスラエル

王國に屬し、

廣く知られて

いる同名の山

ではなく、ヘ

ブロンから南

へ二時間の行

程にある小村

て諸種の機械<sup>6)</sup>を造り、之を塔と石垣の隈とに置きて、矢や大石を射出す爲のものとせり。是に於いて彼の名は遠くまで聞えたり、其は主彼を助け

<sup>6)</sup> 石を弾いたり飛ばしたりする機械。

て之を強うし給いたればなり。一六されど彼强大となるに及び、その心思い

り二三・六及

上りて、滅亡を招けり。即ち彼は主已が天主を輕んじて、主の聖殿に入り

び民一八・一

香壇の上にて香を焚かんとせり。一七司祭アザリア、及び之に従う司祭たる剛毅の士八十人、直に彼の後より入り、一八王に反対して云いけるは、

一七の規定に背く。一八即ち彼の意圖の

「オジアよ、主に香を焚くは汝の職務に非ずして、司祭等、即ちかくの如き勤行の爲に聖別せられたるアーロンの裔等の職務なり。聖所より出で給え、輕蔑し給う勿れ、其はこの事主なる天主によりて、汝の光榮に歸せられざるべければなり。」と。一九オジア乃ち怒りて、香を焚くに用うる香爐を手に持ち、司祭等を威嚇しけるに、忽ち主の家の中、香壇の上、司祭等の前にて、その額に癩生じたり。二〇大司祭アザリア及びその殘餘の司祭等も皆、彼に目を注ぎてその額の癩を見るや、急ぎ之を逐い出せり。彼自

○にあるモイゼとアーロンとの姉妹マリアに對しての

如く、また王下五・二七に

あるエリゼオ

らも亦、愕きて速かに出て行けり、其は彼、直にそれが主よりの禍なることを感じたればなり。ニかくオジア王はその死する日まで癲病者たり、満身癪にて離れ家に住みおりしが、その爲に主の家よりも棄てられたりき。

次いでその子ヨアタム王の家を理め、國の民を裁けり。<sup>10)</sup> 三<sup>11)</sup>さて、オジアの殘餘の事の一<sup>12)</sup>部始終は、アモスの子預言者イザヤ、之を錄したり。ニやがてオジア、その父祖と共に眠りしかば、人々之を王の墓地の畠に葬りぬ、是、その癲病者たりしに由りてなり。次いでその子ヨアタム、彼に代りて王となれり。

## 第二十七章

ヨアタムの治世。

一ヨアタムは統治を始めし時二十五歳なりしが、イエルサレムにありて六年の間治めたり。その母は名をイエルサと云いて、サドクの娘なりき。<sup>13)</sup> 彼は萬その父オジアが爲したる如く、主の御前に義を行えり、ただ主の

の下僕ギエジに對しての如く、大急ぎで墓地に。しかし同じ墓にではない。

<sup>10)</sup> 王下一五・

<sup>11)</sup> 同じ墓地に。しか

<sup>12)</sup> 王下一五・  
三三。

## 第二十七章

聖殿には入らざりき。民はなお罪を犯せり。彼は主の家の高

き門<sup>2)</sup>を建て、オフェル<sup>3)</sup>の石垣を多く増築せり。四またユダ

の山々に邑を、森の中に城と塔とを建てたり。五彼アンモンの

裔等の王と戰いて之に勝ちたれば、アンモンの裔等はその時、

銀百タレント、小麦一万コル、大麥同量を彼に與えたり。アン

モンの裔等は二年目にも三年目にも之を彼に獻げたり。六ヨア

タムは主その天主の御前に於いてその道を正しくしたるに由り

て、強大となれり。七さてヨアタムの殘餘の事、そのすべての

戰爭及び所行は、イエラエルとユダとの列王の書に錄されたり。

八彼は統治を始めし時二十五歳なりしが、イエルサレムにあり

て十六年<sup>9)</sup>の間治めたり。九やがてヨアタムその父祖と共に眠

りしかば、人々之をダヴィドの市に葬りぬ。次いでその子アカ

ズ彼に代りて王となれり。

2) 彼はまた、王城から聖殿の前庭にゆく門を建てた。  
3) オフェルとは、シオン山の堅固な石垣をめぐらした一つの峯。

4) 彼らは既にオジアに納貢の義務を負わされていたが、自由になろうとしてヨアタムに敗れたのであつた。5) 少数の人は二〇・一五にある二十年をオジアとの共同執政で説明し、それが癲病になつたので、單獨執政が十六年に及んだのだといふ

## 第二十八章

アカズの悪政。

アカズは統治を始めし時二十歳なりしが、エルサレムにありて十六年の間治めたり。彼、その父ダヴィドの如くには主の御眼前に義を行はずして、<sup>1)</sup> イスラエルの王等の道を歩み、剩えバールの像を鑄造せり。<sup>2)</sup> 彼はベネンノムの谷<sup>3)</sup>にて香を焚き、主がイスラエルの裔等の來るに及びて滅ぼし給える國人<sup>4)</sup>の典禮に循い、その子等を火に入れて献げし者なり。<sup>5)</sup> 彼また高き處や丘の上、及びすべての繁れる樹の下にて犠牲を獻げ、香を焚けり。<sup>6)</sup> 是に於いて主その天主、之をシリアル王の手に付し給いしかば、彼之を擊ち破り、その王國より齒獲物數多取りてダマスコに持ち行けり。彼またイスラエル王の手にも付され、擊ち破られて大損害を喫せり。<sup>7)</sup>

第二十八章 <sup>1)</sup> 王下一六・

二。 <sup>2)</sup> ベネンノムの谷とは、ゲビンノム(ゲヘンナ)とも稱し、エルサレム市のそばのセドロンの谷の南の部分をいう。<sup>3)</sup> カナアン人。<sup>4)</sup> この事件の次第は、王下一六・五一九を見よ。周圍の諸民族は相結んでアッシリアに當つたのでアッシリア王の味方をしたアカズも非常な苦境に陥つたのである。

六即ちローメリアの子ファケー、一日の中にユダの者十二万<sup>5)</sup>を殺しけるが、そはいざれも皆軍人なりき。是、彼等主その父祖の天主を離れ奉りたればなり。その時エフライム出身の有力なる人ゼクリは、

王の子<sup>6)</sup>マーシア、その家の宰エズリカム、及び王に次ぐエルカナをも殺せり。八またイスラエルの裔等、その兄弟の中より婦人、少年、少女など二十万人<sup>7)</sup>を捕虜とし、なお無數の齒獲物を取りて之

をサマリアに持ち行けり。九折しも其處にオベドと名乗る主の預言者あり、その軍勢のサマリアに來るを出で迎えて之に云いけるは、

「視よ、主汝等の父祖の天主、ユダに對して怒り、之を汝等の手に付し給いしが、汝等彼等を慘殺したれば、汝等の殘忍は天にまで達したるほどなりき。一〇剩え汝等はユダとエルサレムの裔等を屈服えて、僕婢となさんと欲す。されどこの事は決して爲すべからず。蓋は汝等<sup>8)</sup>之によりて主汝等の天主に罪を犯したればなり。」二却つ

<sup>5)</sup>二五・六及び二六  
・一三によれば、全  
兵数の約三分の一。

<sup>6)</sup>アカズの子でない

一王子。一〇この殺された者や捕虜として引かれた者の夥しい数は、間違え易いヘブレオ數字の解讀の謬りによつて生じたと云えないこともない。兎に角九節から、その殺戮が非常に大がかりなものであつたことがわかる

<sup>8)</sup>第一の罪はユダに

てわが勸告を聽き、汝等がその兄弟の中より引き來りし捕虜等を連れ歸れ  
其は主の大きいなる御震怒、汝等に迫りつつあればなり。」と。ニよりてエ

フライムの裔等の長たる人々、即ちヨハナンの子アザリア、モソラモトの  
子バラキア、セルムの子エゼキア、アダリの子アマサ等、戦争より歸り來  
りし者共に向かいて立ち、ニ彼等に云いけるは、「汝等此處に捕虜等を引  
き入るべからず。これ、我等が主に罪を犯さざらんためなり。汝等何故に

我等の罪に罪を加え、舊き愆に愆を積重ねんとするぞ。蓋しそは大いなる  
罪にして、主の激しき御震怒、イスラエルの上に迫りつあるなり。」と。

三四是に於いて戰士等、歎獲物及びすべてその捕え來りし者共を、長等なら  
びに全會衆の前にて返しければ、ニ上所述の人々立ちて捕虜等を受取り、  
皆裸なるに歎獲物の中より衣服を着せたり。かく衣服を着せ靴を穿かせ、  
食物飲物もて力をつけ、疲勞に對しては油を塗るなど、彼等を劬りたる後  
すべて歩む能わざる体弱き者は、之を家畜に乗せ、棕櫚の市イエリコの

で、それが物  
を歎獲して持  
ち去つたこと  
殊に女子供を  
捕虜として連  
れ去つたこと  
によつて、一  
層重くなつた  
八十一〇節を  
見よ。

9) 驢馬。

一六

その兄弟の許に連れ行きて、サマリアに歸れり。一六その頃アカズ王おう、アッシリヤ人の王おうの許に人ひとを遣して援助たすけを求める。アカズ王おう、アッシリヤ人の王おうの許に人ひとを遣して援助たすけを求める。アカズはテルガトファルナサル三世に縋つた。で、彼は來つて北の王國を荒らし、數多の人を捕虜としてアッシリヤに引いて行つたのである（王下一五・二九）。

10) 預言者イザヤは、アッシリヤ王おうを特まず天主に信賴をおくよう王おうにすゝめたが、それでもアカズはテルガトファルナサル三世に縁つた。で、彼は來つて北の王國を荒らし、數多の人を捕虜としてアッシリヤに引いて行つたのである（王下一五・二九）。

11) 彼が天主の御祐助を剝奪したことは、偶像禮拜を行わせたこと。

12) アッシリヤ王はイスラエルを征服した後、アカズを裏切つたが、アカズは彼に貢を納めざるを得なかつた。

一九

其處に住めり。一九是、ユダの王アカズの故に、主ユダを辱め給いしなり。其は彼御祐助を剝奪し、<sup>11)</sup> 主を輕んじ奉りたるに由りてなり。二〇主なおアッシリヤ王テルガトファルナサルをして之に向かい來らしめ給い、彼之を惱まし、何の抵抗をも受けずして荒らし廻れり。<sup>12)</sup> 二一よりてアカズ、

主の家、王及び諸侯の館より物を取り、アッシリヤ王に禮物として與えたり、然れども些いさかも彼に益する所あらざり

き。<sup>13)</sup> 二二  
剩え彼はその患難の時にも一層主を輕んじ奉れり。即ちア  
カズ王は己自ら、二三彼を擊ちしダマスコの神々<sup>14)</sup>に犠牲を屠り獻  
げて曰く、「シリアの王等の神々は彼等を助け給う。我供物もて彼  
等を宥めん、さらば彼等我を助け給わん。」と。されど彼等は却つ  
て彼と全イスラエルとを滅ぼす者となりしなり。二四  
次いでアカズは天  
て天主の家の器具を悉く取りて碎き、天主の聖殿の扉を閉鎖し、己が  
爲にイエルサレムの隅々に遍く祭壇を造れり。二五彼またユダのすべ  
ての邑にも香を焚く爲の祭壇を築き、かくて主その父祖の天主の御  
怒を招きぬ。二六さて彼の殘餘の事、及びそのすべての所行の一部始  
終は、ユダとイスラエルとの列王の書に錄せられたり。二七やがてアカ  
ズはその父祖と共に眠りしかば、人々之をイエルサレムの市に葬り  
ぬ。即ち彼等は之をイスラエルの王等の墓には納めざりしなり。次  
いでその子エゼキア、彼に代りて王となれり。

<sup>13)</sup> 異教國民と結ぶことは、天主の選民イスラエルにとつては常に破滅の基であつた。<sup>14)</sup> アカズは天主を離れて既に、自分が敗北を己の偶像禮拜の天罰と認めて天主に立ち帰る代りに、天主に反対の神々に助けを求めるほどひどく墮落していった。この前の歐洲戦争後の経験でも、同様な事が實證されないか。

## 第二十九章

エゼキア聖殿を潔め、宗教を復興す。

一かくてエゼキア、二十五歳の時統治を始め、イエルサレムにありて二十九年間治めたり。その母は名をアビアと云いて、ザカリアの娘なりき。<sup>ニ</sup>彼

<sup>一</sup>は萬その父ダヴィードが爲したる所に倣い、主の御眼前に嘉せらるる事を爲せり。<sup>三</sup>彼はその統治の第一年第一月に、主の家の扉を開き、<sup>一</sup>且之を修繕せり。<sup>四</sup>しかして彼司祭及びレビイ人を連れ來りて、之を東の廣場に集め、

<sup>五</sup>之に云ひけるは、「レビイ人よ、我に聽け。汝等身を潔めて、主汝等の父

<sup>六</sup>祖の天主の家を清うし、あらゆる穢れ<sup>2)</sup>を聖所より除き去れかし。<sup>六</sup>我等の父祖は罪を犯し、主汝等の天主の御眼前に惡を爲して之を棄て奉り、主の幕屋に己が顔を背けて背中を見せたり。<sup>七</sup>彼等は玄關にある戸を閉鎖し、燈火を消し、聖所にてイスラエルの天主に香を焚かず、犧牲を獻げざりき。<sup>八</sup>この故に主の御震怒、ユダとイエルサレムとに對して發し、主彼等を動搖と滅

### 第二十九章

<sup>1)</sup>聖殿の

扉はアカ

ズの治世

に閉鎖さ

れていた

(二四)。

<sup>2)</sup>偶像禮

拜に關係

のあるも

のを悉く

。

九

亡<sup>び</sup>と嘲弄<sup>あざわらう</sup>とに付し給えること、汝等<sup>なま</sup>が自ら目<sup>み</sup>のあたり見る如し。<sup>ごと</sup> 観<sup>み</sup>視<sup>よ</sup>、我等<sup>われら</sup>の父<sup>ちよ</sup>が劍<sup>つるぎ</sup>に殞<sup>たお</sup>れ、我等<sup>われら</sup>の息子<sup>むすこ</sup>、娘<sup>むすめ</sup>、妻等<sup>つまら</sup>が捕虜<sup>と虜</sup>として引かれしは、この惡事<sup>あくじ</sup>の故<sup>ゆゑ</sup>なり。<sup>3)</sup> 一〇。されば今、我<sup>われ</sup>は我等<sup>われら</sup>が主<sup>しゆ</sup>イスラエルの天主<sup>てんしゆ</sup>と契約<sup>けいやく</sup>を結ぶことを欲<sup>のぞ</sup>む、さらば主<sup>しゆ</sup>その激しき御震怒<sup>おんいかり</sup>を我等<sup>われら</sup>より轉じ給<sup>たま</sup>わん。一一。わが子等<sup>こら</sup>よ、怠<sup>おこた</sup>なかれ。主<sup>しゆ</sup>が汝等<sup>なま</sup>を選び給えるは、汝等<sup>なま</sup>がその御前<sup>みまえ</sup>に立ち、之<sup>これ</sup>に仕え、之<sup>これ</sup>に祭祀<sup>まつり</sup>を行<sup>おこな</sup>い、之<sup>これ</sup>に香<sup>こう</sup>を焚<sup>たた</sup>かん爲<sup>ため</sup>にこそ。」と。一二。是<sup>お</sup>に於いてレヴィ人<sup>びとた</sup>起<sup>た</sup>てり、即ち<sup>まち</sup>カートの子孫<sup>こら</sup>にはアマサイの子マハト、アザリアの子ヨエル、次にメラリの子孫<sup>こら</sup>にては、アブディの子キス、ヤラレールの子アザリア、またゲルソンの子孫<sup>こら</sup>にては、ゼンマの子ヨア、ヨアの子エデン、一三更にエリサフアンの子孫<sup>こら</sup>にては、サムリとヤヒエル、なおアサフの子孫<sup>こら</sup>にては、ザカリアとマタニア、一四然のみならずヘマンの子孫<sup>こら</sup>にては、ヤヒエルとセメイ、またイディトウンの子孫<sup>こら</sup>にては、セメヤとオジエル。一五彼等<sup>かれら</sup>その兄弟<sup>きょうだい</sup>を集めて身<sup>み</sup>を潔め、王<sup>おう</sup>の指圖<sup>さしゆ</sup>と主<sup>しゆ</sup>の命<sup>めい</sup>とに循<sup>したが</sup>い、天主<sup>てんしゆ</sup>の家<sup>いえ</sup>を清<sup>きよ</sup>うせんとて入れり。一六また司祭<sup>しじや</sup>等<sup>ら</sup>も主<sup>しゆ</sup>の聖殿<sup>せいでん</sup>を

3)二八  
4)レヴ  
章參照

殿本堂の潔めは、司祭達の任務。

一六

一五

一〇

三

二

一

聖うせんとて入り、内部即ち主の家の前庭に見出したる不淨物を悉く持ち出すに、レビイ人之を取り、外に出でてセドロン河まで搬び行けり。一七さて彼等は第一月の一日に掃除を始め、その月の八日主の聖殿の廊に入り、なお八日を費して聖殿を清くし、その月の十六日に至りてその着手したる事を終えたり。

一八彼等またエゼキア王の許に入りて之に云いけるは、「我等主の家を全部清め、なお燔祭壇とその器具と、また供えの卓とその諸々の器具とをも然なし、一九聖

殿の調度にして、アカズ王が棄教の後その治世の間に穢したるものは、悉く清めたり。視よ、それらはすべて主の祭壇の前に陳べおきたり。」と。二〇時にエゼキア王、朝早く起きて、市の司等を悉く集め、主の家に上り行けり。二一しかして彼等共に、罪の爲、王國の爲、聖所の爲、ユダの爲に、牡牛七頭、牡羊七頭、小羊七頭、牡山羊七頭を差出しければ、王、アーロンの子孫たる司祭等に、之を主の祭壇の上に献ぐべしと云えり。二二是に於いて人々牡牛を屠れば、

司祭等その血を取りて之を祭壇の上に注ぎ、また牡羊を屠れば、その血を祭壇

5) 十七  
日の早朝(一)  
七節參照)。

の上に注ぎ、小羊を屠れば、その血を祭壇の上に注げり。二三次いで人々罪の爲の牡山羊を王と全會衆との前に引き來りしかば、彼等その上に己が手を置きぬ。司祭等乃ち之を屠り、全イスラエルの贖罪の爲にその血を祭壇の前に振りまきたり。是、王が全イスラエルの爲に燔祭と罪祭とを行ふべしと命じたるに由りてなり。二五彼またダヴィード王と、洞見者ガドと、預言者ナタンとの所定に循い、鎌鉞、豎琴、及び小琴を持てるレヴィ人を主の家に置けり、蓋しそは主がその預言者等の手によりて命じ給える所たりしなり。二六さればレヴィ人はダヴィードの樂器を、司祭は喇叭を持ちて立てり。ニセエゼキア、祭壇の上に燔祭を獻ぐべしと命じたり。かくて燔祭の獻げらるるに當り、彼等主に向かいて讚美を歌い、喇叭を吹き、イスラエル王ダヴィードが用意しあきたる諸種の樂器を鳴らし始めた。二八しかして全會衆禮拜し、歌手等と喇叭を持てる者と、燔祭の果つるまでその職務を行えり。二九やがて獻祭の終るに及び、王ならびに之と共にある人皆、身を

6) 罪の告白と共に按手するのは(利一・四。三・二。一六・二一。)ここでは特に有意義。何となれば聖殿の穢れはアカズの罪惡が招いたものであるから。一<sup>7)</sup>國、聖所、人民を潔めるために

屈めて禮拜せり。三〇なおエゼキア及び諸侯、レビイ人にダ  
ヴィドと洞見者アサフ<sup>8)</sup>との言を以て主を讚美すべしと命  
じたれば、彼等大いに喜びて讚美し、膝を曲げて禮拜せり。  
三一更にエゼキアはまたかく云い添えたり、「汝等は主の爲  
に汝等の手を満たしたれば、<sup>9)</sup>近づきて主の家にて犠牲と  
讚美とを獻げよ。」と。是に於いて全會衆心を傾けて犠  
牲と讚美と燔祭とを獻げたり。三二さて會衆の獻げる燔祭  
の數は次の如し、牡牛七十頭、牡羊百頭、小羊二百頭。  
三三また彼等は牡牛六百頭、羊三千頭を主に奉獻せり。三四然  
るに司祭等は少くして燔祭の牲の皮を剥ぐに足らざりき。  
故にその兄弟たるレビイ人等、その仕事が終り司祭等の身  
を潔むるまで之を助けたり。蓋はレビイ人は司祭よりも心  
易なる儀禮によりて身を潔め得ればなり。<sup>10)</sup>三五かく燔祭も、

8) ダヴィドは詩篇の書中にあつて今まで傳わつてゐる詩の大部分の作者であるが、アサフもいくつかの詩の前書きに、その詩の作者と記してある。—9) 聖別される司祭は獻げる物の一部を手に取り（出二九・二四を見よ）それを手に満たさなければならなかつた。それで聖別する、もしくは聖とするといふ代りに、「手を満たす」という語が屢々用いられる。—10) ヘブレオ語「そはレビイ人は司祭よりも心正しくして、身を潔むるに慎重なりければなり。」

三六

和祭の脂肪も、燔祭の神酒も多くありて、主の家の祭事恙なく終れり。三六エゼキア及びすべての民は、主の勤行の全うせられたるによりて喜べり。蓋し、この事を行うは、俄かに思ひ立ちたるなり。

### 第三十章

エゼキア王民と共に過越祭を行う。

エゼキアはまた、人々イエルサレムにある主の家に來りて、主イスラエルの天主<sup>1)</sup>の爲に過越の祭を行ふべしとて、遍くイスラエル<sup>2)</sup>とユダとに人を遣し、エフライムとマナッセとに文を書き送れり。ニ即ち王と諸侯及びイエルサレムの全會衆相諮りて、第二月<sup>3)</sup>

第三十章 ①共同の聖所、共通の信仰。②北方王國住民

の大部分は、アツシリヤ人の包圍を受けること三年にして西紀前七二二年に捕虜としてアツシリヤに引かれた（王下一七・三一六）。エゼキアは残つてゐる人々を再び信仰の中心たるイエルサレムの聖所に結びつけたいと思つた。エフライムとマナッセとが特に記してあるのは、これらがイスラエルの主要な二族であつたから。③律法所定の時は第一月の十四日（出一二・六）であつた。しかしその時に障りがあつてできなかつた人は、後にすることも許されていた。民九・一〇を見よ。

に過越を行わんと定めたり。蓋し、それに十分なる司祭等未だ身を潔めず民またイエルサレムに集まらざりしが故に、所定の時に彼等之を行う能わざりしなり。<sup>(4)</sup>この事<sup>(4)</sup>王と全會衆との意に適えり。<sup>(5)</sup>よりて彼等、人々來りてイエルサレムに於いて主イスラエルの天主の爲に過越を行うべしとて、ベルサベーよりダンまで遍く使者を遣さんことを定めたり。蓋は多くの人、律法に命ぜられたる如く行わざりしが故なり。<sup>(6)</sup>是に於いて飛脚等、王及びその諸侯の命令により、書を携えて遍くイスラエルとユダとを歴り、王の命じたる所に循い、布令て云いけるは、「イスラエルの裔等よ、アブラハム、イサーグ、及びイスラエルの天主なる主の御許に立ち歸れ。さらば主、アッシリア王<sup>(5)</sup>の手を免れたる残りの人々の許に歸り給うべし。<sup>(7)</sup>汝等の父及び兄弟の如くなられ、彼等は主その父祖の天主を離れたれば、汝等の自ら見る如く、主<sup>(8)</sup>之を滅亡に付し給えるなり。<sup>(8)</sup>されば汝等の父の如く汝等の頸を剛くするなれ、主に手を委ねて、その永久に聖別し給える聖所に來り、汝等

<sup>(4)</sup>原語 sermo  
「言」。顧問官たちの進言。  
<sup>(5)</sup>フルマ<sup>(6)</sup>テルガトヲアルナサル

王下一五・二六。

(代上五

及<sup>(7)</sup>サル

マナサル

(代ト一

七・三)。

の父祖の天主なる主に仕え奉れ、さらばその激しき御怒り汝等を離れるべし。蓋し汝等もし主の御許に立歸りたらば、汝等の兄弟及び子等は、之を捕虜として引き行きたるその主人等の前に憐憫を得て、

この地に歸るを得べし。夫れ、主汝等の天主は、愛憐寬仁に在せば、汝等もしその御許に立ち歸りたらんには、その御顔を汝等に背け給わじ。」<sup>6)</sup> 一〇かく飛脚等、市より市に急ぎ行きて、エフライムとマナッセとの地を巡歴り、ザブロンにまで至りしが、人々之を或は笑い或は嘲弄せり。二然れども、アセル、マナッセ、及びザブロンの中よりは、少數の人々、勸告に従いてイエルサレムに來りぬ。ニユダには天主の御手作きて人々の心を一ならしめたれば、彼等王と諸侯との命令のままに、主の御言を行えり。三かくて民數多、第一月に醉なきパンの祝祭を行わんとて、イエルサレムに集りたり。一四しかして彼等起ちてイエルサレムにある偶像に香を焚くに用うる祭壇を毀ち、物を

<sup>6)</sup> 故郷で回心して天主への奉事を果す人々のために、天主は遠い異郷に捕虜となつていて自分の宗教的義務を果し得ぬ人々を憐み給うであろう。彼らは自分の同胞の身の成行を見ても、わが身の警めとしなかつたら、既に救われる見込みのない者であつたことがわかる。

悉く取除きて、セドロンの渓谷に投げ棄てたり。<sup>8)</sup> 一五さて人々第  
二月の十四日に過越を屠りぬ。司祭及びレビイ人も亦、漸く身を潔  
め、<sup>9)</sup> 主の家にて燔祭を獻げたり。一六彼等は天主の人モイゼの規定  
と律法とに循い、その席次を守りて立てり。しかして司祭はレビイ  
人の手より、注ぐべき血を受け取れり。<sup>10)</sup> 一七其は群衆中未だ身を  
潔めざる者多かりしが故なり。是故にレヴィ人、主の爲に身を潔む  
る暇なくして來りし者に代りて、過越を屠りぬ。一八エフライム、マ  
ナッセ、イツサカル、及びザブロンより來れる民も亦大部分は、身  
を潔めざりし者にして、錄されたる所に循わず、過越を食せり。さ  
ればエゼキア、彼等の爲に祈りて云いけるは、「善き主は憐み給う  
べし、一九すべて心を盡して主已が父祖の天主を求める者をば。し  
かして身を潔むること足らずとて、彼等を責め給わざるべし。」と。  
二〇主、之を聽き容れて、民に對し御心を和げ給いぬ。<sup>11)</sup> ニイエル

すべての不淨物を棄てる所へ。<sup>12)</sup> 一九ヘブレオ語「自ら恥じて身を潔め」。イエルサレムの外にいた人々であろう。<sup>10)</sup> 通常血をわたすのは家父たる人々。變更の理由は一七節にある例の通り、律法上不淨になつた者は、過越の小羊を食べてならぬと規定してあつた。しかし目下の處、すべての穢れを取り去ることはできなるので、エゼキアは

サレムにあるイスラエルの裔等は大いに喜びて七日の間酵なきパンの祝祭を行ひ、日毎主を讃美せり。レヴィ人と司祭とも亦、それぞれの役目に應ずる樂器を奏でて然せり。ニエゼキアは、主の事をよく辨えたるすべてのレヴィ人の心に語りしが、彼等祝祭の七日の間、或は和祭の犠牲を屠り、或は主その父祖の天主を讃美しつつ、物を食しぬ。ニ全會衆、更にまた七日祝うを善しとし、大いなる歡喜もて之を行えり。ニ實にユダ王エゼキアは會衆に牡牛千頭と羊七千頭とを贈り、また諸侯は民に牡牛千頭と羊一万頭とを與えたる。かくて司祭も數多身を潔めたり。ニユダの全會衆は喜悅に充ち満てり。司祭レヴィ人も、イスラエルより來りし全會衆も、更に異邦人<sup>12)</sup>のイスラエルの地より來りし者もユダに住む者も、亦然り。ニかくイエルサレムに於いて、大いなる祝祭行われたり、かくの如き事はイスラエル王ダヴィードの子サロモンの時代以來、その邑にあ

人民の潔めたいといふ懼れと天主奉事に對する熱心だけで十分と思い、過越の小羊を食することを許した。また天主も、清淨の不足を大目に見給うたことを、お示しになつた。二〇節を見よ。——この「異邦人」の中には異教徒と生まれながら改宗の結果、律法の遵守を決意した者と解すべき人々もいる。

らざりき。<sup>13)</sup> 三<sup>モ</sup>時に司祭及びレヴィ人、  
起<sup>た</sup>ちて民<sup>たみ</sup>を祝<sup>しゆく</sup>しけるが、<sup>14)</sup> その聲<sup>こゑ</sup>聽<sup>ぱき</sup>かれ  
その祈禱<sup>いのり</sup>、天<sup>てん</sup>の聖なる御住處<sup>おんすみか</sup>にまで達<sup>たつ</sup>せ  
り。

## 第三十一章

エゼキアの治世における偶像禮拜の廢止—聖職者等への扶持。

一さて是<sup>これら</sup>等<sup>こと</sup>の事を定式<sup>さだめ</sup>に則りて行<sup>おこな</sup>うや、  
ユダの邑々<sup>まちく</sup>にありしイスラエル人皆<sup>ひとみな</sup>、出  
でて偶像<sup>ぐうぞう</sup>を碎<sup>くだ</sup>き、並木<sup>なみき</sup>を切り倒<sup>たお</sup>し、高<sup>たか</sup>き  
處<sup>ところ</sup>を崩<sup>くず</sup>し、祭壇<sup>さいだん</sup>を毀<sup>こぼ</sup>ち、之<sup>これ</sup>をただにユダと  
ベンヤミンとの全地<sup>ぜんち</sup>より除<sup>のぞ</sup>きしのみなら  
ず、またエフライムとマナッセとよりも  
然<sup>しか</sup>なして、遂<sup>つい</sup>に全く滅<sup>まつた</sup>し去<sup>ほろぼ</sup>るに至<sup>いた</sup>れり。<sup>15)</sup>

<sup>13)</sup> サロモン時代の聖殿奉獻以來、これほどすべての  
人が共に參加した祝祭は、もう行われたことがなか  
つた。それはイエロボアムが、己の臣民に、もはや  
イエルサレムにゆくことを許さなかつたからである  
<sup>14)</sup> 民六・二四によつて。

ニ

かくてイスラエルの裔等いずれもその領地その市に歸りぬ。ニエゼキアはまた司祭及びレビイ人の班を、その隊毎に定め、それぞれ己が職務に當らしめたり。即ち司祭ならびにレビイ人をして燔祭及び和祭を執行せしめ、以て主の陣營<sup>2)</sup>の門に於いて勤行、讚美、謳歌をなさしめたり。ニまた王の役目は、モイゼの律法に錄されたる如く、常時朝夕、また安息日と朔日、その他祝日に、己が所有物の中より、燔祭の牲を献ぐことなりき。<sup>3)</sup>四彼またイエルサレムに住む民に命じて、その分を司祭及びレビイ人に與えしめたり、是、彼等が主の律法に心を専らにするを得ん爲なり。<sup>4)</sup>五この事衆民の耳に傳わるや、イスラエルの裔等は、穀物、葡萄酒、油、蜜などの初物を夥しく差し出し、また地の生ずるすべての物の十分の一を持ち來れり。六更にユダの邑々に住めるイスラエル及びユダの裔等も牛羊の十分の一、ならびに彼等が主その天主に誓いたる聖なる物<sup>5)</sup>の十分の一を差し出し、是等を悉

<sup>2)</sup>聖殿は、萬軍の主を至聖所に鎮め参らせているので「主の陣營」と稱せられる。<sup>3)</sup>民二八、二九兩章。<sup>4)</sup>生計の心配に煩わされずに。司祭とレビイ人とは、初物（出二三・一九）と家畜や烟の十分一（利二七・三〇・一三三）とを自分の方として貰つた。<sup>5)</sup>利二七

七 八 九

く持ち來りしかば、積みて多くの山をなせり。彼等第三月に始めてこの山の基を据え、第七月に之を終えたり。<sup>(6)</sup> 八エゼキア及びその諸侯、入りてその山を見、主とイスラエルの民とを讃えたり。九時にエゼキア、何故にかく積みて山をなすに至りしかを問えり。一〇サドクの家系なる司祭長アザリア、彼に答えて云いけるは、「主の家に初物を献ぐること始まりてより、我等食して飽き足りしが、なお夥しく剩れり。是、主その民を祝し給いたればなり。その剩れる所、汝の見給う如くかく夥し。」と。ニエゼキア乃ち主の家に倉庫を設くることを命じたれば、然なして、二三初物をも十分の一をも、また誓い献げたるすべての物をも、忠實に搬び入れたり。その總監督はレヴィ人コネニアにして、その兄弟セメイは次席たり、二三之に次ぎてはヤヒエル、アザリア、ナバト、アサエル、イエリモト、ヨザベド、エリエル、イエスマキア、マハト、バナヤ等、エゼキア王と、天主の家の大司祭アザリアとの命令により、コネニアとその兄弟セメイとの手下にて監督となりしが、すべては彼等

(6) 第三月  
（六月）  
に刈入れ  
があり、  
第七月  
（十月）  
に葡萄採  
集を終え  
て、その  
十分の一  
を納めた  
利二七・  
三〇參照

一四

に委ねられたりき。一四)またイエムナの子レヴィ人なる東の門衛コレは、志

より主に献げられたる物と、初物と、

至聖所に奉納せられたる物との監督

たりき。一五)その配下にはエデン、ベン

ヤミン、イエスエ、セメヤ、アマリア、

セケニア等司祭の市々<sup>8)</sup>ありて、その

兄弟の小なる者にも大なる者にも、忠

實に分前を分配せり。一六)但し三歳以上

のすべての男子が、主の聖殿に入り、

その班によりて毎日勤行ならびに職務

に當る時を除く。<sup>9)</sup>一七)司祭には家に循

いて、二十歳以上のレヴィ人にはその

7) ここに至聖所に奉納された物と云つてあるのは、供物の司祭の手に帰する分で、聖所で食べなければならなかつたもの。利二・三。七・六参照。一8)イエルサレムのそと。一一)四節に列記の人々はそこで働いていた。一9)タルガタの本文に最も適つてゐるのはこの譯であると思うが、ヘブレオ語の原典では、「彼らが三歳以上の男子として登録せられたる時に限り」となつてゐる。また例えれば Reischl や Fillion のように、タルガタの Exceptis を「……を除きて」の意でなく、附加的な「更に」の意に解して (Georges の羅獨辭典及び Sleumer の教會用ラテン語辭典参照)、「なお三歳以上のすべての男子にも、その主の聖殿に入りその班によりて毎日勤行ならびに職務を行ふ時には分配せり」というように譯している者もあるが、眞の意味はこれらの人々は聖殿勤務中には聖所で罪祭の犠牲などを分けてもらうから、その家には分配されない、というのである。

一六

一五

一七

階級と班とに循いて、<sup>したが</sup>一八またそのすべての人々、即ちその妻並びに男女を問わずその子にも、奉獻せられたる物の中より、忠實に食糧を支給せり。一九なおまた各々の邑の田園及び郊外地にあるアーロンの裔等の中より、司祭並びにレヴィ人のすべての男性に、分前を分配する人々を定めたり。<sup>したが</sup>かくエゼキア、ユダ全土に、我等が云いたる諸々の事をなし、主その天主の御前に、善き事義しき事、眞なる事を行い、<sup>したが</sup>三凡て律法と典憲とに循い、主の家の勤行を恭々しくし、<sup>したが</sup>己が心を盡してその天主を求めんと心がけ然として榮えたり。

## 第三十二章

センナケリブ、ユダに侵入す—その軍勢天使に打破らる—  
エゼキア病癪ゆ—彼の他の事蹟。

是等の事、かくの如く忠實に行われし後、アッシリア人の王センナケリブ來りてユダ

<sup>10)</sup>本節は一八節と合して全体を成しているのに、これを一六節に付けている人も少くないヘブレオ語では、一七節「これは司祭及び二十歳以上のレヴィ人の登録」、一八節「この名簿には全家族收錄せられ」となつてゐる。

に侵入し、堅き市々<sup>1)</sup>を圍みて之を取らんとせり。<sup>2)</sup>ニエゼキア、センナケリブが來りてその兵力の全てをイエルサレムに向くるを見るや、諸侯及び勇士等と圖りて、邑の外にある泉の源を塞がんとせり。然るに皆かく意を決したれば、彼、多くの民を集めたり。彼等乃ちアッシリ亞人の王等の來りて多量の水を獲ることなからん爲に」と云いて、すべての泉と、國の中を流るる河<sup>4)</sup>とを塞ぎぬ。<sup>5)</sup>彼また勉め勵みて、崩れたる石垣を悉く築き上げ、その上に塔を建て、外にも更に石垣を造り、なおダヴイドの市のメロ<sup>5)</sup>を建て直し、あらゆる武器や楯を作れり。<sup>6)</sup>彼次いで軍の武將を任命し、之

**第三十二章** ①センナケリブ（西紀前七〇五—六八一）はシリアの諸侯を鎮壓するに及んでパレスチナに來攻した。エゼキアもアッシリ亞の壓制に對する叛逆に加擔したらしい。尤もイザヤは王に、アッシリ亞への忠誠を守るようすゝめたが（賽二〇・一以下）。一<sup>2)</sup>昔は自然の地勢、沼澤、その他塔などによつて防衛されているものは、すべて「堅き」町とされていた。一<sup>3)</sup>王下一八・一三。集四八・二〇。賽三六・一。<sup>4)</sup>これはセドロン川と合するギホン川（三〇節）。泉をふきぐ（ヘブレオ語「覆う、隠す」）とは、地下に水を横取りする桶や筈を仕かけて、それによつて、市中に引かれている水や外の流を涸らし、敵に水を與えぬようすること。一<sup>5)</sup>代上一一・八。

を皆市の門の廣場に召集め、彼等の心に語りて云いけるは、「雄々しく振舞い、勇み立て、アッシリヤ人の王及び之に従う大群衆に、恐れ戰くなれ。蓋は我等と共にある者は、彼と共にある者より、遙かに多ければなり。」夫れ、彼と共ににあるは肉の腕なれども、我等と共にあるは主我等の天主に在して我等を助け、我等の爲に戰い給うなり。」と。民、ユダ王エゼキアのかくの如き言に力を得たり。

九この事ありし後、アッシリヤ人の王センナケリブ、（自ら全軍を率いてラキスを圍み居たれば、）その臣僕等をイエルサレムに遣し、ユダ王エゼキア、及びその邑にあるすべての民の許に至りて云わしめけるは、「アッシリヤ人の王センナケリブはかく云う、『汝等何を恃みとして、イエルサレムに留まり居るや。』エゼキアは、主汝等の天主、汝等をアッシリヤ人の王の手より救い出し給うべし。」と断言して、汝等を欺き、汝等を棄てて、飢渴に死なしめんとするには非ざるか。

ニヨかの高き處と祭壇とを毀ち、ユダトイエルサレムとに命じて、汝等一つの祭壇の前にて禮拜し、其處にて香を焚くべし。」と云いしは、このエゼキアに非ずや。

アガゼキ<sup>6)</sup> 天主に遠ざかつてその崇敬祭祀を制限したりとしたりといふ謗<sup>6)</sup>。

「汝等は、我とわが父祖とが諸國の民に爲したる所を知らざるか。それらの國民の神々及びいづれの國の神々も、その地をわが手より救い出すを得たりや。」<sup>一四</sup>わが父祖が荒したる國々の民の、すべての神々の中、誰かその民をわが手より救い出すを得し者ありや。されば汝等の天主、豈、汝等をこの手より救い出すを得べけんや。<sup>一五</sup>この故に汝等、エゼキアに欺かるるなかれ、空しき勸説に惑わざるるなかれ、また彼を信ずるなかれ。蓋し、いづれの國民いづれの王國の神も、その民をわが手より、またわが父祖の手より、救い出すを得ざりしならば、亦從つて汝等の天主も、汝等をわが手より、救い出すを得ざるべければなり。」<sup>一六</sup>と。一六その臣僕等なおその他にも、主なる天主及びその僕エゼキアに敵いて多く語れり。<sup>一七</sup>彼また主イスラエルの天主に對する冒瀆に満ちし文を書き之を誹りて曰く、「他の國々の民の神々が、その民をわが手より救い出すを得ざりし如く、エゼキアの天主も亦、その民をこの手より救い出すを得ざるべし。」<sup>一八</sup>と。<sup>一八</sup>剩え彼はイエルサレムの石垣の上に坐せる民に向かい、ユデア語にて大いに叫び、以て彼等を恐れしめてその市を取らんとせり。<sup>一九</sup>彼かくイエルサレムの天主に對しても、人の手の

作なる地の民の神々に對する如く、惡しきまに云えり。二〇よりてエゼキア王、及びアモスの子預言者イザヤ、この冒瀆に對し祈りて天に叫びけるに、二主、一大天使を遣し給い、彼、アッシリア王の軍勢の勇士、鬪士、將官等を討ち取り

しかば、王恥辱を受けてその國に歸れり。しかも彼その神の家に入るや、彼の腰より出でたる子等、劍もて之を殺せり。二三かくの如く主はエゼキアとイエ。

ルサレムの住民とを、アッシリヤ王センナケリブの手ならびにすべての人の手により救い出して遍く彼等に太平を賜いぬ。二三されば人數多イエルサレムに、主王下二

に奉る犠牲及び獻物や、ユダ王エゼキアに呈する贈物を持ち來りしが、この後

かれは諸國の民に崇められたり。二四その頃エゼキア、病みて死ぬるばかりなりし

も、主に祈りしに、之を聽き容れ給いて、彼に徵を賜えり。二五されど彼はそ

の心高ぶりしに由りて、蒙りし御恩惠に報いざりしかば、御震怒彼及びユダと

イエルサレムとに對して發せり。二六然るに彼、已が心の高ぶりおりしに對して

後に謙り、イエルサレムの住民も彼と同じく然なしたり。さればエゼキアの代

計の奇蹟をさす。

一

〇・一  
下。一以

賽三八

下。一以

二七には主の御震怒彼等に下らざりき。ニセさてエゼキアは富みて名あり、銀、

金、寶石、香料、諸種の武器、價高き器などの寶を、己が爲に集めたり。

二八彼また穀物、葡萄酒、油などの倉、あらゆる牛馬などの飼料槽、羊など

の檻をも設け、二九なお己が爲に邑々を建てたり。實に彼は數知れぬ羊や牛

の群を有ちたりき、其は主之に甚だ多くの財物を賜いたればなり。三〇ギホ

ンの水の上の源を塞ぎて、地下より之をダヴィドの邑の西に向かわしめた

るも、このエゼキアなり。彼はそのあらゆる事業に、己が欲する所を首尾

よく成しあげたり。三一然れどもその國に起りたる不思議<sup>ふしき</sup>を問わしめんとて

バビロンの諸侯が、彼の許に人を遣りし使節派遣の際には、天主彼を棄て

おき給いぬ、是、彼を試みて、その心にあるすべての事を知り給わんが爲

なりき。三二さてエゼキアのその殘餘<sup>ばか</sup>の事、及びその仁德は、アモスの子預

言者イザヤの默示、ユダとイスラエルとの列王<sup>れつおう</sup>の書<sup>ふみ</sup>の中に錄<sup>なか</sup>かきしる

三三やがてエゼキア、その父祖<sup>ふそ</sup>と共に眠りしかば、人々之をダヴィドの裔等<sup>こら</sup>

三三

三一

三二

三〇

二九

二八

二七

の外國使節は  
エゼキアの病  
氣回復に祝辭  
を述べた。そ

の上に天文學  
に精通していく  
るカルデア人  
に、噂に聞い  
ていた日時計  
の奇蹟を問い合わせたのである。王下二〇  
・一参照。

の墓の上に葬りぬ。<sup>10)</sup> ユダ擧りて、またイエルサレムの住民も皆、その葬式を盛大に行ひたり。次いでその子マナッセ、彼に代りて王となれり。

### 第三十三章

マナッセ、バビロンに捕虜として引かれ、改心後再びその國に帰る—その後繼者アモン臣下に殺さる。

マナッセは統治を始めし時、十二歳なりしが、イエルサレムにありて五十五年の間治めたり。<sup>11)</sup> されど彼は、主がイスラエルの裔等の前より覆滅し給いし諸國の民のあらゆる憎むべき事に倣いて、主の御前に惡を行えり。<sup>12)</sup> 即ち彼醜りて、その父エゼキアが毀ちたる高き處を再び築き、ペールの祭壇を設え、並木造り、天の全衆星を拜して之を祀りたり。<sup>13)</sup> 四かれまた主が曾て「わが名永久にイエルサレ

### 第三十三章 ① 王下二一・一。

<sup>2)</sup> 高き處の祭祀は、眞の天主に對する禮拜を目指しているものさえ律法で禁じられているが、禮拜の場所の唯一なるべきことを規定している律法（申一二・四、五）をも無視して、王は再びこれを始めたばかりか、異國のいろいろな祭祀をも取り入れ

<sup>10)</sup> この王が他の王たちの墓地内に埋葬されなかつたのは、最早そこに容れる餘地がなくなつたためであろう。

ムにあるべし。」と曰いし主の家に祭壇を築けり。<sup>(5)</sup> 五彼また主の家の

二つの前庭に、天の全衆星の爲に之を築けり。六彼更にベネンノムの

谷に於いて、己が子等<sup>(4)</sup>をして火を通らしめ、夢判断を行ひ、占卜に

従い、魔術に熱中して、魔術師や呪術師を己が許に抱え、主の御前に

數多惡を行ひて、之を怒らせ奉れり。七彼また彫物や鑄物の像を<sup>(5)</sup>天

主の家に安置しけるが、天主曾てこの家に就きて、ダヴィードとその子

サロモンとに曰いけらく、「<sup>(6)</sup> 我はこの家と、わがイスラエル諸族の中

より選びたるイエルサレムとに、幾久しくわが名を置かん。八我はイ

スラエルの足をして、我がその父祖に付したる地より踏み出さしめじ

但しそは、彼等がわが之に命じたる所<sup>(7)</sup> 即ちモイゼの手に委ねすべ

ての律法と典憲と規定とを守り行う場合に於いてのみ然るなり。」と。

九かくマナッセはユダとイエルサレムの住民とを惑わして、主<sup>(8)</sup>がイス

ラエルの裔等の面前にて覆滅し給えるすべての國民にも優る惡を行わ

た。聖所をさえ、彼はさまざまの祭

壇や偶像をそこに

たることによつて、瀆したのであ

る。一<sup>(9)</sup> 母下七・

一〇。一<sup>(10)</sup> 自分の

一人の息子。

五こゝ及び一五節

にある像是王下二

一・七によれば、アシエラすなわち

アスターの像であつた。一<sup>(11)</sup> 王上

八・一七。

一〇

しめたり。一〇主、彼及びその民に語り給いたれど、<sup>7)</sup> 彼等聽かんともせざりき。

一一是故に主、アッシリアの王<sup>8)</sup>の軍勢の諸將をして來りて彼を攻め

しめ給い、彼等マナッセを捕えて、鎖と足械とを以て縛しめ、バビロンに

引き行きたり。一三されど彼は窮するに及びて、主その天主に祈り、その父

祖の天主の御前にて、大いに贖罪の業を行えり。<sup>9)</sup> 一三かく彼主に願い、頻

りに請い求めけるに、主その祈禱を聽き容れて、之をその王國に連れ歸り

イエルサレムに至らしめ給いしかば、マナッセは主こそ天主に在すことを

悟りぬ。一四この後彼はダヴィドの市の外にありて、ギホンの西に當る谷間に石垣を築き、魚の門の入口より繞りめぐりてオフェルにまで及ぼし、且之を甚だ高くし、ユダの堅固あるすべての市々に、軍の諸將を置けり。

一五彼主の家より異國の神々や偶像を取除き、また己が主の家の山とイエルサレムとに造りし祭壇をも然なして、之を悉く邑の外に投げ棄てたり。一六次いで主の祭壇を建て直し、その上にて犠牲をも、和祭及び讚美をも獻

<sup>7)</sup> 預言者たちを通じて。

<sup>8)</sup> ここに書いてあるアッシ

リア王とはア

ッスルバニ・パ

ル(西紀前六

六九一六二六)

のこと。

<sup>9)</sup> マナッセの

悔悛について

は母下二一、一七参照。

一六

一五

一四

一三

二

一七 げ、且、主イスラエルの天主に仕うべしとユダに命じたり。一七 然れども  
 一八 民はなお高き處にて、主その天主に牲を献げおれり。一八さてマナッセの  
 残餘の所行、その天主に對する祈禱<sup>10)</sup>、洞見者が主イスラエルの天主の  
 御名によりて彼に告げし言などは、載せてイスラエルの列王の言行錄に  
 あり。一九またその祈禱、その聽かれし事、そのすべての罪と侮辱、その  
 贖罪の業をなす前に、高き處を築き、並木や偶像を立てたる場所などは  
 ホザイの言行錄の中に錄されたり。二〇やがてマナッセ、その父祖と共に  
 眠りしかば、人々之をその家に葬りぬ。<sup>11)</sup>次いでその子アモン、彼に代  
 りて王となれり。ニアモンは統治を始めし時、二十二歳なりしが、イエ  
 ルサレムにありて二年の間治めたり。<sup>12)</sup>二三彼はその父マナッセが爲した  
 る如く、主の御眼前に惡しき事を爲し、<sup>13)</sup>その父マナッセが造りしすべ  
 ての偶像に犠牲を獻げて之に仕えたり。二三しかも彼は主の御顔を、その  
 父マナッセが畏れし如くに恐れずして、遙かに大いなる罪を犯せり。

<sup>10)</sup> ユダの王マナッセがバビロンに捕われおりし時の祈禱」というのが、まだギリシャ語及びラテン語にあるが、教會が眞正なものと認めないもので、聖書には載せてない。  
<sup>11)</sup> 彼は己の家の庭園内に埋葬された。一<sup>12)</sup>王下二一・一九。  
<sup>13)</sup> 改心する前に

二十四 やがてその臣僕等、共謀して彼を、その家に於いて殺しぬ。二十五 されど残餘の衆ぐの民、アモンを討ち取りし者共を殺して、彼の代りにその子ヨシアを立てて王となせり。

### 第三十四章

ヨシア偶像禮拜を廢し、聖殿を修繕し、律法の書を発見してこれに従い、契約を更新す。

ヨシアは統治を始めし時八歳なりしが、イエルサレムにありて三十一年の間治めたり。リニ彼は主の御眼前に義を行ひ、その父ダヴィドの道を歩みて、右にも左にも逸れざりき。三その治世の第八年に、彼なお少年なりしが、その父ダヴィドの天主を求める始め、<sup>2)</sup>統治を始めしより十二年目に、高き處や並木、及び偶像や彫刻物を除きて、ユダトイエルサレムとを潔めたり。四即ち人々彼の前にてバールの祭壇を崩し、その上に安置せられたる像を毀てり。彼また並木及び彫刻物を伐り倒して之を打碎き、之に犠牲を獻ぐるを慣としたりし者共の墓の上

### 第三十四章 1) 王

下二二・一。

<sup>2)</sup>父の統治の間偶像禮拜の中に育てられながら、年少の王は成長するにつれて、次第に父祖の天主に對して敬虔の情をあらわして來た。

にその破片を撒き散らせり。五その上彼は偶像の祭壇に於いて、その司祭等の骨を焼き、<sup>3)</sup>かくしてユダとイエルサレムとを潔めぬ。六なおまたマナッセ、エフライム、及びシメオンの邑々に於いても、悉く破壊して、ネフタリにまで及ぼせり。七彼かく祭壇や並木を倒し、彫刻物を粉々に打ち碎き、イスラエル全國の社を毀ちたる後、イエルサレムに歸れり。八かくてその治世の第十八年、彼既にして國と主の聖殿とを潔め終りたれば、主の天主の家を修復せんとて、エセリアの子サファン、市の長マーシア、及びヨアカズの子史官ヨハを遣せり。九彼等乃ち大司祭ヘルキアの許に至り、主の家に持参せられたる金と、レビイ人及び門衛等がマナッセ、エフライム、その他すべてのイスラエル人、ならびにユダ、ベンヤミン、及びイエルサレムの住民より集めたる金とを、彼より受取りて、一〇主の家に於ける工事を監督する人々の手に付し、以て聖殿を修復し、その破損を繕う用に宛てたり。一〇その人々はまた之を工人及び石工に付して、石切場よ

<sup>3)</sup>これによつて、死せる偶像教司祭達をその死後までもなお見せしめとした。  
4)聖殿修復工事の金は、約二百年前ヨアスの代に行つたのと同様にして集めた。

二三

り石材を買ひ、建物を接續ぐ爲並にユダの王等が毀ちたる家々の梁とする爲の木材の買入に宛てたり。ニ彼等は一切を忠實になせり。さて仕事師等の監督は、メラリの裔なるヤハト及びアブディア、カートの裔なるザカリア及びモソラム等にして、彼等工事を急がせたり、いずれもレヴィ人にして、樂器を奏することを心得。ニまた諸種の用に供する荷を搬ぶ者共の取締りには、レヴィ人の中の書記官、上役、門衛等が當れり。一四さて彼等が主の聖殿に持參せられし金を持ち出す時、司祭ヘルキア、モイゼの手より與えられし主の律法の書を見出せり。一五時に彼、書記官サファンに云いけるは、「我、主の家にて、律法の書を見出せり。」と。しかして之を彼に付しぬ。一六彼またこの書卷を王の許に持參し、之に告げて云いけるは、「汝が下僕の手に委ね給える事は、視よ、悉く之を果せり。一七主の家にありし銀は、之を寄せ集めて、工人及び諸種の業をなす仕事師の監督に與えたり。一八更に司祭ヘルキア、我にこの書を付せり。」と。しかして彼、王の前にて之を朗讀したるに、一九王、律法の言を聞きて、已が衣服を裂き、二十ヘルキアと、サファンの子アヒカムと、ミカの子アブドンと、書記官サファンと、王の臣僕アサアと

二一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三

二一

に命じて云いけるは、ニ「<sup>二</sup>行きて、この見出されたる書のすべての言に就き、  
わが爲、ならびにイスラエルとユダとに殘れる者共の爲、主に祈れ。蓋し、主  
の大なる御忿怒、我等の上に下りたり、其は我等の父祖、主の御言を守らず  
この書卷に錄されたる一切の事を行わざりしが故なり。」と。ニ是に於いて、  
ヘルキア、及び王より之と共に遣されし人々、ハスラの子なるテクアトの子、  
衣裳係セルムの妻にして、イエルサレムの第一區に住める、女預言者オルダの  
許に行き、我等が上に述べたる事<sup>リ</sup>を之に語りぬ。三時に彼女彼等に答える  
は、「主イエスラエルの天主はかくぞ曰う、汝等をわが許に遣したる人に云えか  
し、三四主はかくぞ曰う、ノ視よ、我はこの處とその住民とに對し、災厄、即ち  
ユダ王の前にて讀みしかの書に錄されたる諸々の呪咀を齎らさん。ニ其は、彼  
等我を棄て、異國の神々に犠牲を獻げ、その手にて作りし物を以てわが忿怒を  
招きたればなり。是故にわが忿怒この處に下りて消えざるべし。」ニ六さて主に  
願わんとて汝等をわが許に遣したるユダの王には、汝等かく云うべし。主イエス

5) ヘブ  
レオ語  
の云い  
方、  
verb  
「言」。

二二

二三

二四

二五

二六

テエルの天主はかくぞ曰う。『汝、この書卷の言を聽きて、ニセその心を和げ、  
天主の御眼前に卑下りてこの處とイエルサレムの住民とに對して云われし事を  
迎え、わが顔を畏れて己が衣服を裂き、わが前にて泣きしかば、我も亦汝に聽

きたり、と主曰う。ミハ即ち我やがて汝を汝の父祖の許に到らしめん、かくて汝

は安らかに己が墓に納めらるべく、汝の眼はわがこの處とその住民とに齎さん

とする諸々の災厄を見ざるべし。』と。『彼等乃ち彼女の云いし所を悉く王に

傳えぬ。』是に於いて彼、ユダとイエルサレムとの長老等を皆召集め、ミハ主

の家に上り行けり。ユダのすべての人々、イエルサレムの住民、司祭、レビイ

人、及び民も小より大に至るまで、舉りて之と共に然せり。是等の者が主の家

に於いて聽ける所にて、王はその書卷の言を悉く朗讀せり。ミハついで彼、そ

の席に立ち、主の御前にて、之に従いて歩み、その誠命と證詞と規定とを、心

を盡し靈を盡して守り、その読みし書卷に錄されたる事を行わんとの、契約を

結びぬ。ミハ彼またイエルサレムとベンヤミンとにあるすべての者にも、之を誓

三三一

わしめたり。さればイエルサレムの住民、主その父祖の天主の契約の如くに行えり。<sup>三三一</sup>かくヨシアはイスラエルの裔等のあらゆる地域より憎むべきものを悉く取り除き、イスラエルに遺れるすべての人々をして、主その天主に仕えしめたり。彼の生くる日の限りは彼等主その父祖の天主より離れざりき。<sup>三三二</sup>

### 第三十五章

ヨシア盛大に過越を祝うて彼、エジプト王に殺さる。

ヨシアはまたイエルサレムに於いて、主の爲に過越を行ひ、第一月の十四日に之を屠らしめたり。<sup>三三三</sup>しかして彼、司祭等をその職に任じ、彼等を勵まして主の家に於ける勤行を爲さしめ、またすべてのイスラエル人を教えて<sup>三三四</sup>主の爲の聖なる者とするレヴィ人等に、告げて云いけるは、「ダヴィドの子イスラエル王サロモンが建てたる聖殿の聖所に、櫃を置け、<sup>三三五</sup>蓋し汝等累ねて之を

第三十五章 <sup>1)</sup>王下二  
三・二一。—<sup>2)</sup>これはレヴィ人の職務。  
<sup>3)</sup>聖殿が偶像禮拜に用いられてその神聖が瀆された時、契約の櫃まで除去されたのを再びそこへ持ち帰つたとは

擔うことあらざるべし。よりて今は主汝等の天主と、イスラエルの民に仕えよ。

さればイスラエル王ダヴィドが命じ、その子サロモンが

かきしるしたる如く、汝等の家々、族々により、各人の班に循いて、自ら準備

し、五レヴィ人の家と班とに循い、聖所に於いて勤行をなせ。六しか

して汝等の兄弟の爲にも、彼等がモイゼの手によりて主の曰いし御言の

ままに行うを得るよう、準備せよ。」と。その上ヨシアは過越の祝祭の

時、其處に在りしすべての民に、畜群の中より小羊と仔山羊、その他的小家畜三万頭、及び牡牛三万頭を與えけるが、是みな王の所有物の中よ

り出せるなり。八その諸侯も、自ら進みて、その誓いしものを、司祭レ

ヴィ人にも、また民にも提供せり。更に主の家の長たち6)ヘルキア、ザ

カリア、ヤヒエルも、司祭等に過越を行う用として、小家畜6)取り交ぜ

二千六百頭、及び牡牛三百頭6)を與えたり。九またコネニア、その兄弟なるセヌヤとナタナエル、之に加うるにハサビア、イエヒエル、ヨザベド

四

六五

八

七

九

あり得ないことでないのみか、いかにもさもありそなことである。一四ヨシアは聖櫃が聖所を出ることはもはや決してあるまいと思つたのである。一五いすれも大司祭の次に、司祭中の最高の人々。

6) 小羊及び仔山羊。

等レヴィ人の長たちも、他のレヴィ人に、過越を行ふ爲、小家畜五千頭、及び  
牡牛五百頭を與えたり。一〇かく奉事の準備成りしかば、王の命に循い、司祭は  
立ちてその職務に當り、レヴィ人も亦それぞれの班に分れて然せり。二かくて

過越を屠るや、司祭等はその手もて血を振り撒き、レヴィ人等は燔祭の物の  
皮を剥ぎて、一二之を離し取り、以て各々の家と族とに與え、且主に献ぐる爲に

宛てたり。即ちモイゼの書に錄されたる如し。また牡牛に對しても同様になせ  
り。二三しかして律法に錄されたる如く、過越のものを火に炙り、なお和祭の  
犠牲は、鍋、釜、鼎などに入れて煮、之をすべての民に急ぎ配れり。三四しかし  
てその後彼等已が爲と司祭等との爲に準備せり。蓋は司祭等、夜まで燔祭と脂

肪とを獻ぐる事に從い居たればなり。是に因りてレヴィ人、最後に己が爲とア  
ーロンの裔なる司祭等との爲に準備せしなり。一五更にアサフの裔なる歌手等も  
ダヴィド及びアサフ、ヘマン、イディトウン等王の預言者等の命に循いてその

持場に立ち、また門衛等も各々その門を守りて、片時もその職務を離れざりき。

7) 殺牲  
の焼く  
べき部  
分。  
8) 出一  
二・九。

是故にその兄弟なるレヴィ人等、彼等の爲に食物を用意したるなり。一六 かくてその日主の奉事は、ヨシア王の命のままに、過越を行う事も、主の祭壇の上に燔祭を捧ぐることも、典憲の如く果されたり。一七 其處に居りしイスラエルの裔等も、その時に過越を行い、七日の間酵なき麪の祝祭を行えり。一八 是の如き過越は、預言者サムエルの頃より、未だ曾てイスラエルにあらず、またイスラエル諸王の中、ヨシア及び司祭レヴィ人ならびにすべてのユダ人と其處に在るイスラエル人とイエルサレムに住める人々との如く、過越を行いし者は誰もあらざりき。<sup>9)</sup> 一九 この過越はヨシア統治の第十八年に行いしなり。

二〇 ヨシア聖殿を修復したる後、エジプト王ネカオ、エウフラトの河畔なるカルカミスに於いて戦わんと上り來りしかば、ヨシア之を迎撃たんとて進めり。<sup>10)</sup> 二然るにネカオ、彼の許に使者を遣して云わしめけるは、「ユダの王 よ、我と汝との間に何かある。我は今日汝を攻めに來らず、神が我に急ぎ攻め行けと命じ給える家と戰うなり。我と共に在す神に敵對することをやめよ。

この過越の祝で普通と違つてゐるのは、王が自分より遙かに富裕であつたその父祖よりも、多くの犠牲の畜を捧げた寛大さ

<sup>9)</sup> 10) 王下二三二九。

然らずば彼汝を殺し給わん。」と。ニヨシア歸ることを肯ぜずして、彼と戰う準備をなし、天主の御口より出でしネカオの言に従わずして、マゲッドの野に行きて戰えり。<sup>11)</sup> ニ時に彼其處に於いて射手の者共に傷つけられその臣僕等に云いけるは、「我を戰鬪の中より連れ出せ、我重傷を負いたればなり。」と。<sup>12)</sup> 彼等乃ち彼をその車より、王の習慣により之に續ける他の車に移して、之をイエルサレムに搬びしかど、彼ついに死してその父祖の廟に葬られたり。ユダとイエルサレムと、舉りて哀しみけるが、ニイエレミア最も太だしかりき。そのヨシ亞を悼める哀歌は、男女の歌手皆今日に至るまで繰返し、そはイスラエルに於いて定例の如くになれり。視よそは錄して哀歌<sup>12)</sup>の中にある。ニ六さてヨシ亞のその殘餘の事、主の律法に命ぜられし所に循いたるその仁德、ニセまたその所行の一部始終は、ユダとイスラエルとの列王の書に錄されたり。

11) 亞一二・一  
12) 預言者イエレミアがヨシア王の死を悼んだこの哀歌は、今は失せているのはたゞイエルサレムの滅亡を悼むものだけ。

## 第三十六章

ヨアカズ、ヨアキム、ヨアキン、及びセデキアの治世一  
バビロンの捕囚終にキルスに釋かる。

二  
一是に於いて國の民、ヨシアの子ヨアカズ<sup>1)</sup>を取り、立てて王となし、

イエルサレムにてその父に代らしめたり。<sup>2)</sup> ヨアカズは統治を始めし時  
二十三歳なりしが、イエルサレムにありて三箇月の間治めたり。<sup>3)</sup> 然る

にエジプトの王、イエルサレムに來るや彼を廢し、銀百タレン特及び金  
一タレン特を國に課せり。<sup>4)</sup> しかして彼の兄弟エリアキムをその代りに

ユダとイエルサレムとを治むる王となし、之が名をヨアキムと改め、ヨ  
アカズを捕えて己と共に、エジプトに引き行きぬ。<sup>5)</sup> ヨアキムは統治を  
始めし時、二十五歳なりしが、イエルサレムにありて十一年の間治めた  
り。彼は主その天主の御前に惡を行えり。<sup>6)</sup> カルデア人の王ナブコドノ  
ソル、彼を攻めに上り來り、之を鎖もて縛め、バビロンに引き行き、

### 第三十六章

1) ヨアカズは弟  
王子であつた。  
エジプトを敵視  
する黨派の者が

エジプトに好意  
をもつ兄王子ヨ  
アキムよりも彼  
を王にしたいと  
思つたのらしい

2) 王下二三・三

○。

八七

七 なお主の器具をも彼處に持ち行きてその神殿に置きたり。八さてヨアキンの残餘のこと、その行いたる憎むべき事、及び彼の心にありし事などは、ユダとイスラエルとの列王の書に錄されたり。次いでその子ヨアキン、彼に代りて王となれり。九ヨアキンは統治を始めし時、八歳なりしが、イエルサレムにありて三箇月と十日の間治めたり。彼は主の御眼前に惡を爲せり。一〇一年回るや、ナブコドノソル王人を遣して、之をバビロンに引來り且同時に主の家のいと貴き器具類を搬び去りぬ。しかしてその叔父セデキアを立てて、ユダとイエルサレムとの王となせり。<sup>4)</sup>一一セデキアは統治を始めし時二十一歳なりしが、イエルサレムにありて十一年の間治めたり。一二彼は主その天主の御眼前に惡しき事をなし、しかも主の御口より出るままに彼に告げし預言者イエレミアの面を畏れざりき。二三彼また、天主によりて彼を誓わしめたるナブコドノソル王に乖離れ、<sup>5)</sup>頸と心とを剛くして主イスラエルの天主の御許に歸らざりき。一四更に司祭の長等も民も皆、

<sup>3)</sup>多分その信仰しているメロダク、もしくはベル・メロダクといふ神に奉納したのであるう。

一五。耶三七  
一。一。<sup>4)</sup>王下二四。

王に、天主の御名によつて誓わせられたにも拘らず、公然叛逆した

一四

二

一〇

九

一三

異邦人の諸々の憎むべき事に倣いて比類なき罪を犯し、主がイエルサレムに於いて御自らの爲に聖ならしめ給える家を瀆したり。一五よりて主その父祖の天主その使者等の手に托して彼等の許に遣し、夜の中より起きて日毎誠め給えり、是、その民とその住處とを惜しみ給いしによりてなり。一六然るに彼等、天主の使者等を嘲弄し、その御言を輕蔑し、その預言者等を冷笑したれば、終に主の御忿怒その民に對して湧き上り、救う途なきに至りぬ。一七即ち主、カルデア人との王を來らしめて彼等を攻めしめ給いしかば、彼その聖所の家に於いて、若き者を劍にかけて殺し、青年をも、處女をも、老人をも、老衰せる者をも憐まざりき。主あらゆる者を彼の手に付し給えり。一八彼また主の家の大小諸種の器具聖殿ならびに王や諸侯の財寶をも、取りてバビロンに移せり。一九しかして敵の者共は天主の家に火を放ち、イエルサレムの石垣を崩し、塔を悉く焼き、あらゆる貴き物を毀てり。二〇剣を免れたる者は、バビロンに引き行かれて、二一王とその子等とに仕え、かくてペルシャ王<sup>アラム</sup>が天下に号令し、二二イエレミアの口

6) 王下  
二五。  
一四。  
一五。

7) バビロンの  
俘囚は

西紀前

六〇六年から

五三六年まで

續いた

8) キルス。

より出でし主の御言が成就し、國がその安息を得たる時にまで及べり。即ちその國、荒廢の日の間安息して、七十年満了するに至りしなり。<sup>9)</sup>されどペルシャ人の王キルス<sup>10)</sup>の第一年に當り、イエレミアの口より告げられし、主の御言を成就せん爲に、主、キルスの心を動かし給いたれば、彼、命じてその全國に布令しめ、また文書によりても云いけるは、<sup>10)</sup>「ペルシャ人の王キルスはかく云う、『天つ神たる主、我に地の諸國を賜い、且我に命じて、そのためニ、ユダにあるイエルサレムに家を建てしめ給う。汝等の中、そのすべての民に加われる者は誰ぞや。主その天主、之と共に在せ、その者は上り行くべし。』」と。<sup>11)</sup>

<sup>9)</sup>キルスは西紀前五八年から五二九年まで、メド・ペルシヤ王國を治めた。

<sup>10)</sup>喇一・一・六・三。  
耶二五・一二・二九・一〇。

<sup>11)</sup>ユデア人たちのイエルサレム帰還は、およそ西紀前五三年に開始された。